

浪分けの論理 後篇
～文化論としての震災への対処～

小林 健彦

2015年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第44号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.44 February 2015

浪分けの論理 後篇

～文化論としての震災への対処～

Namiwake Logic avoiding a Tsunami as a Disaster
 –Latter Part : Dealing with Earthquake Disasters as a Cultural Theory

小林 健彦
 Takehiko KOBAYASHI

要旨

日本列島の中では、文献史資料に依って確認を取ることが可能な古代以降の時期に限定してみても、幾多の自然災害—大雨、長雨、洪水、冷害、大雪、雪崩、地滑り、大風、高潮、土砂崩れ、地震や津波、火山噴火、土石流、伝染病の蔓延等、際限の無い苦難に見舞われ、その度に住民等を苦しめて来た。ただ、日本で多発している地震に限定してみた場合、一定の周期や活動期の存在が明らかになりつつある。又、それに付随した災害としての津波は、時として瞬間的に多大な人的、物的被害を齎す脅威として、人々に認識されて来た。しかし、民衆はそれらの災害を乗り越えながら現在に続く地域社会を形成し、維持、発展させて来たのである。特に、文字認知が未発達な時期にあっては、それらの災害情報を如何にして子孫に伝達するのが大きな課題であった。日本人に依る地域社会の形成は、災害に依る被害とその克服の歴史であると言っても差し支えは無いであろう。筆者は従前より、当時の人々がこうした災害を如何にして乗り越えて来たのかという、「災害対処の文化史」を構築するのに際し、文化史的、文化論的な側面よりその検証作業を行なっている処である。本稿では、特に津波に焦点を当てながら、それに依る被害の情報を文字情報以外の手法で刻もうとしていた事象を取り上げ、その事例検証と、当時の人々に依る対処法とに就いて、検討を加えたものである。本稿に於いては、今回、具体的な事例、研究対象としては、日本海の若狭湾沿岸地域、及び、宮城県の太平洋沿岸地域、に於ける事象を取り上げ、取り分け**自然地形、宗教施設や地名、避難施設、に見る水害対策等**を指標として、当該課題「災害対処の文化史」の追究に当たったものである。

〔キーワード〕水災害、津波、神話、伝承、日和山（ひよりやま）

目次：

要旨

キーワード

はじめに

1. 京都府北部、丹後半島周辺地域に於ける事例

1-1 : 天橋立の成立に見る神話、伝承との関連

1-2 : 天之真名井（あめのまない）

1-3 : 浦島説話と羽衣伝説より導き出される事象とは何か

～龍宮城は実在したのか～

1-4 : 波せき地藏（堂）

2. 若狭湾に没した凡海郷（おおしあまのさと）
 ～冠島（大島）、杳島（小島）伝説～

3. 各地に残る日和山

～宮城県の太平洋沿岸地域に於ける事例～
 おわりに

註

参考文献表

はじめに

幾多の自然災害が過去の日本へ襲いかかり、それらに対して当時の被災者等が如何にして対処をしようとしていたのかに就いて、文化論的観点より分析を加えた内容に関しては、筆者が既に指摘し、追究を行なって来た処である。(1) その内、取り分け日本周辺地域に於ける地震の発生に就いては、それ程正確ではないものの、一定の周期や、活動期が存在しているのではないかとする見解もある。確かに(被害)地震の発生が近接した場所に於いて繰り返され、更にその発生が集中している時期の存在していることにも気付く。(2) 日本への漢字伝来以降にあって、近世以前の段階では、即ち教育機関としての寺子屋普及以前に於ける識字率の低さに拘わる問題、記録主体層、為政者等に依る興味対象の(地域的)偏狭等の問題もあって、必ずしも被害を及ぼした全ての災害が正確な形に於いて記録されていた訳ではない。災害に拘わる作品は少ないものの、室町初期から江戸初期にかけて作成された絵入りの短編物語である御伽草子(室町物語)は庶民を読者対象とし、室町後期から江戸中期頃にかけて作成された絵入写本である奈良絵本も、その対象が上層の民衆であったことは、それらの普及が文字認知の上昇を前提としていた反面、絵が多用されていたことから、文字認知が不可能な人々をも購入層としていたことと表れとすることができ得る。近世、取り分け江戸時代以降に於ける被害地震の多くが記録として残されたのには、上記の如き理由、前提条件、時代背景の他にも、特に江戸周辺地域を震央とした地震の場合にあっては、その影響が日本全国へ波及したことも、その要因として挙げられる。つまり、首府復旧、復興に拘わる労力、資材、費用とが諸国へと賦課されたからである。(3)

又、過去の震災を契機として神仏への祈禱や災異改元が実施され、更に地震勸文や占文が作成されたこともあり、実際の被害復旧、復興事業や被災者支援とは別の次元に於いて、現在、それらに考察を加えるならば、文化論的対応がとられていたことも又、事実である。但し、当該災害発生当時に於いて、それらが日本に於ける伝統的な文化や伝統、習俗であると認識されていた形跡は寧ろ稀であり、それらも医・薬の支給、賑給や租税免除と言った被災者救済策の延長線上に存在していた、より物理的な

対応であると見做されていたものと推測されるのである。取り分け、震災発生直後に中国、日本の古文獻を渉猟して作成された未来予想図が、仏教思想上の一つの特徴であるところの三時の説、所謂、釈迦入滅後に於ける末法思想の鎌倉時代後期以降に於ける衰退、そしてそれと連動した無常観や厭世観の形骸化に伴ない、それ以降、現在、そして将来に向けての不安に対処する為の新たな心の拠り処や、救済を求める意識の本流を形成し、為政者層等をしてその様な行動に走らせていたと見ることも可能ではある。保立道久氏は、(4) 取り分け地震と火山噴火とは、原初のエネルギーに満ちた畏怖すべき対象としての地霊(穢神)が地上に噴出した姿であるとし、9世紀に成立した神道の基底にはこうした火山と地震に対する畏敬、又、絶対的な「忌み」があったと指摘する。若しそうであるとするならば、地霊が地上に噴出した(震災発生)の意義と今後発生するであろう凶事の内容とを探るべく、そうした(現在に於いて判断すれば)科学的根拠の無い未来予想図の作成が為されたとすることも可能かもしれない。地震発生は、それ自体の発生に伴なう可視的、物理的被害に対する恐怖感の存在も勿論ではあるが、その後、に於いて齎される何らかの凶なる出来事の前兆現象としての捉え方が、古い時代に在っては寧ろより優勢であったとすることが出来得るのである。(5)

中国大陸に於ける地震への対応は、その後、に於ける日本でのそれに対する物理的、精神的、及び文化的対応へも大きな影響を与えたものと推測をする。前四史の「後漢書」に依れば、後漢の張衡〔平子、建初3年(78)～永和4年(139)〕は、陽嘉元年(132)には「候風地動儀」、つまり感震器を世界で最初に製作したとされるが、(6) これは、同記同年条に「尋其方面、乃知震之所在」とあることより、地震発生(震央の検知)のみならず地震波のやって来る方向をも知ることが出来得る機器であったと言ふことになる。ただ、後漢一代記である後漢書(7)は、原著者であった宋の范曄(はんよう)死去後に於いて、梁の劉昭が晋の司馬彪に依る「続漢書」八志に註し補完して完成したものであって、張衡より凡そ300年後に成立した記録である点に留意しなければならないであろう。それに加えて、ここで登場した候風地動儀自体も、後の成立に拘わる器物であった可能性も排除は出来ないかもしれない。更に「候風地動儀」は、その実物や張衡に依る製作図面

が残存してはいないとされるので、後漢書の記述を基にした復元が中国や日本で行なわれてはいるが、多少の相違もある。同記の記述に従うと、精銅製の本体部分は円径（直径）は8尺（約184センチメートル）であり、横から見ると楕円形、壺形をした円胴〔「形似酒尊（さかだる）」とある〕の周囲には八体の龍が取り付けられ、円筒中の都柱（中心に設置された柱）が震動に依り動き、それに従って龍の口より球（銅丸）が落ちて震央を知ろうとしたらしい。又、同時に「振聲激揚、伺者因此覺知」とあって、震動を利用した一種の警報音も伴ったらしい。しかし、特筆すべきは「乃令史官記地動所従方起」とある様に、洛陽より約800キロメートルも西方にある隴西（中華人民共和国甘肅省臨洮西南部）での地震をそれが探知したことを契機として、地震を史官に記録させ始めたことであろう。そこにどのような目的があり、それに依り得られたデータがどのように活用されていたのかは不明であるが、吉凶、つまり今後如何なる対処をするのが最上であるのかを推測する判断材料の一つとされていた可能性はある。張衡は、「故能一貫萬機、靡所疑惑、百揆允當、庶績咸熙、宜獲福祉神祇、受譽黎庶、而陰陽未和、災眚屢見、神明幽遠、宜鑒在茲、（中略）吉凶可見」として順帝に上奏したとするが、例え人事を尽くしたとしても、それを必ずしも神が評価はしないかもしれないとしているのである。つまり、候風地動儀の様な科学技術をも含めた人事とは、尚、別の次元に於いて、物事の吉凶を注視し、陰陽の調和を図ることも重要であるとする。そして、永建3年（128）に京師（洛陽）で地震が発生した際には、「禮之政也」として、礼の政（まつりごと）、礼制の修まることの重要性を説いたが、それは、「災異示人、前後數矣、而未見所革、以復往悔」と示す様に、何らの改革も無く、ただ同じ悔恨を繰り返して来た為政者に対する警告でもあったのである。更に張衡は、「衡以圖緯虛妄、非聖人之法」として、河図洛書や緯書と言った予言書に依る政治の在り方を否定し、律暦を明らかにして物事の吉凶を定め、これに卜筮と方位に基づく九宮とを併用するのが最上であると主張している。河図洛書や緯書と言った予言書に依る未来予想図の作成は、この後の日本へも、震災発生後に於ける対応策と言う形で多大な影響を及ぼすが、張衡はそうした行為には意味が無いとしているのである。その賛には、「近推形算、遠抽深滯、不

有玄慮、孰能昭晰」と記され、彼に依る処の、実際に起こっている現象の観測や、それに基づく計算、推論こそが物事の原則、理法を引き出すのであり、それには深い思慮が必要であるとする。彼は、未来に起こるかも知れないことに対する根拠の無い推測には消極的であったのであろう。前原あやの氏に依れば、⁽⁸⁾張衡は、正統と捉える占術を重要視し、将来を見定める際に重要な役割を持たせていたと指摘をする。正統と捉える占術とは、易を始め、亀甲、占夢等を指し、律暦、卦侯、九宮、風角等も正統な占術に含まれたとしている。これらに共通するのは、天体や数に関する占術であるという点であり、張衡は太史令であって、宇宙の構造に関心を持ちながら天体の動きを詳しく観察していた。つまり張衡は、天体のあり方と占術とを密接に関連するものとして捉えていたのである。従って、図讖についても、その全てを非難したのではなく、伝統的なものについてはこれを容認していた。天体（宇宙）がどのように動くかは、実測のみならず占術によって知ることができるという独自の認識を彼は持っていたと指摘する。候風地動儀の場合にあっても、張衡は地震の実測をしようとしていた反面、その発生が何らかの凶兆であることを占術を併用しながら知ろうとしていた可能性はあるかもしれない。候風地動儀に依る地震観測は、彼に依る占術の結果を裏付ける意味合い、誰の目にも客観的であって、それを可視化出来得る装置としてあったのかもしれない。若しそうであるとするならば、そのことは後の日本に於いて、震災発生直後に中国、日本の古文献を渉獵して未来予想図が作成されたことに多大な思想的影響を与えていた可能性がある。

最近、特に平成23年（2011）3月11日の東日本大震災（正式名称は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」であるが、本稿では一貫して「東日本大震災」の呼称を用いる）後に於いては、歴史的、遺物的、文献的な資料等より、過去に発生していた自然災害、取り分け被害地震の事例を検出し、今後その発生が予想される被害地震に関わる防災、減災に役立てようとする研究が加速していることは既に指摘した通りである。ただ、これらの研究の主流は、飽く迄も残存している歴史的資料より可能な限り正確に過去の被害地震に関わる情報を引き出し、「現代に於ける科学的な成果との整合性を検証する」ことであって、それらの震災に対し、発生当時の

人々がどの様に対処をしようとしていたのか、という文化論的な視角は従来こうした主流研究に付随したものであった。そこで筆者は、従前より、災害発生当時の人々がそれらに対して如何なる対処を試みようとしていたのかに就いて、文化史的な視角よりの追及を試み、日本史の中に於ける「災害対処の文化史」分野を構築しようとして来た。

本稿で取り上げる「浪分けの論理」とは、近世以前、つまり文字認知が未発達な時期に発生していた大規模な水に拘わる災害一大雨、洪水、土砂災害、地震・津波災害等、に対して、次回の被災を回避する目的で、当時の人々がどの様な文字情報使用以外の（文化論的）対処法を試みようとしていたのかを追究することである。勿論、当時の人々が当初より諸々の災害に対して初期段階より文化論的な対処をしようとしていたものではなく、そこにはそれ迄の日本の歴史過程に於いて蓄積、形成され、人々に依って育まれていた日本文化—宗教、思想、風土、生活、習俗、習慣等、が災害対処の基底に色濃く反映していた為に、そうした事象を整理、検証することに依って、文化論の構築に繋がり得ると考えたものである。尚、本稿で取り扱う津波とは、海底を震源域とする地震の発生に伴って起きる現象を指し、気象津波（台風、低気圧等接近に伴う高潮、段流、乱流等）に関しては、今回は除外する。東日本大震災後、特に東北地方の太平洋沿岸部に残された、主として津波に依って破壊された建造物、諸施設や船舶等の、所謂「震災遺構」の取り扱いを巡り、それらの（旧）所有者、行政側、そして住民等の間での議論が巻き起こり、「震災のことを思い出したくない」等の理由に依って、それらの撤去が進みつつあることも又、事実である。⁽⁹⁾ 約70パーセントもの人々（被災者）が、それら震災遺構の撤去に前向きであると言う調査すらある。感情的、心情的、心理的、实际的、物理的にはそうした被災地の人々に拘わる気持ちは肯定的にも、否定的にも捉えることが出来得る。然し、本稿で取り扱う宗教施設や地名、その他の施設に残された、かつての地震や津波被害に伴う記憶は、過去の被災者がそうした同様な心的状況の中にありながらも、敢えて文字情報以外の手段を以って、後世の人々に震災等に拘わる悲惨な被災の状況を明示し残してくれたものである。これは当地に居住する後世の人々が、二度と同様の被害を蒙らない様にとの善意や警鐘としての性格を有す

るものであったと判断される。

ただ、災害に伴う被災の記憶を積極的に残しておこうとする活動も見られる。2004年12月26日、インドネシア西部にあるスマトラ島北西沖インド洋を震央とした地震（マグニチュード9.0）では、インド洋沿岸地域に於いて、平均波高約10メートルの津波が数回来襲し（確認された最大津波高は約34.9メートル）、大きな人的、物的被害を発生させた。⁽¹⁰⁾ インドネシアアチェ州（スマトラ島北西部）の州都バンダアチェに於いても、当初は一部の住民より残存物の撤去を望む声はあったものの、同市当局者が震災遺構としての価値を住民に説明し、結局は大半の住民が漁船、2,600トンの発電船、病院、遺体の安置所となっていたイスラム教のモスク等が保存されるに至った。最終的には州政府が土地を買い上げて、震災遺構として整備することが決定されている。同市当局は、これらの観光資源化を図り、パンフレットやガイドブックも用意し、2013年には110万人の観光客が訪問したとする。観光資源化を巡る是非、長期に渡る辛い記憶の残像はあるものの、その破壊力を可視化された状態で後世に残そうとした事例である。⁽¹¹⁾ 尚、日本の東北地方に於いても、宮城県塩釜市に所在する千賀の浦緑地に於いて、「塩釜市東日本大震災モニュメント」が平成25年（2013）3月11日の東日本大震災発生2周年を記念して建立されており、津波の高さを示す石塔4本（「昇る太陽の塔」高さ4.7メートル、幅82センチメートル、奥行き66センチメートル）、記録碑（「日の出石」）等が整備された。見てすぐに分かる、ことを想定したものである。又、同県東松島市牛網地区に於いても、同26年3月2日に「2011.3.11 津波の教え（石）」と言う名称の石碑が除幕されている。これは、海岸線より約700メートル離れた集会所に、住宅メーカーよりの寄付で建設されたものであり、この御影石製石碑で東日本大震災に拘わる津波被害を想起させ、地震発生時には一刻も早い高台や内陸部への退避を呼び掛ける、と言った行動も見られることを指摘しておく。これ自体は震災以降に新設されたものであって、震災遺構ではないが、「ここにも津波は来る。」と刻まれた碑文に依り、見る者に一定の警告を与え、敢えて辛い震災の記憶を可視的に、分かり易く後世に迄、常設の形で留めておこうとする措置の一環である。更に、同年8月11日には、宮城県名取市の太平洋沿岸部に所在する潟湖、

広浦の西側、閑上（ゆりあげ）地区に於いて、震災犠牲者を記念した慰霊碑が除幕された。そこには、種子をイメージした黒御影石製の俵型石碑と共に、土台部分をも含めた高さ約8.4メートルの、先端部分が二股状になっている白い塔が建立された。この形状は、植物が芽生える姿をイメージし、犠牲者の冥福と、豊かな土地が戻って来る様にとの復興への祈りを込めたものであると言う。約8.4メートルと言う高さは、東日本大震災時に於いて、当地に襲来した津波の波高と同じ高さである。つまり、これ自体は慰霊碑ではあるものの、**見てすぐに（過去に襲来した津波の高さが）分かることを重要視した機能**であろう。碑文には、亡くなった944人の氏名と共に、「亡き人を悼み故郷を想う 故郷を愛する御霊よ 安らかに」とする文字が刻まれた。文字が刻まれるのは現代的な手法ではあるが、これも、震災の記憶を常設の形で可視的に、分かり易く留めておこうとする措置の一環である。⁽¹²⁾ 岩手県宮古市田老地区に於いても、同地区を見下ろすことの出来る三陸復興国立公園山王園地内に、田畑ヨシ氏が作った「海嘯（つなみ）鎮魂の詩（うた）」の石碑が建立され、その体験と津波の恐怖とが公開された。同氏は、昭和三陸津波（1933年）と東日本大震災（津波）とに被災していたが、前者の体験等を基にして紙芝居「つなみ」を作成し、約30年間に渡って、各地で読み聞かせの活動を行なって来た。当碑文は、約10年前に昭和三陸津波の犠牲者の為に作り、節を付けて歌い継いで来た詩に、東日本大震災時に於ける思いも加えた作品であった。⁽¹³⁾ 碑文自体は文字情報であるが、今後もその発生が予測される津波に対して、その経験や人命の大切さを常設の形で後世に伝えておこうとする行動の一環である。新潟県柏崎市では、新潟県中越沖地震（2007年7月16日午前10時13分発生）で被災した、同市西本町3丁目に所在する喬柏園（きょうはくえん）を改修して、「市民活動センター」に併設する形式で、「震災メモリアル施設」を整備することとしている。これは、中越沖地震復興基金よりの補助金を原資として、長岡市の中越防災安全推進機構が運営するものである。ここでも、震災発生5年を契機として、関連イベント等の中止が相次ぎ、震災体験、そこより得られた教訓の「風化」の進行、及び、必ずしも行政の積極的な姿勢が表に出ていないことに対する懸念が、市民の間より上がっていると言う背景があり、震災の

教訓を後世に伝えて行くことの必要性が議論されているのである。⁽¹⁴⁾

それに加えて、可視化出来ない手法としての「～の日」制定がある。全国的には、毎年9月1日の「防災の日」がある。これは昭和35年（1960）6月11日に、閣議了解に依り制定されたものであって、9月1日の由来とは、大正12年（1923）同日に発生した関東大震災を根拠としている。当該震災では、直接的には死者9万人、行方不明者4万人、建物全壊12万戸、全焼45万戸の被害を発生させ、翌日には東京へ戒厳令が布告された。更に、朝鮮人虐殺事件、甘粕事件、亀戸事件等の虐殺事件、又、震災恐慌も発生し、金融恐慌（昭和2年）の遠因ともなったとされ、社会への影響が甚大であった。現在、この日を中心として（「防災週間」）行なわれる行事は、関東大震災に依る犠牲者に対する慰霊祭や、「防災の日」が制定されて以降に於いては、全国各地で防災訓練の実施日ともなっている。そして、東日本大震災に伴う甚大な津波被害を踏まえ、2011年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」に於いて、広く津波対策についての理解と関心を深めることを目的として、毎年11月5日を「津波防災の日」と定め、運用している。11月5日の由来は、安政元年（1854）に中部地方～九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害を齎し、「稲むらの火」のモデルにもなった安政南海地震の発生日に因んだものである（国土交通省 気象庁発表に依る）。

個別的には、「中越大震災の日」制定を選択した新潟県小千谷市の事例もある。これは、2004年10月23日に発生した新潟県中越地震より10年目となる2014年10月23日に施行される条例（同市復興推進委員会の発議に依る）に依るものであり、その原型には、1995年1月17日に発生した阪神大震災10周年を受け、兵庫県が制定した「ひょうご安全の日」があるとする。⁽¹⁵⁾ 両事例とも、その主眼は災害の教訓を後世に伝達することであり、**被災したと言う記憶の風化を防止**することであるが、取り分け小千谷市にあっては、その主たる対象が震災後に出生した子供である点が特質される。人口が決して多くは無い同市（37,743人、2014年7月末現在）にとって、少子高齢化、つまり震災の記憶を伝えるべき語り部役の大人の減少が懸念され、震災の教訓と経験を確実に、被災体験の無い彼らに語り継ぐことが急務であると判断されたのであろう。同市では2015年以降

に於いて、この日に合わせて防災訓練、防災教育を実施し、市民の意識を高めて行く計画であるとする。しかし、法令、条例制定等に依る「～の日」の手法では、全国的に実施されるものも含めて、石碑、慰霊碑等、常設形式での可視的施設と異なり、その日の前後の時期には当該災害に人々の注目が集まるものの、それ以外の時期には関心が薄くなって行く危険性もあり、運用上の工夫が必要であるものと考えられる。所謂「アニバーサリー化」し、「～の日」を一つのイベントとして実施すること自体が目的であるかの如く変化して行き、その結果、かつての災害事象の内実が忘却されてしまうことが危惧されるであろう。



写真：関上地区震災犠牲者慰霊碑(筆者が2014年8月23日に撮影。東日本大震災時には、中央部分に聳える高さ約8.4メートルの塔の先端の高さに迄、津波が襲来したと言う。誰もが、見て直ぐにその高さを実感することが出来る可視的な施設でもある。日和山の直ぐ南隣に建立され、観光や慰霊目的の人々が訪れている)

日常生活に深い関わりを持つ地名として災害情報を残す場合も珍しくは無い。例えば、津波痕跡を表現する地名として「白萩(しらはぎ)」がある。太宰幸子氏⁽¹⁶⁾に依れば、「シラ、シロ」は真っ新(まっさら)になる事を意味し、「ハギ」は表土が剥がされる状態を表わすとし、「シラハギ」は水に拘わる災害に依り、元の土地が埋没し、かつて地上にあったも

のを洪水や津波等が全て流し去って、その跡に何も残っていない状態を表現するとしている。⁽¹⁷⁾ 事実、同氏が指摘した宮城県東松島市にある白萩地区(鳴瀬川河口より約1キロメートル内陸へ入った同川東岸)では、東日本大震災本震後の津波が鳴瀬川を逆流して堤防を破壊し、集落を流出させている。同氏は、東日本大震災に拘わり、宮城県内に於ける津波被災地に多い地名を列挙している。⁽¹⁸⁾ それらは、砂、須賀、浦、釜、潮、汐、湊、港、津、魚、川、浜、波、浪、松、磯等であるが、件数に於いては砂、須賀、浜、浦が多い。これらの語は土地の形状や特質を示しているものであることより、それが直ちに過去に於ける津波被害を意味させていたものではないものと考えられるが、周辺環境や、周囲に於ける地名分布の特徴をも加味しながら検証を加える必要はあろう。又、沿岸部に設けられた古からの海岸林、歴史的景観としての松原、松林には、⁽¹⁹⁾ 飛砂防止や季節風(塩害)減勢の為だけではなく、津波減勢、高潮防止の目的で人為的に植林されたものであった可能性を持つものもあると考えられる。日本の沿岸各地に松原、松林が多く育成された理由も、景観保持や塩害、季節風低減の目的だけではなく、海底を震源とした地震が各地に於いて多く発生し、その結果津波も場所を問わず襲来したと言う事情に於いて理解されるかもしれない。単なる景観保持、飛砂防止、砂浜の養生の為ではなかったのである。その点に於いて、沿岸部に残る「松」字の地名には、そうした過去の津波発生情報を包含するものも散在しているものと推測をする。又、平成26年8月19日～翌20日にかけて、広島県広島市安佐北区、安佐南区に於いて大きな人的、物的被害を発生させた大雨では、各所で洪水、土砂崩れ、崖崩れ、土石流等の災害が起きた。その内、安佐南区八木地区では、元々存在していた「蛇落地悪谷(じゃらくじあしだに)」の地名が→八木上楽地芦谷(じょうらくじあしや)→八木、の様な変遷を経て現在に至っていた。当地には、武士が龍(蛇)の首を刀で刎ねて、その首が落下した地点を蛇落地と称する様になったとする伝承が残されていた。安佐南区八木3丁目26に所在する光廣神社は八幡神を祀るが、当該伝承〔享祿5年・天文元年(1532)のものとする阿生山の大蛇退治〕中に於いて、中城主香川勝雄(1515～1569年)が主君香川光景より命じられて、八木荘で悪戯を働いていた龍の首を斬ったとする太

刀や画像を伝えていた。本稿前篇でも述べた様に、法華経（序品）に登場し仏法を守護する水中の大王である**八大龍王**〔難陀龍王、跋難陀龍王、沙伽羅龍王、和脩吉龍王、徳叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯（須）龍王、優鉢羅龍王〕は、八体の護法の神、八部衆の一つ、龍神でもあり、**水に関わりの深い存在**でもあった。音写して那伽と書されることもある蛇神の龍王であるが、それは又、**水中を支配する神**でもあったのである。龍王の中でも優れた能力を持ったものは、雲を発生させ、空中を飛び回り、**雨を降らせると信じられていた**。この様な経緯を持った八大龍王、蛇神を祀る社がその場所に存在しているということは、**当所が繰り返し「水難」に見舞われて来たことを指し示す痕跡、指標**であろう。その水難には多雨、洪水、土砂災害が含まれ、その場所が沿岸部であれば、更に船舶遭難、高波、高潮、津波被害をも付加したものであったと言うことが出来得る。安佐南区八木地区に於ける事例では、文字認知を前提とはしない恐ろしい**伝承や地名**として、水災害、土砂災害に拘わる記憶を残して来たものと推察される。蛇（龍）の文字が著しく多量の水の出来を意味していたことは間違い無いであろう。ただ、当該事例では、**蛇落地悪谷**の地名が、ある時期に**上楽地芦谷**と改名されたことに注目したい。前地名表記に於ける発音の雰囲気を残しながらも、全く異義の別語に置き換えられている点である。然も、**上、楽**という語よりは災害とは全く無縁の心地良い条件を想起（錯覚）させるのである。当地が、災害に対しては安全であると言う間違っただ情報を流し続けていたのである。大雨という観点では、近年同地区の東側を南下して流れる大きな太田川に依る洪水の方が寧ろ着目され、同地区の西方にある風化した花崗岩（真砂土）からなる山の危険性が見逃されて来たとする指摘も上がっている。当地の住民にとって、日常生活の快適さを追求するのか、或いは、災害時に於ける対処知識、財産や人命等を守る上でのヒントを優先させるのかの選択と、その結果とを示唆する現実の事例である。

こうした過去の災害発生を示す地名は後で変更されれば、そこに刻まれた災害情報を読み取ることは不可能となる。事実、上記の如く、災害をイメージする地名である、その場所の不動産価値の低評価に繋がる、新興住宅地開発を実施する都合上、等と言う理由より、地名が変更された事例もある。又、災

害に因む宗教施設自体が後世に撤去されることは珍しいが、その名称や祭祀対象物の変更等に依って、そこでかつて発生していた災害情報が埋没させられている可能性もあるかもしれない。

更に、現実的な問題としては、その発生が予想される東海地震等に伴う津波襲来に備えた措置として、静岡県袋井市では、江戸期に構築された「**命山（いのちやま）**」を復活させ、同市内に於いて数か所の新設、又は新設を予定しているのである。これは、同市内の国道150号線沿いに残存している江戸期の「**中新田命山**」（砂質土の盛り土、高さ約5メートル）と「**大野命山**」（粘土質土の盛り土、高さ約3.7メートル）とをモデルとして実施、構想されているものであり、広い土地の確保や高額な建設費等の課題もあるが、津波避難施設維持費の低減化と、同時に大人数の退避を可能とするという、古来よりの命山独自のメリットを重要視した措置である。当該2件の命山は、延宝8年（1680）発生の台風に伴う高潮に依る当地への多大な物的、人的被害がその構築の直接的な動機付けであり、当時は塚の上に移動用の小舟が用意されていたとする。⁽²⁰⁾これは、先人に依る知恵が生かされつつある（復活した）事例であると言えよう。

以上の様に、過去に於いて夥しく発生していたであろう**歴史上の被災者**と、現在の被災者との、被災したと言う共通項に於いての物理的な被災状況、及び心情や心理、感情が大幅に異なる、ということに対しては、筆者はその科学的な根拠を見出せないでいる。このことは、そうした被災地、及び被災者の心情や心理が長い時間を経ても尚、余り変化はしてはいないことの証左なのかもしれない。ここでは、敢えて、「**語り継がれることの有益性**」がかつての日本社会に於いては一定の範囲内で機能し、それが後世の災害発生時には**防災、減災に繋がっていた事実**を強調しておくに留める。

本稿に於いては、前篇に引き続き、具体的な素材、研究対象として、日本海の若狭湾沿岸地域、及び、宮城県の太平洋沿岸地域に於ける事例を取り上げ、取り分け**説話、伝承、自然地形、宗教施設や地名、避難施設、等**を指標として当該課題「**災害対処の文化史**」の追究に当たりたいと考える。⁽²¹⁾

1. 京都府北部、丹後半島周辺地域に於ける事例

1-1: 天橋立の成立に見る神話、伝承との関連

京都府北部、日本海（若狭湾）に面して日本三景の一つ、天橋立〔子日岬（ねのひざき）〕は阿蘇海と宮津湾（与謝海）とを隔てる様に南北方向に形成された砂嘴、湾口砂州としてある。宮津市江尻（北側）より南方側へ延びて文珠へと至る全長約3キロメートル以上、幅約40～110メートルの狭長な砂州である。⁽²²⁾ 天橋立の成り立ちに関しては、有井広幸氏が以下の様に指摘する。⁽²³⁾ それは、**今から約2,200年前**に太鼓山（標高683メートル）の東南部を推定震源域とした断層地震（山田断層帯に起因する⁽²⁴⁾）が発生し、それに依り各所で地滑りが起きた。当該地滑りは現在の松尾付近より下世屋間で世屋川を塞ぎ止め、纏てその堰止湖が決壊して、大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したとする。この時の地震では、南西部の断層延長へも影響を及ぼし、断層崖より生じた大量の土砂も又、川伝いに阿蘇海と与謝海へ流入したのではないかとしている。これが、天橋立形成の画期であったとするものである。それ以前の段階に於いても、縄文海進後の、今から約6,000年前頃より宮津湾海底に砂州の形成が見られたことの延長線上に当該震発生が存在するとし、真名井川等に拘わる砂礫性の土砂が北砂州の根幹を成し、平安期～江戸中期にかけて阿蘇海と与謝海に依る海流に依って沿岸部よりの砂の供給を受けながら北砂州は完成し、その後、明治前期にかけての沿岸部土地開発の増加に伴ない、砂の供給量も増えて南側砂州も完成したとしている。

「丹後國風土記 逸文」⁽²⁵⁾ 中の「天橋立」では、その成立を伊射奈藝命（イザナギノミコト）が天（高天原）に通う為に立てた梯子を「天橋立」と称したが、彼が寝ている間にそれは仆れ伏して現在の姿になったと説明をする。萩原浅男氏⁽²⁶⁾ に依れば、この説話は、天地創生神話の最後に於いて、極めて重要な役割を果たす神格である伊耶那岐神の国生み伝説を伝承した瀬戸内の海人族が、海上より丹後半島へ上陸し、その海浜地帯へ伝播したものではないかとする。それは、天橋立に近接する宮津市宇大垣に所在する元伊勢籠（この）神社（丹後国一の宮）に於いて、海人族である海部直が、祖先神である天火明（アメノホアカリ）神を祀ったものであること

より推測できるとしているのである。⁽²⁷⁾ 抑々、「古事記 上巻」⁽²⁸⁾ に収載された「淤能碁呂嶋」の聖婚に記された「天浮橋〔アマ（メ）ノウキハシ〕」、つまり天上の神を地上へと迎える祭儀に於いて使用されたとした梯子が、何故、天橋立と関連性を持つ様になって行ったのかに関しては、その形状が、文珠側の高台に立って、所謂「股覗き」で天地を逆転させて見れば、確かに天上に懸かる梯子の様にも見て取れることにも依るであろうが、これは近代に入ってから風習であるとされる。又、同記同項には伊耶那岐命、伊耶那美命の二柱神が天神、諸命より「天沼矛〔アマ（メ）ノヌホコ〕」を賜って地上のことを依頼され、それを「天浮橋」に立てて投下（サシオロ）した処、その引き上げた末（サキ）より垂落（シダリオツル）塩の累積したものが「淤能碁呂嶋」になったとする。そして、この嶋で天降（アモ）りまして「天之御柱（アメノミハシラ）」を**見立てた**としているのである。ここで登場する「天浮橋」とは、次田真幸氏⁽²⁹⁾ に依れば、天と地とを結ぶ空想上の梯子のことであり、神が天地を往来するに際して使用した物体であるとする。⁽³⁰⁾ 又、数回登場する「天之御柱」とは、神霊の依り代とされる神聖な柱であるとしている。神に対する数量詞が、原初に於いては神そのものの存在を指し示す「柱」である起源が理解されるであろう。柱は神そのもの、或いは、天との通信に使用した回線なのである。古事記〔稗田阿礼の誦習、太安万侶の撰録に依り和銅5年（712）1月に完成〕には、特段、天浮橋を天橋立であるとはしていない。風土記は、元明天皇の詔に依って古事記成立の翌和銅6年5月2日には、畿内七道諸国に対して、郡郷名、産物、植生、動物の様態、土地の形状、地名の由来、伝承の言上を命じており、⁽³¹⁾ その成立は古事記よりは遅れるものの、その編纂に当たっては下記日本書紀共々、当該三書は同一の現地取材者、情報源、出典、説話、伝承等を基に調査し、編纂されていた可能性はあろう。⁽³²⁾ その為、当該三書の記述は、微細な差異はあるものの、ストーリー自体は殆んど同じなのである。⁽³³⁾

しかし、上記の検討結果よりも天橋立の完成（北砂州と南砂州との連結）は近代に入ってからのものであって、風土記や古事記が編纂された710年頃にここがどのような景観であったのかは不明ではあるが、真名井川等に拘わる砂礫性の土砂が北砂州付近

に打ち寄せられただけの荒涼とした風景であったかもしれないのである。確かに「丹後國風土記 逸文」の「天橋立」の項には、「與謝郡、郡家東北隅方、有速石里、此里之海、有長大前（サキ）、長一千二百廿九丈（ツエ）、廣或所九丈以下、或所十丈以上、廿丈以下、先名天橋立、後名久志濱」として、速石（拜師、波也之）里には既に長さ一千二百廿九丈（約3,687メートル）にも及ぶ、現在の天橋立と大差の無い湾口砂州の存在が記される。両書に遅れて、養老4年（720）に成立した「日本書紀 卷一 大八洲生成」⁽³⁴⁾に於いても、「天橋立」のことであると特定はしていないものの、「一書曰。（中略）伊弉諾尊。伊弉冊尊。立於天浮橋（アマノウキハシ）之上共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊（二、ヌ）、瓊。玉也。此曰努。矛指下而探之。是獲滄溟（アヲウナバラ）。其矛鋒滴瀝之潮。凝成一嶋。名之曰礮馭慮（慮）嶋（ヲノコロジマ）。二神於是降居彼嶋。因欲共爲夫婦產生洲國。便以礮馭慮（慮）嶋爲國中之柱。柱。此云美竈旨邇（竈）」、続けて、「一書曰。天神謂伊弉諾尊。伊弉冊尊曰。有豐葦原千五百（チイヲ）秋（津）瑞穂之地。宜汝往脩（循）之。廼賜天瓊戈。於是二神立於天上浮橋（アマノウキハシ）投戈求地。因畫滄海而引舉之。即戈鋒垂落之潮結而爲嶋。名曰礮馭慮（慮）嶋（ヲノコロシマ）。二神降居彼嶋。化作（爲）八尋（ヤイロ、ヤヒロ）之殿。又化豎天柱（アメノミハシラ）」と記される如く、「国生み神話」の重要なツールとして天浮橋は登場するのである。国生み、つまり、物理的な意味合いに於いて、日本の国土形成に関して登場する天浮橋とは、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神が上空に於いて立っている目的の橋として描写され、それは又、想像上の日本最初の国土である礮馭慮（慮）嶋（ヲノコロジマ）⁽³⁵⁾に当該二神が降居する迄の仮住まいとしての役割をも果たすものでもあった。それ故、天浮橋は二神が礮馭慮（慮）嶋に降りてしまえば用途の無いものであり、「丹後國風土記 逸文」に記される如く、それは（朽ちて）「仆伏」したのかもしれない。しかし、この後、古事記上巻の葦原中国平定の話に於いて天浮橋は再登場し、天照大御神の命を受けたその子の正勝吾勝勝速日天忍穗耳命（マサカツアツカチハヤヒアメノオシホミミノミコト）が、豊葦原之千秋長五百秋之水穂国を統治する為に、高天原より地上へ天降りする途上に於いて、一旦立った（「多多志」）空中の場所としても描写されるのである。更に、天孫降

臨の項に於いても、天津神の命を受けた天津日子番能迹迹藝命（アマツヒコホノニニギノミコト）が、天之石位（アマノイハクラ）を離脱して、やはり竺（筑）紫ノ日向之高千穂之久志布流多氣に天降（あも）りする途上に、「於天浮橋、宇岐士摩（浮島）理、蘇理多多斯弓」として、移動具である天浮橋より浮島へと空中で乗り移り、その淵に威厳を以って立った場所として再々登場する。従って、天浮橋が倒れたとしているのは「丹後國風土記 逸文」だけであって、「天橋立」成立との関連性の中に於いて、「日本書紀」や「古事記」との共通の素材より枝分かれして、そうした話が生成されて行った可能性はあろう。そして、その代わりに天との通信に使用する目的で建てられたのが國中之柱、天柱であった。この柱に対しては神霊の依り代とする見方や、「古事記」にある「見立天之御柱」と言う記載より、元々そこに存在していた何らかの自然地形を天との通信に使う柱であると見做した等、幾つかの見解も示されている。「古事記」では、五十九王（イソアマリココノハシラ）、八十王（ヤソハシラ）、七十七王（ナナソアマリナハシラ）、の如く、「王」の語にも「オホキミ」の他に「ハシラ」の訓を与えていることより、柱＝神そのもの＝天上の高天原より天下った豊葦原中国の支配者として決められている者、であると言う認識が存在していたのかもしれない。若しかしたら、「天橋立」自体をその様（なストーリー）に「見立てた」のかもしれないのである。ただ、本来はそうではないものを、その様に取り扱うとした、日本文化の特徴的手法である「見立て（る）」と言う、仮定の用法として幅が広く、尚且つ曖昧、抽象的な文化、発想法が、少なく共、当該三書の編纂当時に於ける社会での一般的文化、或いは、三書の編纂の根拠となった「一書」等、何らかの記録、若しくは伝承等に於いて、既に見られた考え方であったのか、どうかに関しては、更なる検証が必要ではあろう。しかし、日本書紀当該項目の原型を構成したと考えられる、夫々別の由来を有した「一書」は、丹後半島東南端の宮津湾に於ける紀元前200年頃発生 of 何らかの大規模自然現象に関して、当地での伝承を基に記録されたものであった可能性を示唆する。そうした状態の中で、取り分け天橋立が「丹後國風土記」に於いてのみ「天浮橋」と関連付けられたのには、約2,200年前に太鼓山の東南部を推定震源域とした断層地震が発生し、それに



写真：「丹後海と星の見える丘公園」より天橋立方面を臨む（筆者撮影。手前には約2,200年前の地震に依る地滑りで大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したとされる世屋川、上方には天橋立を北東方向より臨む。この方角、つまり天橋立にとっての鬼門に当たる方角よりそれを臨むと、文珠方向へ向けて宮津湾に倒れた梯子の様にも見ることが出来る）

依り各所で地滑りが起きた上、当該地滑りは現在の松尾付近より下世屋間で世屋川を塞ぎ止め、懸て堰止湖が決壊して、大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したとする事象と関係があるのかもしれない。つまり、人智では如何ともし難いこうした大規模な災害に対して、それを神の意志の発現、又は、神の地上への降臨と捉え、その可視的な結果が天橋立であり、それは「天浮橋」が崩壊した姿であると、当時の一般的な人々に依って受け止められた結果である可能性もあろう。この神話を構成する為の全ての要素が当地の伝承に於いて出揃ったのである。それ故、伊射奈藝命が「恠久志備（クシビ）坐」として、椅が倒れて海上の砂浜になったことに対し、それを靈異、靈妙（クシ）であると感じ、そこを伊射奈藝命は久志備濱と称したとする。更に土形里（古代）と当該説話筆録現在との中間（ナカツヨ）の時代にはここを久志と呼ぶ様になったとも記述をする。結論としては、「クシ」とは約2,200年前に太鼓山の東南部を推定震源域とした断層地震のことを示唆しており、「仆伏」とは、大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したことを、元々当地に残存していた伝承を基に表現したものであると推測をする。天地創生神話の最後に於いて、極めて重要な役割を果たす神格である伊耶那岐神の国生み伝説

を伝承した瀬戸内の海人族が、海上より丹後半島へ上陸し、その海浜地帯へ伝播したものではないかとする萩原浅男氏の指摘が正確であるならば、それは元々丹後半島東南端の宮津湾沿岸地域に於いて伝来していた上記災害の情報と相俟って、当該三書に見られる様な国生みの神話としてヤマト王権に依り奪取され、それにとって都合が良い様に、稀有な景観である天橋立の存在を利用しながら、再編成されて行ったことが考えられよう。

1-2：天之真名井（あめのまない）

「古事記 上巻」や「丹後國風土記 逸文」に登場する「天之真名井（あめのまない）」とは、高天原にあるとされる聖なる井泉を指し、「真名井」は「真淳名井（まぬない）」の約まった語であるとされる。真淳名井とは、瓊（玉）ノ井であり、水を汲む井を賞美しており、玉は魂と同義であって、体内より遊離する魂を留め、更なる生命力を付与すると考えられたのが天之真名井であるという。⁽³⁶⁾「丹後國風土記 逸文」の「奈具社」の項では、**農耕神、穀物神である豊宇賀能賣命（トヨウカノメノミコト）**の説話を載せる。これは、日本に於ける天女伝説、羽衣伝説、白鳥処女説話の原型を形成したものとされ、それは竹取物語（かぐや姫の物語）、鶴女房等の成立にも影響を与えたとするが、その一方で、これはヨーロッパや中東、中央アジア、東南アジア、東アジア等、世界的に見られる説話類型でもある。鈴木沙都美氏は、⁽³⁷⁾中国、韓半島に於ける羽衣説話に比して、日本のそれには顕著な差異が存在すると指摘する。日本の天女は羽衣を纏って飛翔する容姿や、その飛翔地自体の美しさを際立たせることでその容姿の神秘性を強調し、中国、韓半島に於ける羽衣説話では、天女が子供を迎えに来るのに対して、日本のそれでは、天女が掟や理に拘束され、締結した約束を必ず履行するという誠実性を持っているとしている。こうした日本に於ける天女の描写には、**天への羨望や尊敬の観念**が反映されていると結論付けるのである。その「丹後國風土記 逸文」の「奈具社」の項では、「丹後國丹波郡、々家西北隅方、有比治里、此里比治山頂有井、其名云真奈井、今既成沼、此井天女八人、降來浴水、于時、有老夫婦、其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦、此老等至此井、而竊取藏天女一人衣裝、即有衣裝者、皆天飛上、但无衣裝女娘一人留、即身隱水而、獨懷愧居、爰老夫

謂天女曰、吾無兒、請天女娘、汝爲兒、(中略)老夫増發願去、天女流涙、微退門外、謂郷人曰、久沈人間、不得還天、復無親故、不知由所居、吾何々哉々、拭涙嗟歎、仰天哥曰、阿麻能波良、布理佐兼美禮姿、加須美多智、伊幣治麻土比天、由久幣志良受母、遂退去而、至荒鹽村、即謂村人等云、思老老夫婦之意、我心无異荒鹽者、仍云比治里荒鹽村、亦至丹波里哭木村、據椶木而哭、故云哭木村、復至竹野郡船木里奈具村、即謂村人等云、此處我心成奈具志久、古事平善者云奈具志、及留居此村、斯所謂竹野郡奈具社坐、豐宇賀能賣命也」という、一人の天女に就いての伝説を載せる。これは当地の地名や神社の起源を説話形式で説明するものではあるが、鈴木氏が指摘する天への羨望や尊敬の念が和奈佐老夫と和奈佐老婦に依る天の羽衣の隠匿、及び天女一人の養育と追放と言う形で具現化されたものであるのかもしれない(鈴木氏は、人間の醜悪さや身勝手さを描くことに依り、天女の人格を際立たせる目的を持った意図した演出であると指摘する)。これは、先の「天椅立」に於ける「天椅立、神御寢坐間仆伏、仍恠久志備坐」に対応する考え方である可能性が存在する。つまり、椅と衣装(きもの)とは何れも天と地上との交通の手段であって、それらは仆れたまま、返却されないままの状態にあって、最終的には原状回復がなされることが無かったとする点である。椅は後に天椅立となり、天女は最終的には農業、穀物を掌る豊宇賀能賣命となって天に戻ることはなく、夫々が地上に於いては可視的な、稀有な景観や神(神社)として地上に降りたままの状態となっていたことがその特質である。

「古事記 上巻」に記される、速須佐之男命の系譜の項に於いては、速須佐之男命が神大市比売(カムオホイチヒメ、大山津見神の娘)と娶(ミアヒ)して生んだ子が、大年神(オホトシノカミ)と宇迦之御魂神(ウカノミタマノカミ)の兄弟であり、何れも稲穀、稲霊の神であるとしている。ただ、豊宇賀能賣命は、「古事記 上巻」の伊弉諾尊、伊弉册尊二神に依る神生みの項では、伊弉册尊の尿(ユマリ)より生まれた和久産巢日神(ワクムスヒノカミ)の子の豊宇気毗(毘)売神(トヨウケビメノカミ)であるとしていることより、系譜上では同一ではないことになるが、後には秦始皇帝の末裔弓月君に始まるという渡来系氏族、秦氏の信奉した稲荷神(倉稲魂命、ウカノミタマノミコト)と混交、同一視され

るようになったらしい。「ハタ(ダ)」は、古代朝鮮語に於いて海を表現した語であり、秦氏は新羅国よりの渡来人集団であったとする見解が優勢である。その弓月君が百済国より来帰した記事(応神天皇14年条)を載せる同じ「日本書紀 卷十 應神天皇」では、同3年(272)11月条で、処々の海人(アマ)がヤマト王権の命に服さず、阿曇連の祖である大濱宿禰を派遣して鎮定した記事を載せる。阿曇連(安曇氏)自体も、黥面の風習を持っていたこと等に依り、その源流を東南アジア~インドネシア方面、或いは、阿曇族=隼人族、とし、その原住地を中国大陸華南に求める説もあり、⁽³⁸⁾倭国域外より渡来し、その造船技術や航海技術、更には、東アジア情勢に関する知識を以ってヤマト王権に服属した種族であった可能性が濃厚である。大濱宿禰は佐摩阿摩(サマアマ)と呼ばれる「海人之宰(ミコトモチ)」として、彼らを管轄するに至ったらしいが、それを受けて、翌5年8月には諸国に山守部と共に、海人部の部民が定められている。彼らは現地では海部直に統率され、更に中央豪族である伴造阿曇連の支配下に入り、ヤマト王権に依る制度に組み込まれたのである。つまり、従前より彼らが伝えていた夫々固有の伝承、説話も、ヤマト王権の許に収斂され、収奪され、元々ヤマト王権のものであったと言う論理の許に摩り替えられて行った可能性がある。それが、日本書紀の文の冒頭に見られる「一書曰」、古事記のそれに見られる「故(カレ)」と言った表現法により看取されるのである。海人部は淡路、阿波、紀伊、吉備国等、都より西方に所在した。換言すれば、韓半島や大陸により近い地域に編成され、然も彼らは航海技術に優れていたと推測されることより、天女伝説の原型や最新の水稻耕作技術等を倭国に伝えていたことも推定されるのである。取り分け「古事記 下巻(仁徳)」に記される仁徳天皇と、采女として吉備国より喚上(めさ)げられた、同国の海部直の娘であった黒日売(くろひめ)との恋愛逸話は、ヤマト王権にとって、特に吉備国が東アジアを見据えて、瀬戸内海を制御する上での要衝であると認識されていた証左であろう。ここでは、天皇が大后(おほきさき)である石之日売命(イハノヒメノミコト、磐之媛命、磐媛皇后)を欺いて迄、逃げ下った黒日売を吉備国へ追いかけて行くストーリーになっているが、黒日売が都へ戻って行く天皇を慕いつつ「夜麻登弊(倭方)迹、由玖(行く)波多賀

(誰が) 都麻 (夫)、許母理 (隠り) 豆能、志多 (下) 用波 (延) 閑都々、由久 (行く) 波多賀都麻」と詠んだ歌には、吉備国 (の海部直) とヤマト王権との強い紐帯が示されているのである。渡来系氏族であった秦氏の信奉した倉稲魂命は、「日本書紀 卷一 神代上 (四神出生)」に依ると、伊弉諾尊、伊弉册尊二神が、風神と海神とを産む間の飢時 (ヤハシカツシトキ) に出生したとする神であり、宇介能美拖磨 (ウカノミタマ) とする、としているので、古事記と日本書紀とでは、素材とされた「一書」が違っていた可能性もある。伊弉册尊は、古事記に依れば、豊宇氣毗 (毘) 売神を産む直前に産んでいた火之夜藝速男神 (ヒノヤギハヤヲノカミ) の為に、美蕃登 (ミホト、女陰) が灸 (ヤ) かえて、病床に伏し、それが原因で遂には亡くなったとしている。何れにしても、豊宇賀能賣命に就いては、農耕神、穀物神であると言う点に於いて、明らかな混線が見られるのであり、然も、古事記の記述では、彼女が伊弉册尊の産んだ最後の子の子であることになり、「灸」の語よりは、農業にとって、水害と共に大敵である「旱」の状態を想起させるのである。双方共、「神避 (カムサリ)」= 滅亡、を意味する点に於いては、和奈佐老夫と和奈佐老婦に依る非情な行為にも見て取れる様に、それは敵対し、排除すべき対象であったと言えるであろう。

当該説話の題名にもなっている奈具神社は、現在丹後半島中央部に当たる京都府京丹後市弥栄町船木273にあるが、その旧地は洪水に見舞われて流出したともされており、⁽³⁹⁾ やはり水との関わり合いや因縁を想起させる存在でもある。更に天橋立の東側に当たる宮津市由良3324の由良川河口の北西側、海岸線よりは約420メートル程度内陸へ入った水田奥の高台にも奈具神社があり、和奈佐老夫と和奈佐老婦に依って拘束された天女 (豊宇賀能賣命) が「此處我心成奈具志久 (心が静かで穏やかだ)、古事平善者云奈具志」と発言する場面もあるが、これは当地一帯に於ける地上の変動、天橋立周辺域の基盤成形や沿岸部地形の形成等が一段落した状況を表わしているとも受け取れる表現であると推測されるのである。これは、元々当地方に伝来していた沿岸部地形の大規模な変動を伴った様な自然現象に関する伝説が、上記の如き来歴を持った天女 (豊宇賀能賣命) に依る境遇やその意識の変化、鎮座地の変遷の内に、水に拘わる話として転化、又、内包させられて行った

のではないかと推測されることである。それは、後述する如く、天橋立をも含む若狭湾沿岸地域、取り分け同湾西部に於ける地形の複雑さの理由をも示唆するものなのかもしれないのである。海部毅定氏 (籠神社宮司家) は、⁽⁴⁰⁾ この「比治山頂有井、其名云眞奈井、今既成沼、此井天女八人、降來浴水」と言う箇所を捉えて、天女が比治山にあった霊水で以って浴水を行なうこと自体が、既に当該伝承成立時にあってはこの眞奈井が神饌に適さず、神聖観をも喪失していたとし、そうであったからこそ、天女が身の汚れをこの井で落とすと指摘をする。その時点に於いては、比治山の眞奈井〔久次 (ひさつぎ) = 久次比 (くしび) = 奇霊 (くしび) の眞名井〕は靈妙 (クシ) としての性格を喪失していたことになる。抑々「比治」の語は土 (ひぢ)、泥 (ひぢ) とも音が通じることより、霊水としての眞名井を表現する場合には用いられないとする。つまり、海部氏の指摘する泥水化した井の存在からは、八人と言う**大量な状態を意味する**⁽⁴¹⁾ であろう天女 (= 降水) に依って齎された天水が、地上の井に大量に集まり (天女八人降來)、その結果として当地に洪水が発生したという構図が成立するのである。同氏が指摘する処の天真名井の水とは、神饌用途のみならず、靈妙不思議、生命の根基、靈魂の源泉であり、更に微妙な働きを持った霊水であって、地上に降りた天女 (豊宇賀能賣命) が醸造したと言う酒も眞名井の水の靈能を酒に移したものであるとしている (同氏前掲書200~201頁参照)。こうした見方に立脚するならば、比治の眞奈井と天の眞名井とは、実に対極に位置する存在であって、一方は大雨、洪水を地上に齎す災害 (の源泉) であり、他方は生命の根幹、靈能を有した聖なる神饌水を生み出す井泉という位置付けになるのである。⁽⁴²⁾

ところで、「丹後國風土記 逸文」の「奈具社」の項に記された「丹後國丹波郡、々家西北隅方、有比治里 (京都府京丹後市峰山町久次、鱒留)、此里比治山 (鱒留の菱山) 頂有井、其名云眞奈井、今既成沼、此井天女八人、降來浴水」に登場する眞奈井は、京丹後市峰山町久次510に所在する比沼麻奈為神社付近に比定されており、⁽⁴³⁾ 内陸部に位置してはいるものの、水に拘わる表現法が多用されており、弥栄町船木所在の奈具神社旧地が洪水に依り流出したともされている点に於いて、当該説話との整合性が類推できるものでもある。「丹後國風土記

逸文」に見られる、井、沼、水、涙、沈、と言った語よりは、当地域の成立過程に於いて、自然災害としての水害や、地震、津波の発生に伴う被災や苦難が存在していたことを説話形式で示唆したものであるとも評価されるものかもしれない。天之真名井自体は想像上の井泉であり、可視化も、人間が手を出すことも出来ない天上（高天原）の存在である。「古事記 上巻」に収められている天照大御神と速須佐之男命（ハヤスサノヲノミコト）との、天安河（アメノヤスノカハ）を挟んで行なわれた「宇気比（ウケヒ）」（誓約）の場面では、天照大御神が速須佐之男命の佩いていた長大な十拳釵（トツカツルギ）を受け取って三段に打ち折り、その玉の緒が揺れつつ、玉が音をたてて天之真名井に振（フ）り滌（ス）き、三柱の女神を生んだとする。又、速須佐之男命も天照大御神が左の美豆良（ミヅラ、角髪）に纏っていた八尺（ヤサカ）の勾璣（マガタマ）の五百津之美須麻流（イホツノミスマル）の珠を受け取り、その玉の緒が揺れつつ、玉が音をたてて天之真名井に振り滌き、五柱の男神を生んだとしている。誓約（うけひ）の呪儀の舞台は「水」の辺であると言う前提条件があるが、これは古代に筑波山の麓で行なわれた如き歌垣（かがひ）の習俗も、その舞台がやはり水辺であることが多く、それは水辺が当時のアジールであったと言う認識よりも、寧ろ神々の聖婚を地上に降ろして、特定の祭日にのみ「誓約」として人間が行なうものであった意味合いの方が大きかったからであろう。それであるからこそ、その時だけは人間は神々の「物実（モノシロ）」⇨生成の起源物、となり、老若、既婚・未婚関係が問われなかったのである。この様に、真名井は後にその存在が地上へも投影され、或る場合には、天橋立の北傍にある真名井神社や島根県松江市山代町宇伊弉諾所在の真名井神社として在り、更に、宮崎県西臼杵郡高千穂町にある高千穂峡に注ぐ真名井の滝は、天孫降臨の際に天村雲命（アメノムラクモノミコト）に依って引水された「天真名井」の水が地上へ流れ下りたものであるとしている。これらは、地上に於ける可視的な神社や自然地形の滝として祭祀の対象に設定されているものであるが、無論、それらの全てが過去に於ける自然災害と関連付けられるものでもないものの、何らかの理由に依り地上に於いて人間が手を触れることを忌避する指標として機能していた可能性はあろう。抑々、「真名（奈）井」

とは井の美称であって、「まな」は接頭語であるとしている⁽⁴⁴⁾ ことより、地上に於ける真名井とは、天之真名井への入り口であり、一種の境界領域として設定されたのである。そこが「井」に関わる何らかの自然現象、災難、災害と言った出来事のボーダーとして示された地上側の指標であったと見ることも出来得るのである。次回に忌避すべきものは地上に暮らす人々に災難を齎す災害であり、そこに目印として設置されたのが真名井であったものと推察され、それは「此井天女八人、降來浴水」と言った表現にも表わされていると考える。又、「丹後國風土記 逸文」では、「老夫婦等、謂天女曰、汝非我兒、暫借住耳、宜早出去」として、和奈佐老夫と和奈佐老婦とが天女に対し、兒の契約を解除し、早急な退去を求める場面がある。これは、人間の醜悪さや身勝手さを描くものではあるが、天女＝水＝水災害、に関わる災難の回避行為にも解釈される行為である。天女八人、降來浴水とは、天より齎される恩恵としての意味合いもある降水と、地上に於ける浴水、つまり降水と、その結果としての洪水⁽⁴⁵⁾ や津波と言った自然災害とが相俟って、人民へ災いを成して来た状態を説話的に説明し、それを払おうとした忌避の行動が和奈佐老夫と和奈佐老婦とに依ってとられた突然の天女との兒の契約解除とそこよりの追放通知であり、天女の存在に依って表現された水の存在の内に、災害の存在が内包されて行ったものと推測をする。更に、当該「丹後國風土記 逸文」に見られる天女の伝説が、丹後半島各地に拡散して存在しているのは、そうした水に拘わる自然現象、又は災害が、半島各所で人々に依る生活に多大な影響を与えていたことの証左であるものと推測をする。全国的に見ても、静岡県静岡市清水区の三保半島にある景勝地である三保松原に関わる天女伝説や羽衣の松、滋賀県長浜市余呉町川並の余呉湖に残る天女伝説と、その北岸にある衣掛柳、河内国交野ヶ原（大阪府交野市）の羽衣伝説（天の川、天野川）等、当該伝説の残存地は、何らかの形（海岸、湖岸、河川）を以って水との関連性を窺わせているのである。

『おおみやの民話』⁽⁴⁶⁾ には、丹後半島の旧大宮町（現京都府京丹后市大宮町）で伝えられて来た「七夕さん」と称する天女伝承が3例収録されている。それらは、①上常吉の小塚謙治氏、②河辺の近藤佳女氏、③新宮の井上保氏に依る伝承である。ここで共通する主人公は三右衛（ねも）門であり、①③で

は彼は(若い) 獵師であるとしていて、何れも羽衣(舞衣) を勝手に自宅へ持ち帰ってそれを家の柱(大黒柱、表の床の柱) に開けた穴の中へ隠し、その上に埋木をしたとする。三右衛門と天女とは後に結婚し、①では子供3人を設け、③では子供が3歳になった時に羽衣が子供の示唆に依って妻(天女) に発見されたという。又、三右衛門自身が羽衣を隠した柱を拝むと言う行為、及び自分が発見した羽衣を着用して天女が天に帰ると言う行為が共通している。そして、①③では、天女が三右衛門に残した瓜の種が彼に依って蒔かれ、①ではその蔓を辿って天女は天へ戻り、③では天女は三右衛門にその蔓を辿って天へ来て欲しいと懇願して、実際に彼は天上へ辿り着くのである。そこでは、七夕さん(天女) や天人達に依って彼は歓待を受けるのである。当該伝承に於ける天上とは、浦島説話に於ける遠神仙之塚に対応する存在であり、三右衛門はそこで自ら好んで楽な仕事である瓜の番人をするが、禁止されていた筈の摘まみ食いをした結果、俄かに大洪水に襲われ、彼は地上へと戻されるのである。それを見た七夕さんは「七日、七日に会おうで」と叫んだものの、悪魔の取り次ぎに依り、「七月七日に会おうで」と言い換えられ、二人の逢瀬は一年に一回のみ、七月七日に限定され、三右衛門が流された川は天の川となって現在も残っているとしているのである。ここには、9世紀後半期に於けるイギリスの民話「ジャックと豆の木」のストーリーとの類似性も指摘できるが、禁を犯して懲罰を受けるという設定も、下記浦島説話に於いて女娘より受け取った玉匣の蓋を、彼女との約束を破って開けてしまった筒川嶋子の身体が急速に劣化したと言うストーリーに対応しているのである。この他にも、両物語では主人公が獵師(七夕さん) と漁師(浦島説話) である点、三右衛門、3人、3歳(以上、七夕さん)、3歳、三百餘歳(以上、浦島説話) の如く、数字の「三」が多用されている点、主人公と神仙女との結婚等、それらの原型には、悪魔=鬼、の思想、牽牛、織女伝説等、中国大陸に起因した共通する起源を持つ物語、伝承の存在と当地への、日本海ルートでの伝播も推定される。⁽⁴⁷⁾ 禁を犯すことに依って懲罰される、取り分け③では大洪水が発生していることより、人間が禁忌を犯す行為に依って、何らかの自然的な処罰(水に拘わる災害) を天(女) より受けるとした、警告的なメッセージが当該物語

には込められているものと推測されるのである。恐らくは、「羽衣(舞衣) を勝手に自宅へ持ち帰ってそれを家の柱(大黒柱、表の床の柱) に開けた穴の中へ隠し、その上に埋木をした」とした話は、水の存在の置き換えとしての羽衣が、埋木、つまり、禁忌を犯さないと言った人間側の節操に依って抑制されているという状態を示し、それを拝む行為とは、将に自然の摂理を尊重すると言う、人間として本来あるべき謙虚な姿勢を表現し、推奨しているものと推測されるのである。

更にもう一つ、海水の存在と拘わりの深い物語の代表格である浦島説話の原型とされる伝承が丹後半島各所に残存していることも又、そのことの裏付けとなっているものと推測をされる。⁽⁴⁸⁾ 「浦島太郎」の物語とは、異郷に於いて超自然的な体験をし、そこで実際にはあり得ない時間を過ごすとした、世界的分布を見せる物語、説話の類型であり、⁽⁴⁹⁾ 日本では御伽草子の一つとして室町期に成立したとされるが、その中心には、動物報恩、異郷訪問、禁止モチーフが存在するとしている。⁽⁵⁰⁾ それらの中でも、「日本書紀 卷十四 雄略天皇」雄略天皇22年(478) 7月条に記される「丹波國餘社(ヨサ) 郡管川(ツツカハ) 人水(瑞) 江浦嶋子乗舟而釣。遂得大龜便化爲女。於是浦嶋子感(タケリテ) 以爲婦相逐〔(遂) シタカヒテ〕入海。到蓬萊山(トコヨノクニ) 歴觀(メグリミル) 仙衆(寶) 〔ヒジリ〕。語在別(コト) 卷(小書爲分注)」の記述、又、「丹後國風土記 逸文」の「浦嶋子」の項に於ける筒川嶋子の伝説等が、日本で行なわれて来た浦島伝説の起源に最も近いものであろうとされている。伊預部馬養連(いよべのうまかひのむらじ) の著作(「浦嶋子伝」、現存せず) が原型であるとされる「丹後國風土記 逸文」の「浦嶋子」の項では、彼を丹後國與謝郡日置里筒川村の人夫(たみ) である早部首(早くさかべのおびと) の先祖としているが、ここでは神仙思想や漢籍に依る影響が濃厚であるとされるものの、浦島説話の基盤には、海人族の間で語られて来た民間伝承の存在も推定されているのである。⁽⁵¹⁾ 後述の籠神社祀官であった海部直家、元伊勢籠神社では、相殿(合祀) として海神をも航海、漁業守護の神として祀っており、それに加えて、籠神社の「籠」とは、彦火火出見命(ヒコホホデミノミコト) →天津日高日子番能迺々藝命(アマツヒコヒコホノニギノミコト) と大山津見神の娘である木花之佐久夜毗

(毘)売(コノハナノサクヤビメ)の三男、が籠船で籠宮へ行ったので籠宮と称したとする社伝に由来しており、天橋立を挟んで、宮津湾、栗田湾、そして大島、小島をも包括する若狭湾西方沿岸部地域に於いては、海部直が農耕神、太陽神である処の天火明命を主たる祭神として祀りながらも、後付けで海神をも祀らざるを得ない必要性に迫られていたと見られることも出来得る。無論、その背景としては、瀬戸内海沿岸地方より海伝いに丹後半島地域へやって来たとする海部直が、海人族の出身であったとする主張にも、一定の合理性は見出せるかもしれない。下記で述べる凡海郷の名称と同じ「凡海」氏は安曇氏と同族であると言う「新撰姓氏録」(右京神別下、摂津国神別)の記載を信じるならば、ヤマト王権の政策に従い、凡海氏が摂津国よりかつての丹後王国の故地へ入植し、若狭湾沿岸地域に於ける海人部の管掌者となった可能性もある。更に、上述した如く、「古事記 上巻」に収められている天照大御神と速須佐之男命との、「宇気比(ウケヒ)」(誓約)の結果、天之真名井より生み出された三女神は宗像神社の祭神となり、筑前国宗像郡を本拠とした海人(海部)系の氏族であった宗像氏に依り祀られたのである。亀井輝一郎氏は、⁽⁵²⁾宗像大社の沖津宮が鎮座する沖ノ島に於ける古代祭祀の終焉時期が、遣唐使停廃時期に近いことより、そこでは国家祭祀の存在が強く示唆されるとすると共に、安曇氏(安曇連)は安曇神=綿津見神を奉斎するのがその役割とされ、安曇連とその奉斎神の主たる属性が、海人(海部)、漁撈に関わるものであり、安曇連は魚貝類や海藻類を採取しながら天皇の食膳に奉仕する伝統的な伴造系氏族であったとしているのである。又、上述した三女神、五男神の出生神話には、高天原=ヤマト系への出雲系の取り込みと、宗像三女神の高天原=ヤマト系系譜への位置付けが見られると指摘をする。そうであればこそ、ヤマト王権にとって出雲は勿論のこと、その先に在る九州、韓半島や大陸との交渉を持つ為には海上交通路を掌握していることは必須の要件として存在するに至るのであり、同氏は瀬戸内海ルートと共に、その主要なルートであった日本海ルートとは、大和から北上して山背、近江を経て敦賀(敦賀湾、若狭湾)付近より日本海沿岸沿いに西進し、出雲を経由して角島辺から南下しそのまま関門海峡方面、或いは、途中より響灘に出て西方の玄界灘方面に向かうものであったとす

る。敦賀付近を起点とする当該ルートでは、伯耆国の形神社辺や出雲国の意宇郡はほぼ中間点に当たり、角島から真直ぐに西へ約60キロメートル程度で沖ノ島に辿り着き、そこから約70数キロメートル程で対馬に至るのである。浦島説話の如き海宮遊幸神話の基盤には、海人族の間で語られて来た民間伝承の存在も推定されているが、それが真実であったとするならば、ヤマト王権に依る彼らの政策的な組織化と入植事業とに依って、阿曇氏(安曇連)や海部直、凡海連等の海上ネットワークを介した、瀬戸内海、北部九州、そして、韓半島や大陸よりの伝播も理解することが可能となろう。そこには、ヤマト王権に依る「天之真名井」伝承を媒介とした「水世界」の支配が、瀬戸内海、日本海西部沿岸の両ルートに於いて成立した瞬間を見るに至るのである。

そして、もう一つ、浦島説話が反映されたと考えられるものとして、「古事記 上巻」の終盤では、火照命(ホデリノミコト)=海佐知毗(毘)古(ウミサチビコ、海幸彦、兄神)と、火遠理命(ホヲリノミコト)=山佐知毗(毘)古(ヤマサチビコ、山幸彦、弟神)兄弟の、釣鉤(チ)〔釣針〕の貸借を巡る争い、その後、釣鉤を失くした火遠理命に依る无间勝間之小船(マナシカツマノヲブネ)での綿津見神之宮訪問のストーリーを収録する。火遠理命はそこで婢(マカダチ)に「水」を所望するが、彼女に出された水を飲むことはなく、口に含んだ水と瓊(タマ、玉)ごと器に吐き入れ、瓊が器より剥がれなかったとする点、そして、海神の娘であった豊玉毗(毘)売との婚姻と、そこでの3年に渡る滞在生活があったとする点とが注目される。婚姻自体は穀物神と水神、海神との結合を示唆するものであろうが、水と瓊との結合が器より離れなかったとしているのは、水稲耕作の伝播をイメージさせるものでもある。ただ、海神は海水や海底世界の支配者、「上(ウハ)つ国」(葦原中国)に対する綿津見神之宮の支配者、であると表記され、認識されることが多く、ここで淡水が不可欠である水稲耕作の実施と直接的に関わることが可能であるのか、否かについては慎重にならざるを得ない。しかし、この後に於いて海神大神は、婿である火遠理命に対して「其兄作高田者、汝命営下田。其兄作下田者、汝命営高田。為然者、吾掌水故、三年之間、必其兄貧窮」と述べる一節がある。ここでは、具体的に水稲耕作に対する手法を指示しているものの、単に吾掌水故とする

だけでは説明不足であり、「上つ国」の存在する淡水世界を海神が管轄しなければならない論拠に就いての説明が無く、そこには（古事記編纂者に依る）矛盾も見られるのである。現時点に於いて、海神に対し全ての水の支配者としての神格を見出すことが出来得るのか、否か、その解答は留保すべきであろう。次田真幸氏前掲書（207～208頁）に依れば、この物語は阿曇氏が海人集団を率いて、大和朝廷の政策に協力したことを反映させた伝承であるとしている。綿津見神は阿曇氏が信仰した海神であっただけに、ヤマト王権が、それに淡水をも含む全ての水の支配者としての神格を授与することは、少なく共、亀井輝一郎氏が指摘する処の、阿曇氏に依る瀬戸内海沿岸から日本海沿岸の九州より若狭湾一帯に至る海上交通路、及び韓半島や大陸への道筋が完成したことを示そうとしたのであろう。そしてそのことは、阿曇氏の更に上部に位置したヤマト王権に依って確認されたのであろう。

さて、この浦島物語では、先に示した天女伝説、羽衣伝説との、幾つかの結節点、共通項を見出すことが出来るのである。それらは以下のポイントにまとめられる。①何れも（海）水に拘わる物語であり、水（液体）に関係する、又はそれを想起させる語や表現が多用されている。それらは、井、沼、浴水、水、酒、涙、沈（以上、奈具社）、及び、水、江、浦、嶋、海中、海庭（うみには）、蒼海（うみ）、龜、涙、船、濱、浪（以上、浦嶋子）である。②天女、浦嶋子共に美人として描かれている。取り分け、後者に於いては、男でありながら「爲人、姿容秀美、風流無類」と記述し、彼は美男子として描写されている。③舞台となっている場所が綺麗な所として描写されている。天女8人が降り来て水浴びをしていた真名井の真名とは井の語を形容する美称であって、「まな」は接頭語であり賞美の語であるとされている。一方、浦嶋子が女娘（をとめ）に従って行った海中の博く大きな嶋〔「遠神仙之堺」（とほきとこよのくに）〕は地面に玉が敷かれた様に美しく、又、樓堂（たかどの）は玲瓏（てりかがや）いて、今迄に見聞きしたことの無い様な美しい御殿として描かれている。④天女と和奈佐老夫、和奈佐老婦との間では、親と兒の契約を締結し、浦嶋子は女娘と「雙肩（肩、肩）接（まじへ）袖、成夫婦之理（みとのまぐわひをなす）」して、夫婦の契約を為していた。然もそれらの契約は、天女の場合には和奈

佐老夫、和奈佐老婦側に於ける一方的な都合に依って突然として解約され、浦嶋子も女娘と夫婦の契約を交わした直後にホームシックに罹り、この場合には両者が歎き悲しむ内に、遂には本俗（もとつきに）へと還るのである。更に、これらの契約の維持に対して、女性側（天女、女娘）がそれをより強く希望すると言う特徴がある。天女が言った「忽存（おもふや）出去（すつる）之痛」、浦嶋子の「共期万歳（よろづとしをちぎりし）」とした表現法は、「拭涙嗟歎」（天女）、「拭涙歎」（女娘）の如く、別離を嘆き悲しみ、涙を拭うのが、女性側よりの行為の発動として描かれるのである。⑤時間的な経過に関する表現に就いて、「三歳（みとせ）」（浦嶋子）、「三百餘歳（みももとせあまり）」（浦嶋子）、「十餘歳（ととせあまり）」（奈具社）、といった具体的な年限が示されている点が特徴的である。又、それとは対照的に浦嶋子に於いては、「即寐（やがてぬる）」とか、「女娘教令眠目、即不意（とき）之間」として、記憶の無い、就寝、或いは、意識の無い無期限的な一定の長い時間が存在しているのである。これは、同じ「丹後國風土記 逸文」の「天椅立」の項に於いても見られた表現法であって、そこでは神の就寝中に天に立て掛けられていた椅が仆れ伏しており、浦嶋子では、彼が神仙女の指示に従って目を閉じ、眠っている間に海中に在る博く大きな嶋へと導かれるのである。つまり、主人公の意識が無い時間帯に於いて何らかの重大な事象が進行しているのである。更に浦嶋子では、海底世界に於ける時間的経過が地上の100分の1としている点は、海底に於ける何らかの変異の進行が地上世界との対比に於いて、急激に進んでいることを示唆している可能性がある。この場合の海底世界の存在が、近隣でもあり、後掲の「冠島（大島）、沓島（小島）沈島伝説」を想起させるものでもある。⑥「涙」の語が多用されていることである。物語中に於いては人間の感情の発現に伴う悲しさや歎きの表現法として描かれているのであるが、これが水（海水、淡水）に拘わる何らかの自然的事象の置き換え、又は示唆として採用されている可能性がある。「涙」の語は浦嶋子では3か所、奈具社では2か所に採用されており、最終的にそれは「拭（のご）ひ」の対象となるのである。『日本国語大辞典』の「なみだ【涙・泪・涕】」の項に依れば、それは古くは「なみた」であると、更に、「語源説」として、「ナミ」は泣水の義で

「ダ」は語尾とする大島正健氏の説⁽⁵³⁾、真水の「ナミタツ（浪立）」の義とした「紫門和語類集」の説等を登載し、発音では、上代に於いて既に「なみた」より「なみだ」に変化を遂げたとしている。つまり、古い時代にあつては、音の通ずる「波」、「浪」が立つ状態、即ち、（真）水が溢れ出る様態をその様に表現した可能性があるとしているのである。取り分け、大島正健氏に依れば、「ナミダ」の語尾「ダ」は無意義の語尾であると指摘し、単に語調を整える為だけの目的に付された語であるとしている。これに従うならば、「ナミダ」の原型は「ナミ」であることになる。「ナミ」が直接的に「波」、「浪」の語を指し示していたか、否かは別として、人間の涙腺より発せられる涙にはリン酸塩も含まれ、それは真水ではない（塩味がする）ことから、当時としても原義としての「なみた」に対しては、海水と通じる場面も想定されていたであろう。そうであるならば、2つの物語中に登場する涙の語が、人間の流す涙の形を借りながらも、実は水に拘わる別の自然的事象を象徴的に示唆している可能性もあるであろう。慣用句として存在する「なみだの海」、「なみだの川」、「なみだの潮」等と言った表現法よりも、自然に於ける水量の多い状態が涙の語に置き換えられていたものと推測するのである。⑦主人公の訪問先に於ける滞在が一時的であると言う認識を示す場面がある。これは奈具社に於ける「甕（しまらく）借住耳（のみ）」、浦嶋子での「棄遺（すてわする）こと一時（たちまちなる）」と言った記述に示されるものである。天女の場合にあつては「人間（ひとのよ）」（地上）に於ける滞在が「十餘歳」、又、浦嶋子の場合には海中に在る博く大きな嶋〔「仙都（とこよ）」〕での滞在時間が「三歳」であつて、長さの長短差異はあるものの、そこでの時間経過が具体的であつて、更に一定の長さを持つと言う特徴である。

以上の様に、天之真名井と天女、そして遠神仙之塚と筒川嶋子とは、共に水に戯れる存在として描かれながらも、それらの内面には、次項に於いて総括する如く、過去に於ける処のそうした水に関わる何らかの自然的な事象の存在が包括させられていたものと推測をする。そこでは、こうすると（こうなると）こんな大変なこと（災害）に繋がる（遭遇する）と言うストーリーの内に、何らかの警鐘、警告的意義が包含される物語のスタイルをとっていると推測されるのである。換言すれば、過去に於いて当

地で実際に発生していた水災害（に拘わる伝承）が、これらの物語、説話のモチーフになっていたことが窺われたのであり、その一部分はヤマトの王権に依って取り上げられ、それにとって都合良く再編集されたのであろう。地上に降りた天女の内の一人は、最終的には農業、穀物を掌る豊宇賀能賣命となつて、結局、天に戻ることはなく、地上に於いては可視的な、信仰対象としての神（神社）へと変化を遂げたと言語中では説明された。これは、丹後半島に於ける「月の輪田（三日月田）」の存在や、それに拘わる伝承にも見て取ることが出来る如く、ヤマト政権へ齎された稲作技術とは全く別系統の、当地へ至る稲作伝播ルートが存在していたことの裏返しであつて、丹後半島周辺地域にも中国大陸や韓半島より直接伝播したらしい最新の水稲耕作技術や、その他の交流が元々存在しており、ヤマト王権はこれを、所謂「丹後王国（王権）」より切り離して、天孫降臨に拘わる倭国の女神の許に収斂させたのである。天女は太陽神の女神である天照大神の命に依り、彼女の食事を奉仕する存在として、国家神の下部に位置付けられ、伊勢神宮外宮に奉祀されることとなったのである。本来は、ヤマト王権とは関係の無い当地での天女伝承や、稲作開始と言った出来事が、後にヤマト王権へ従属した丹後王権より取り上げられ、倭国の歴史として再編成されたのである。



写真：京丹後市弥栄町船木所在の奈具神社（筆者撮影）。旧地は洪水に見舞われて流出したともされており、水との関わり合いや因縁を想起させる存在でもある。当社に祀られるのは、最終的に地上へ残された一人の天女であるが、彼女は後に豊宇賀能賣命と言ふ神に形を変え、可視化、祭祀の対象とされたのであつた。当社が現在地に落ち着く迄の間、同市峰山町、

弥栄町という様に二回に渡って移動した理由が水に拘わる自然災害であったとするならば、天女は災害を齎す忌避すべき存在として、和奈佐老夫と和奈佐老婦に依る追放劇も理解されるのかもしれない)



写真：宮津市由良所在の奈具神社（筆者撮影。祭神①②は京丹後市弥栄町船木所在の奈具神社と同じ豊宇賀能賣命である。当社と京丹後市弥栄町船木にある奈具神社との関係ははっきりしていない。当社が後に勧請された可能性はあるが、そうであるならば分社は海岸線よりも近く、又、そことの高低差も大きくは無いという当地に於いて、海水に関わる水難除け、浪分けの目的を以ってなされていたことも推測されるのである)



写真：京丹後市峰山町鱒留にある乙女神社と二箇の月の輪田〔筆者撮影。比治里の狩人であった三右衛門は、いさなご山の山頂付近に在った池で水浴びをする8人の天女を見付け、その内の1人の羽衣を隠して、彼女を妻とした。妻との間には3人の娘を設けたが、やがて天女は娘に教えられて大黒柱の穴に隠されていた羽衣を見つけ出し、再会を約しながら天へと戻って行ったとする。その天女に依って齎された養蚕、機織り、酒造、農業等の技術を以って、この里は豊かになったとする伝承が

残る。同町二箇小字苗代には日本で初めて水稲耕作が行なわれたとする「月の輪田（三日月田）」がある（写真④、⑤）。「丹後舊事記」、「五箇村誌草稿」⁽⁵⁴⁾に依れば、豊受大神が清水戸の湧水を引いた苗代に浸した籾稻種をこの場所に蒔き、収穫された稻種を天照大神に献納したとされる。傳承上は、既に日本で稲作が開始された当初に於いて、直播栽培ではなく、稲苗を苗代で育成してから田植えをする方式（移植栽培）が採用されていたことになる。「いざなぎ（伊弉諾）や種を浸する清水戸 五こく（穀）始まる こそぞ苗代」という和歌にも見られる如く、月の輪田は稲の育成田ではなく、苗代としてあったのである。「丹後国風土記 残欠」の冒頭に記された天道日女命（アメノミチヒメノミコト）に依る真名井の開削と、その水を使った水田陸田の開始、即ち「田庭（タニハ）」→「丹波」の出現とが、当地と韓半島や中国大陸との交流の結果として齎されたものであったとするならば、羽衣伝説や浦島説話が当地へ伝播した道筋に就いても理解が及ぶ可能性もある。「丹後国風土記 逸文」には、天女が醸造したとされる薬酒に依って、和奈佐老夫と和奈佐老婦の家や土形（ひぢかた、比治里）は富むが、その直後に老夫婦等は天女に対して、兒の契約を解除した上で、その許より退去する様に強く求める場面がある。天女は老夫婦との契約を誠実に実行するものの、何故か養育者たる老夫婦の方にはそれが見られないばかりか、人情や倫理観の欠如すら感じられる記述をしている。天女の存在が水やそれに拘わる自然事象に置き換えられ、災害的な要素が内包されていたとするならば、それによって齎される恵みの方は享受するものの、災害の方は忌避したいとする、当時の人々の意向がそこには強く反映されていたと見ることが可能ではあろう。この乙女神社（写真③）には、天女と三右衛門との間に生まれた娘の一人が祀られ、現在、その前には天女の里と言う名称の交流施設が整備されている]



写真：京丹後市峰山町久次に所在する比沼麻奈為（ひぬまない）神社〔筆者撮影。食物神、穀霊神である豊受大神を主祭神としている。「丹後国風土記 逸文」に現れる天女の豊宇賀能賣命は農業、穀物を掌ったが、農業には水が必要不可欠である為、彼女の存在が殊更に水との関わり合いを強調されるに至った一つの理由であったものと推測される。「丹後国風土記 逸文」の「奈具社」の項に記される比治里にあったとされる比治山（鱒留の菱山）の頂の真奈井は、当社付近に比定されている]



写真：京都府与謝郡伊根町本庄浜にある浦嶋（宇良）神社〔筆者撮影。天長2年（825）、淳和天皇は浦嶋子を筒川大明神と名付け、小野篁を勅使として当地へ派遣し、社殿を創建して祀ったのが始まりであるとする。浦嶋子を主祭神としている。直近の日本海沿いの本庄浜迄は筒川沿いに東側へ凡そ1.4キロメートル程の距離があり、本庄浜より冠島迄は凡そ14.8キロメートルの距離がある]

1-3：浦島説話と羽衣伝説より導き出される事象とは何か ～龍宮城は実在したのか～

上述した検証結果を受けて、凡そ以下の事が推論される。後掲の「2.」に於いて論究する、若狭湾に没したとされる凡海郷（おおしまのさと）、所謂、「冠島（大島）、杳島（小島）伝説」、沈島現象が実在のものであったのか、否かとは別の次元に於いて、浦島説話に描かれた海底世界とは、かつて海底に没したとされる凡海郷のことであり、神仙境としての龍宮城（の人々）とは、そこがかつて陸地（博く大きな嶋）であった時代の住人、つまり、物語として描写された時点では既に死霊となって、人間（ひとのよ）には実在はしていなかった人々であったものと推定した。それ故に、そこでの時間的な経過と、地上に於けるそれとが100倍もの差異を持っていたとしても不思議ではないのである。それは、凡海郷では沈没当時のままで時間の流れが止まっていたからであると捉えることができるからである。そして、浦嶋子を仙都（とこよ）へと誘ったとされる五色の亀〔婦人（をみな）、女娘（をとめ）、神女（かむをとめ）等と表現される〕は、地上に生きる人間をあの世（仙都）へと連れ込む為の、かつての凡海郷の住人の亡霊なのであろう。丹後半島周辺海域では、現在に於いても尚、蟹、鰈、鯛、鰯、鮑、栄螺、スルメイカ、ぐじ、鮪、鯖、ホタルイカ、岩蠣、ワカメ等の豊かな漁場でありながら、浦嶋子が3日間に渡って漁を行っても一匹の魚さえ釣り上げることができなかつたとするのは、まさに海底世界に眠る死者の怨霊、つまりはそうした災害の犠牲者に依る仕業であったと見ることができるのである。物語中に登場する蓬莱（とこよのくに、蓬莱山）とは、東の大海中に存在するとした神仙境⁽⁵⁵⁾であり、浦島伝承やそれに基づいた遺跡地が多く所在する丹後半島より見た場合、冠島（大島）、杳島（小島）は正しく東方世界に当たるのである。海中の博く大きな嶋とは凡海郷伝承を素材として形成された仙都であって、かつての凡海郷の人々が、その死後に於いて神になったとする思想をその背景に纏いながら、当所に於いてその多くが成立して行ったものと推測をされるのである。浦島説話は、その成立当時に於いて既に存在していた当該沈島伝説を元にして、中国大陸より伝播した神仙思想とも相俟って、中国に於ける三神山と渤海湾との地理的関係性をも踏まえながら、山東半島と渤海湾の

如く、正に都合良く丹後半島の東側海域に所在していた冠島、杳島を蓬莱山、沈んだとされる海底部分を蓬莱宮であると見立てた可能性は大きいであろう。つまり、浦島説話とは、両島沈島伝説や神仙思想をその基底に持った物語、極めて日本的な「見立て」の文化に立脚した所産であったとすることが想定されるのである。更に、仏教伝来後に於いては、東方の阿比羅提国で大日如来の下、修行して説法を行なっているとされる仏阿閼仏（あしゅくぶつ）の東方妙喜世界、衆生の病苦を救済する薬師如来の東方淨瑠璃世界と言った思想が拡散したことに伴う東方観も又、そうした見立ての形成に寄与した可能性はある。

一方の羽衣伝説、天女伝説であるが、天女の存在は水の存在を強烈に想起させ、8人もの天女が地上の真奈井に降り来て水浴（みかはあみ）をしている状態とは、降水の甚だしい状態と同義であると解釈されたのである。それ故、文中に於いては水に関わる表現法が多用され、それに依る災害、つまり多雨に伴う洪水被害の存在という気象的な事象がその基底を構成しているものと推測されたのである。和奈佐老夫、和奈佐老婦に依って事実上拘束された1人の天女が流した涙とは、降水、雨粒をティピカルに表現したものであろう。具体的な事象として、後に神である豊宇賀能賣命へと変化を遂げる、一人の逃げ遅れた天女が老夫婦より放逐された後に訪問したとされる竹野郡船木里奈具村と、そこにかつてあったとされる奈具社とは、嘉吉年間（1441～1444年）に発生した洪水に依って集落が流出し、村民も離散してしまい、その遺蹟地すら比定されていないのである。⁽⁵⁶⁾ 和奈佐老夫、和奈佐老婦が地上へ降り来て水浴をしていた天女の一人を拘束した〔衣装を取り藏（かく）した〕行為とは、大雨、洪水被害を阻止、若しくはそれに依る被害を克服して復興しようとしていた、その当時の人々（被災者）に関わる行動を示唆しているものと考えられる。そして、老夫婦と天女との間で締結されていた親と子の契約の解除は、洪水被害後の復興が或る程度は進捗して、目途がついた状況を表現しているのであろう。それが突然の様に、又、残酷に、一方的に実行されたのは、天女が水に関わる災害を地上に齎す存在の置き換えであったからに他ならないのである。天女は、最終的には改心して、水が必要不可欠である産業としての農業を守護する立場の農耕神、穀物神と

して、水を司る側面をも付加しつつ、地上に於ける神として、人々からの信仰の対象とされるに至ったのである。それと共に、冒頭で掲げた「丹後國風土記 逸文」中の「天橋立」の項に於いて、その成立を伊弉奈藝命が天（高天原）に通う為に立てた梯子を「天橋立」と称したが、それが神が寝ている間に仆れ伏して現在の姿になったと説明をすることとの共通項が検出されることを指摘する。羽衣伝説に於いては、天との交通手段は**衣装**（天の羽衣）であり、伊弉諾命の場合にあっては、それが**椅**であると言う差異はあるものの、それらは中途に於いて奪われ、或いは機能しなくなり、天との通行が阻害されてしまうとする点である。これは当地に於ける地上の変動、天橋立周辺地域の基盤成形や沿岸部地形の形成等が一段落したことを表わしているものとも受け取れる表現法でもあると推測されるのである。ただ、それが天橋立の形成の契機であり、凡海郷沈没、大規模な洪水被害の発生を直ちに意味していたのか、否かに関しては、現時点に於いてこれ以上の類推の域を出るものでもない。

以上の両物語共、洪水、津波と沈島（伝説）と言う自然現象、若しくは災害事象をモチーフとした物語であるものと推論することができたのである。ただ、それらの成立過程に於いて、これらが後世の人々に対する文字情報以外の手段と言う特性、物語性を纏わせながら、水災害に対しての警告、警鐘的な意味が込められる様に変化しつつ傳承されて行ったのか、否かに関しては、現在の処、そのことを推定する有効な根拠を見い出せないでいる。これらの物語、傳承、或いは説話が直接的に水災害と結び付いていた、という言い方も適切ではないかもしれない。しかし、かつて当地で発生していた「水」に関わる災害が、これらのモチーフとされていた可能性を全く排除することができない以上、ここではかつての水災害の存在を一つの可能性の問題として示唆するに留めておくこととする。又、特に羽衣伝説に就いては、ヤマト王権と、丹後王権との関係性がその中に見え隠れしていたことを指摘した。つまり、本来は、ヤマト王権とは関係の無い当地での天女傳承や、「月の輪田（三日月田）」の存在、それに拘わる傳承にも見られる稲作（水稻耕作）開始と言った出来事が、後にヤマト王権へと従属した丹後王権より取り上げられ、倭国の歴史として再編成されて行ったことを推測したのである。それは、「延喜式」

に見られる語部（集団）が、**丹波、丹後、但馬、出雲国**と言った地域より招集されていた事象よりも窺うことができるであろう。このことは、丹後王権としての「語物（かたりもの）」、「神語（カムガタリ）」を傳承して来た語部が、古来、当地に存在していたことの傍証になるであろう。そうした、各地域で傳承され続けて来た固有、個別の説話、傳承等や、所謂「語物」、「神語」は、例えば「古事記 上巻」に収録されている八千矛神（大国主命）に依る、高志国の沼河北売への妻問いの物語に於いて記述される、四か所の「**許登能、加多理其登母、許遠婆〔事ノ語言(カタリゴト)モ、是をば]**」と言う表現にも見て取ることが可能な様に、伝達手段としての文字を導入する以前の段階に於ける、各地域での**語部（かたりべ）**の存在を示唆するものであろう。彼らは、後にはヤマト王権の職制、制度としての語部に編成され、伴宿禰、佐伯宿禰等に管掌されて大嘗祭に奉祀し、天皇家の歴史として、それにとって都合良く整えられた古詞一元々はヤマト王権とは直接関係しない固有、個別の説話、傳承等、を奏上したのである。

更に、『国史大辞典』の「海神信仰」の項（祝宮静氏執筆）に依れば、沖縄に於いて旧暦7月の亥の日に執行される海神を祀る祭儀の所作中に、**山神と海神との交遊**を示すシーンが存在し、それが**竜宮説話の根底**に在ると共に、**古代中国の竜神、竜王信仰との混線**も見られるとしている。以上、ここで検証を試みて来た凡海郷、「冠島（大島）、杳島（小島）沈島伝説」、浦島説話、そして、当地の海部直が紀元前1世紀頃に於いて若狭湾の航海権を掌握し、真名井神社の磐座で祭祀を執行していたとされる海人族（の王家）の出身であったとする主張は、何れも海神を祀る行為に基づいたものであり、一方の羽衣伝説、天女伝説は最終的には天より地上へ降臨した（倭国の）神を祭祀する行為に帰結しており、真名井と深い関係性を持っていた。両者は海水と淡水と言う差異はあるものの、どちらも水を介した信仰であった。こうした点よりは、その淵源に祝宮静氏が説明をする、大陸との直接的交渉や、そこよりの思想、習俗の丹後半島地域への流入が見え隠れするのである。

1-4：波せき地藏（堂）

弥生時代に入ると、丹後半島地方でも西方より上述した水稻耕作技術、及び、金属器（製作技術）等が伝来し、一定の規模を持ったムラ社会が出現した

とされる。京都府宮津市では、平成17年（2005）10月～翌年2月にかけて実施された、財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センターに依る、弥生時代～中世の遺跡、**難波野（なんばの）遺跡**を対象とした発掘調査で方形貼石墓が2基発見されている。⁽⁵⁷⁾つまり、既に当該期には当地に人々に依る或る程度集団化された活動が確認されるのである。その中では、第5トレンチに於いて、その南西側で大きな礫が堆積した土石流痕跡が検出され、その南西方向に当たる第7トレンチでも、中央部では礫の堆積した土石流痕跡が検出されたのである。これに加えて、第9トレンチでは古墳時代に於ける祭祀遺構も発見されており、これらの成果よりは、恐らくは遺跡北側より流下して来た土石流に依って当時の集落に多大な被害を与えていたことと、この場所に於いて、そうした自然現象をも含む様々な脅威に対する祈りと、神を祀る祭祀とが行われていたことを推測させるものである。又、同市日置の日置塚谷遺跡では、韓半島由来の青銅製器を模した祭祀用具や銅剣形石剣（石製品）等が発見されており、⁽⁵⁸⁾その点よりは、弥生時代には既に**航路を使用した若狭湾沿岸地域と韓半島との直接的な交易、交流関係が成立していたことも類推されるのである。**⁽⁵⁹⁾そうした**難波野**の地とは、天橋立の北側平坦部に当たり、籠神社の所在地でもある。

抑々、「難波」の語には、大阪府大阪市付近に於ける古称としての意味用法がその中心には存在している。⁽⁶⁰⁾**難**と**波**の語より構成されるこの地名よりは、厳しい沿岸部の様相がイメージされるかもしれないが、少なく共、『日本国語大辞典』の説明に依る限りの範疇に於いては、日本語の運用としてその様な意味用法は、古来行なわれては来なかったとしているのである。しかし、固有名詞としての地名の運用法には、日本語に於ける語義運用とは、又、違った場面、次元でなされて来た場合も存在する可能性がある。当該**難波野**という地名が如何なる来歴を持って成立して来たのかは判然とはしないものの、海上の波を荒立てる何らかの自然現象や事象を基に形成された地名であった可能性も排除することは出来ないのである。⁽⁶¹⁾『角川日本地名大辞典 26 京都府 上巻』⁽⁶²⁾の「**難波野**」、「**難波野〈宮津市〉**」、「〔近世〕**難波野村**」、「〔近代〕**難波野**」の何れの項に依っても、特段当地の災害に拘わる来歴に就いての説明は無い。ただ、同地内に所在する麓神

社に伝わる**飯遣福**（いやりふく）、**居在福**（いありふく）の習俗に就いて、その起源を雄略天皇に追われた市辺押磐皇子の子億計（おけ）皇子、弘計（をけ）皇子とが一時的に当地へ退避した故事に求めている。それは、両皇子を祀った当社に於いて、毎年11月20日に赤飯を供し、それを氏子が分け合うと言う祭儀である。丹後半島に於いては、北西の**間人（たいざ）**地域（京都府京丹後市丹後町）の呼称の起源を、6世紀末に用明天皇の皇后で、聖徳太子の母親とされる穴穂部**間人（はしひと）**皇女が蘇我、物部両氏に依る仏教導入や、皇位継承問題を巡る抗争より逃れる為に、当地へ一時的に避難したことに求めている。地名の漢字と発音との齟齬は、皇族の人名呼称に対する畏怖の念よりの語の読み替え〔**退座（たいざ）**の語の音を間人に当てた〕であるとされている。⁽⁶³⁾これらは、丹後半島地域が南方に所在した宮都よりの退避場所としての認識が存在したことを窺わせる事例である。政治史的には、航路を使用したその先の地域（北陸、山陰地方）、或いは韓半島への更なる避難を意識しての退避地選定であったかもしれない。

ところで、当該**難波野**の東に隣接する福井県高浜町にも**難波江**（なばえ）と称する若狭湾沿岸部地域の地名がある。当地は、昭和28年（1953）9月の台風13号に依って家屋や、農産物の大被害を受けたという。⁽⁶⁴⁾又、更にその東側にある同県敦賀市内にも、**浪花**（なにわ）という、敦賀港に程近い沿岸部に於ける場所の地名がかつて存在したが、現在は消滅し、栄新町となっているとする。⁽⁶⁵⁾それに加えて、内陸部ではあるものの、同県福井市や武生市にも**浪花**（なにわ）町が存在した。⁽⁶⁶⁾これらは、福井市や武生市の事例を除けば、何れも同じ若狭湾沿岸地域に所在する「**難波（花）**」という語を共通項とした地名ではあるものの、同じ表記であるからと言って、それが直ちに直接的に過去に於いて当該沿岸部を被災地とした何らかの災害事象が発生していたことを意味するものでもないであろう。しかしその一方では、本稿の前篇に於いて、宮城県と新潟県の沿岸地域に所在した、複数の「**荒浜**」の事例に於いても論及した通り、比較的に近接した地域内で同じ語、同じ発音を使用した同地名を設定することの必然性に関して、同地域に居住する後世の人々に対しての、何らかの**警告、警鐘的な意義、文字情報以外の手法での伝達の緊急性**が包括されているのでは

ないかとも指摘を行なったのであった。当該若狭湾沿岸地域に展開している3つの「難波（花）」という地名に関しても、単なる偶然の一致であるという視点を排して、そうした視角よりの追究も必要とされるであろう。更に海部毅定氏は、「新撰姓氏録」に記される、気長足姫（神功）皇后の新羅征伐に従ったとされる大矢田宿禰は難波宿禰の子であるとし、海部直氏の伝系に依れば、川上真稚命の別名が難波宿禰であって、それを大難波宿禰と称しているとしている。難波宿禰の難波とは、その末裔である処の難波根子健振熊の難波と関係があるとしているのである。⁽⁶⁷⁾つまり、籠神社の所在する地名である難波野の難波とは、人名由来のものであると指摘をするのである。人名として先に存在していたものが、後になって地名へ反映されたものか、或いは、その逆の場合であったのかは判断することが困難なものの、当地の地名として現在に残存していることは事実であり、態々そうした困難さを表現する様な語を、敢えて当地に当てなければならなかった必然性に関しても、理解をする必要はあろう。

さて、その宮津市所在の難波野の北側、京都府宮津市の宮津湾沿岸に建つ真名井神社〔旧吉佐（よさ）宮、匏（よさ）宮〕の鳥居正面左脇には「真名井原波せき地蔵（堂）」があり、大宝元年（701）3月26日発生地震時に起こった波高10丈〔大宝令制（702年）に依る1丈=10尺〕の津波を、ここで押し止めたとする伝承を残して現在に至っている。籠神社の社伝に依れば、同社社家である海部氏3代目の天村雲命が、高天原にあった天の真名井の井水を琥珀の鉢に盛って当地へ遷した御霊水を、現在でも真名井神社に湧出している井泉であるとしている。上述した海部毅定氏の言を借りるならば、生命の根幹、霊能を有した聖なる神饌水を生み出す井泉である。上記の伝承が事実であるならば、その直前迄も津波が襲来していたことになる。国史大系本『續日本紀 前篇』同日条では、当該地震に関して「丹波國地震（ナキフル）三日（京都御所東山御文庫本、徳川侯爵家所蔵金澤文庫本写本では、三月とする）」と記載し、同国での地震発生と、恐らくは三日～、乃至、三か月に及ぶ余震に就いても言及をしている。若しかしたら、三日、又は三月とする記載は、（余震のあった）期間を示すものではなく、地震自体の発生日時を示そうとしたものかもしれない。後述の如く、『理科年表 平成26年 第87冊』等の指

摘に依れば、丹波国を襲ったこの地震に依り、若狭湾内の凡海郷（おおしまのさと）が海底に没したという「冠島（大島）、沓島（小島）伝説」が存在するが、疑問があるとしている。「真名井原波せき地蔵（堂）」に於ける「波せき」とは、ここで津波を「塞ぎ止め」た、又は何か「堰」となってそれを防いだ、とする語義より派生した名称であると推測される。ただ、これだけの記事や、地蔵堂に纏わる伝承からだけでは、当該地震に依り、実際に若狭湾に於いてこの時津波が発生していたのか、更に、当該地蔵堂に拘わる津波塞ぎ止めの伝承がこの時の地震に起源を持つものなのか否かに就いてはその判断が困難である。同社は、その北西部にある鼓ヶ岳（標高569.0メートル）を背景として、日本三景天橋立の北側付け根付近の丘陵上にあり、天橋立西岸、阿蘇海を遠方眼下に臨む高台に位置している。国土地理院発行の1：25,000地形図（宮津11号—3、15号—1、平成14年8月1日発行、及び、宮津15号—2、平成14年10月1日発行）に依ると、真名井神社入り口付近の標高は約55メートルであり（「YAHOO JAPAN!地図」の「距離計測」に依れば、約42.5メートル）、直近の海岸線（宮津市江尻807付近）迄の直線距離は約687メートルである。標高約55メートルとした場合、そこよりの勾配は約8パーセント（約4.6度）となる。東日本大震災時に於いて、地震発生後に東北地方太平洋沿岸を中心とした地域に襲来した津波は、波高が十数メートル～20メートルであり、岩手県大船渡市では最大23.6メートルに達したとされ、合計401km²（東京都のJR山手線の内側面積である63km²の約6.4倍）の地域が浸水したと評価されている。⁽⁶⁸⁾更に都司嘉宣氏に依ると、同県宮古市田老地区にある小堀内漁港周辺の漂流物調査に於いて、海岸線より約200メートル離れた山の斜面に迄、流木の到達が確認され、遡上高は約37.9メートルと判定された。⁽⁶⁹⁾この事例に於ける勾配は、約18.9パーセント（約10.7度）であり、真名井原波せき地蔵（堂）の事例ではその約42パーセントの勾配である。海底や沿岸部地形、陸上部分の植生や構築物の状況、水深の状況、それらに左右される津波速度等の条件に依り同列の比較はできないが、一般論として、同規模の津波であれば勾配の小さい難波野の方が、津波は上陸してから、より遠方に迄到達する可能性があるという事になるろう。

そして、この「真名井原波せき地蔵（堂）」に就

いて考察を行なう場合、その前提としては、抑々、インドに於ける古代地母神信仰崇拜に根差したとされる地蔵信仰が、701年当時の日本に存在し、その上、一般的な信仰として当地にも定着していたということが確認されなければならないのであるが、管見の限りに於いては、その様な徴証は見られない。『国史大辞典』の「地蔵信仰」の項に依れば、日本へのその伝来は隋代や唐代にも考慮されるものの、その確証は無いと説明をする。三階教籍をも含む当該期地蔵典籍の写経は天平年間（729～749年）に迄しか遡ることができないとされ、又、**初期造像**に関しては、古密教の流れに依って**虚空蔵と対**になっていて、求聞持法に随伴して、現世利益の呪願の対象とされていたとしているのである。つまり、当該期の地蔵が単体で存在していたこと自体が珍しいとするのである。「真名井原波せき**地蔵**（堂）」にあっても、当初には虚空蔵菩薩と対になっていた可能性はあるが、物理的にも、伝承上も、現在それを確認することは出来ない。宝亀2年（771）には、藤原永手追善の為の興福寺地蔵堂建立があり、造像自体は8世紀後半期にも平城京で行なわれていたことが知られるが、奈良時代末期～平安時代初期には地蔵を冥界と結び付ける信仰も発生したらしい。6世紀末の隋代に於いて、三階教の教祖信行禪師が墮地獄の恐怖を説いて「**十輪經**」の**地蔵が末世相應の教主であると鼓吹していた**とするならば、その思想が日本へも伝播し、平安中期以降に於ける**末法思想と浄土教信仰の広まり**に伴ない、民衆の間に広く浸透して行ったことも頷くことが出来る。又、奈良県生駒郡斑鳩町所在の法隆寺にも国宝指定の地蔵菩薩立像があるものの、9世紀の作である。これらのことよりは、「大宝元年3月26日発生の地震時に起こった波高10丈の津波を、真名井原波せき**地蔵**がここで押し止めたとする**伝承**」に対しては、非常に懐疑的にならざるを得ないのである。本来であれば、初期造像に於いては対になっていた筈の、一方の虚空蔵菩薩の存在も、この周囲には管見の限りに於いては見当たらない。以上の事よりも、少なく共、701年当時の丹後半島に於いて、地蔵信仰が一般的な庶民のものとして存在していたとは考えられないのである。ただ、当初は地蔵ではなく、別の指標、又は伝承で以って津波来襲の目印とし、平安中期以降に於いてそれが単体の地蔵菩薩石像に置き換えられた可能性も存在することから、伝承として存在する津波の来

襲自体を否定することを意味するものではない。同辞典の「**地蔵菩薩**」の項でも、これは慈悲の深さを象徴するものであり、大地の徳に準えてこの名称があるとしている。その点に於いては、津波襲来の目印、津波犠牲者供養の目的を以って、伝承とは別に、後世にこの場所へ地蔵菩薩石像が設置されていた可能性はあろう。事実、同社の説明に基づけば（写真参照）、当該地蔵には天災地変より守護される靈験と、子育て、病気除けの信仰もあり、真名井の神への取り次ぎ役をも果たしていたとしているところから、**当初の地蔵**（現在の地蔵と同一のものか否かは不明である）設置時には、必ずしも津波塞き止めの伝承が基底とはなっておらず、後付けでその様な伝承を当該地蔵に纏わせた可能性はあるかもしれない。当該地蔵には、真名井神社との神仏習合説の要素も見て取ることができると、及び、上記地蔵信仰の民衆レベルへの浸透時期との兼ね合いより、当初の波せき地蔵の設置時期は、平安時代中期以前に迄は遡ることが出来ないのではないかと推測するのである。

但し、津波浸水線を表示する指標としては、以前より筆者が別稿に於いても指摘して来た様に、文字認知、識字率の高低の課題もあって、必ずしも文字資料の形式を以って伝えられて来たものばかりではなかったのである。特に、寺子屋普及以前の段階に於いてはその傾向が顕著であり、直接的な形で文字を使用しない、説話、伝承、口碑、地名、地図、絵図、宗教施設等を使用した手法もかなりの頻度で採用されていたことを明らかにしたのであった。⁽⁷⁰⁾丹後半島地域では、『おおみやの民話』（前掲）、『丹後國中郡誌稿』（前掲）、『舞鶴市内神社資料集』（渡辺祐次氏編）等に依る限り、津波に拘わる伝承が数多く伝えられているとしている。それらの内容の信憑性に対する検証作業とは別の次元に於いて、何故その様な伝承が当地に数多く残されるに至ったのかという理由や、そうした伝承が生まれる社会的背景に就いての追究も必要であるが、当該伝承発生当時こうした伝承と言う手法も必要とされた何らかの必然性は存在したのである。『丹後國中郡誌稿』（第二編第七章周枳村、350～351頁）に依れば、同所所在の大宮売神社（京都府京丹後市大宮町周枳1022）に対する実地調査では、「**周枳社ノ鳥居ハ、海瀟ノタメニ流レテ、竹野郡ニ止リシトイフ**。蓋シ竹野郡黒部村ニ、同ジ神ヲ祀ル**大宇賀神社**アルヨリ起リタ

ル俚傳カ。然レドモ、海瀟洪水ナドノ傳説ハ、郡内所々ニ傳リ、字鯛ノ森又口大野丹波ノ字鯨等ニ付會ス」と記述している。特に、『おおみやの民話』〔57、荒塩さんの話、周枳（すき）の吉岡せい氏に依る〕に収録された荒塩神社（京丹後市大宮町周枳。大宮売神社より南方へ約620メートルの位置にある）の事例は注目すべきである。それは、上記間人海岸へかつて津波が襲来した際に、それが荒塩神社の辺り迄、（恐らくは竹野川を遡上して）到達し、木製の鳥居が山の方に迄押し流され、その鳥居が止まった場所にその鳥居を再度建てて祀ったとする伝承は、被災した鳥居を当地でも人々の目に止まる津波浸水線の指標としたものであるとすることが出来る。これは、上記大宮売神社に於ける津波伝承とも重なるものである。荒塩神社より竹野川河口（間人立岩）迄の直線距離は約17.5キロメートルである。荒塩神社は、「丹哥府志」（『丹後國中郡誌稿』351頁）では、「風土記に所謂天女八人ノ一なり」としており、丹後半島に散在している天女を祀る施設の一つであって、⁽⁷¹⁾ 天女伝承と共に、津波の襲来と言う自然事象を付託した結果であったものかもしれない。こうした手法は、宮城県仙台市若林区霞目に所在する浪分神社に於ける事例（本稿前篇所収。直近の太平洋沿岸荒浜迄の直線距離は約5.4キロメートル。神社、石祠と津波伝承との複合的情報伝達手段）を想起させるものでもある。そこでは、江戸時代前期に於いてさえ、文字情報に依る、後世の人々への災害情報伝達が困難であったことが窺えたが、更に大幅に時期が遡ると考えられる当該丹後半島周辺地域に於ける津波災害の発生に対しては、伝承、説話、目印（「真名井原波せき地蔵（堂）」）、被災物、つまり、冒頭でも述べた震災遺構の展示を以って、彼らへの警告としたものであろう。

更に、真名井原波せき地蔵はその正面をほぼ西側に向けて安置されていることにも注目するべきであろう。地蔵を西側に向けて信仰する形態は各地に見られるものであり、知られるものとしては、山口県山口市道場門前の西向き地蔵、兵庫県姫路市香寺町香呂字雨ヶ代の道標（通称：香呂の西向き地蔵）、同神戸市垂水区塩屋町の西向き地蔵尊、同丹波市の西向き地蔵、大阪府大阪市東成区中道3丁目の西向き地蔵尊、同八尾市服部川9丁目140の西向き地蔵、京都府京都市右京区京北細野（地蔵山）の西向き宝庫地蔵尊、静岡県浜松市中区上島町の西向き地蔵、同

藤枝市谷稲葉の延命手青地蔵尊（西向き地蔵）、千葉県船橋市本町2の西向き地蔵尊等、山陽地方、近畿地方、東海地方、関東地方南部にかけて広く分布をしているが、それらの多くは近世以降の信仰に拘わるものである。これらの地蔵建立の趣旨は、大乘仏教に於いて阿閼（あしゆく）仏の東方妙喜国と対置される阿弥陀仏の西方極楽浄土への道案内をする目的、西方（大陸、韓半島、北部九州）より伝播して来る疫病封じの目的、道標を兼ねるものは、道路標識として旅人の行程安全祈願の目的等、様々であるものの、これらの内、特に災害除けに特化した信仰は見当たらない。これらの指標を直ちに真名井原波せき地蔵に於ける事例に当てはめられるものでもないが、西向き地蔵（信仰）という視点からは、管見の限り、そこに中世以前に迄は遡ることが出来る程の事例が見出せないことより、真名井原波せき地蔵にも左程の時間的な経過を感じ取ることが出来ないのである。その点では、先に指摘した如く、当該地蔵の存在が平安時代中期以前に迄、遡ることは出来ないのではないか、と推測をしたことに妥当性があるのではないであろうか。抑々、若狭湾沿岸地域にかつて大津波が襲来し、それをこの真名井原の丘で塞ぎ止めたというならば、波せき地蔵は津波が襲来して来た方向（恐らくは南東方向）にその正面が向いていなければならない筈である。現在の波せき地蔵正面に当たる西の方角には山地しか無く、そうした伝承を伝えていとするならば、不自然ではある。無論、後世に於いてこの地蔵が移動されて現在地に安置する様になり、その正面の向かう方角も変えられた可能性も排除することはできないが、真名井原波せき地蔵＝西向き地蔵、であるという現状より、邪気は西方よりやって来るとした近世～近代にかけての色彩を当該波せき地蔵に対しても強く感じ取ることが出来るのである。





写真：真名井神社と真名井原波せき地蔵(堂) (筆者(25頁とも)撮影。真名井神社入り口左側に建つ石柱の後部にあるのが真名井原波せき地蔵(堂)である。当社の縁起と波せき地蔵とは直接的な関係は無いものの、仏教由来の地蔵が神社の敷地内に建てられていることから判断し、そこには奈良～平安期にかけての神仏混淆の要素

も見て取ることができる。神社としては、当時に於いても津波浸水線を表示できる何らかの石造物、例えば要石の様な岩体でも不都合は無かつた筈であり、態々、神社の入り口の目立つ場所、然も西向きで地蔵を建てなければならなかつた必然性が存在したのであろう)

2. 若狭湾に没した凡海郷(おおしあまのさと) ～「冠島(大島)、沓島(小島)伝説」～

1910年代に、ドイツ人の気象学者であったアルフレッド・ウェゲナー (Alfred Wegener) は、世界地図を眺めながら、南アメリカ大陸東岸とアフリカ大陸西岸の海岸線とがほぼ一致することに気付き、1960年代後半に提唱されるプレートテクトニクスの起源となる大陸移動説を提唱した。(72) そこで日本地図を見てみると、パズルのピースをはめるかの如く、奇妙に海岸線が一致している場所がある事に気付く。例えば、広島県沿岸と愛媛県沿岸、下北半島大間崎付近と函館湾等、これらは単なる偶然の一致であるのであろうか。

北陸地方に於ける海岸、沿岸部地形を見てみると、能登半島西側より西方にかけてはなだらかな海岸線が続き、それは越前岬で一旦途切れ、丹後半島にかけての地域は南側に大きく抉れた様な形状を呈している。尚且つ、そこは湾や入り江が多く入り組んだ複雑な地形になっており、北陸地方や山陰地方東部沿岸地域としては珍しく、幾つかの島々も点在する。丹後半島を過ぎて更に西方に向かえば、再び緩やかな海岸線を形成しながら、山陰地方へと続いているのである。しかし、海底の様相は越前岬と丹後半島とを直接的、直線的に結ぶ様に等深線は滑らかなラインを形成しているのである。水深100～200メートルの等深線がそれに該当する。つまり、若狭湾の沿岸地域だけが何故か陥没したような形状を呈しているのである。それが、日本海を西側より流れて来る対馬暖流に依って浸食されたとするには、余りにも大きな抉れ方ではある。三方低地帯埋没林群、余呉低地埋没林等、若狭湾沿岸地域や近江盆地北部に点在している低地に於いては、古くより埋没林の存在が知られており、植田弥生、辻誠一郎氏に依る「若狭湾沿岸、敦賀市中池見の埋没林とその放射性炭素年代」(73) では、敦賀市市街地東部に所在する標高200メートル以下の山地に囲まれた余座池

見、中池見、内池見と呼ばれる3つの低地が南北に連なっている中で、西方に向けて扇を開いた形をした東西約1.3キロメートル、南北約500メートルの小さな低地である中池見（中心部海拔47メートル）を調査した結果を示した。中池見は他の2つの低地と共に、東方にある敦賀断層の活動に伴う東上がり、西落ちの運動により形成された袋状の埋積谷であるとされる。中池見の埋没林に於いて樹種同定、放射性炭素年代の測定を行った2つの埋没株は、中池見北西部のヨシ原の縁に位置していたもので、①は直径約4メートル以上ある大径木、②は長さ約50センチメートル、直径約15センチメートルの二股に別れた幹を持ったもので、樹種同定の結果、2点共にスギであった。年代測定の結果は、埋没株①が**2000±80y, BP (GaK-16520)**、埋没林②は**2550±130y, BP (GaK-16521)**であった。放射性炭素年代を測定した埋没株は中池見に広く分布する多数の埋没株の内、当該2点のみで、これら池見にかつて成立した森林の全時代の様相を明らかにしたとは言えないとしながらも、2500y, BPには低地内に大径木のスギが生育していたことは確実であるとしているのである。埋没林が形成される要因としては、火山灰降下や火砕流、土石流、河川堆積、海進等の事象が考慮されるが、これら中池見埋没林が何故埋没してしまったのかに関して、同氏等はその理由を明らかにしてはいない。埋没林は、判明している範囲内では、**若狭湾沿岸地域・北近江地域、富山湾沿岸地域、秋田・青森県沿岸地域、静岡県沿岸地域**等に或る程度集中しながら存在している。中池見埋没林の事例では、そうした大径木の樹林が長時間を要してではなく、**急激に、或いは、一瞬の内**にして地中に埋没してしまう程の大規模な地表面の物理的変動が、今から約2,000年前以降に当地に於いて発生していた可能性に就いても考慮せざるを得ないかもしれない。地形図を見ると、太平洋沿岸地域よりも、日本海沿岸地域の方が、能登半島や若狭湾沿岸地域等、一部の地域を除外すると、比較的になだらかで、複雑な地形が少ないことに気付く。沿岸部に於ける地形がなだらかで、複雑ではないことにもその成立理由が存在する筈である。一つの仮説としては、何らかの要因に依り、沿岸部の陥没とその後の海水に依る浸食とが繰り返されて来たからこそ、なだらかな海岸線を形成しているということも言い得るかもしれない。

かつて筆者は、新潟県の沿岸部では、古代より中世への移行期に於いて、何らかの大規模な自然的事象、又は、そこに住む人々に多大な影響を及ぼした災害と呼ぶことが可能な規模の事象が発生していたのではないかと指摘をした。⁽⁷⁴⁾又、地形図から読み取れる範疇に於いて、能登半島の能登島付近に見られる奇妙な地形に関しても、地形上、海岸線は半島部分と完全な形で一致している訳ではないが、島の周囲が陥没して島となった様な形状を呈している。表層地質では島の西半はそれに接続する半島の中能登丘陵と同じ先第四紀の火山岩類であるが、更に特徴的なのが島の東半部分とそれに接続する、その南側にある半島部の観音崎、新崎付近に分布するシルト岩（赤崎層）との連続性である。⁽⁷⁵⁾表層地質より見れば、観音崎に向けて北側へ突き出ている半島と能登島とがかつては陸続きであったと見ることが可能であるかもしれない。若しそうであったとするならば、島の周囲が陥没した原因が緩やかな形での地殻変動に依るものなのか、それとも地震や津波、海底地滑り等、急激な変化に依るものなのかは不明ではあるが、何れにしてもこの事件が仮に発生していたとしても、それは文献史学でカバーできる時間以前（歴史時代以前）のことではある。更に、能登島に東隣する富山湾が、佐渡島北西部より約750キロメートルにも渡って続く陥没部分（海底谷）を伴って深く落ち込んでいる（富山深海長谷）理由も興味深い。富山県沿岸部では、海岸線より急勾配で深海底に迄至り、「あいがめ」、「ふけ」等と称される湾の最深部分では、深度約1,200メートルにも達し、取り分け、そこに於ける海底地形を見ると、富山湾では能登島側に当たるその北西部～西部にかけての場所では、急峻な海底崖が形成されているのである。⁽⁷⁶⁾岡村行信、佐竹健治、竹内章氏「富山深海海底谷最下流部の海底地形」⁽⁷⁷⁾では、日本海盆の富山深海海底谷の活動的なチャネル近くにある扇状地に於いて採取した柱状堆積物試料には、約1,000年前に噴出した火山灰であるB-Tmを含み、その上に14枚のタービダイト（海底堆積物）が堆積していると指摘をしている。その平均発生間隔は約70年になり、富山湾より約700キロメートル以上も流下する様な乱泥流が、最近でも頻繁に発生していることを示すとしているのである。それでは、当該タービダイトの給源は一体何であるのか、という疑問に対し、同氏等は富山湾から約700キロメートル

以上も下流でタービダイトが堆積する為には、かなり大規模な斜面崩壊が富山湾周辺で発生したと指摘する。但し、富山深海海底谷を成長させて来た乱泥流は、単に地震に依って生じたものではなく、大規模な土石流を起源としているものが多いとしている。そこでの、約70年に1回というタービダイトの頻度とは、大地震発生の頻度ではなく、富山湾沿岸で発生した大洪水の災害頻度を表している可能性が高いと指摘をする。ただ、海底地滑りの発生に依って、それと接続する陸地が海中に引きずり込まれた事例は各地に存在していることから、もう一つの可能性としては、富山湾の西部海底崖に於いてもその様な現象が起きていたとしても不思議ではないかも知れないのである。(78)

その場所の地形が何故その様な形状となって現在に至っているのかに就いては、必ずその理由が存在する筈である。若狭湾の沿岸部地域に於いて、何故、海岸線が越前岬～丹後半島にかけ、北陸地方の延長線上として、なだらかなラインを形成してはいないのであろうか。若狭湾に伝えられる「冠島(大島)、杳島(小島)沈島伝説」もこうした疑問の中で検討されるべきものであるかもしれない。両島が100メートル等深線の縁に近い海上に位置していると言う事実も、そうした疑念を抱かせる一つの理由ではある。荻原尊禮氏編著『古地震—歴史資料と活断層からさぐる—』(79)の「琵琶湖と若狭湾」(84～88頁)では、若狭湾の成因に関して、そこが元々琵琶湖湖北地帯や丹後半島北部の様な山地であり、それが琵琶湖同様の構造的沈降と、東播—福知山沈降帯の延長部とが複合して水底に沈み、地層に覆われたものであると推定をしている。若狭湾は海底100メートル以内で、海底面はかなり平坦ではあるが、この平坦面は新しい地層に依って埋め立てられたものであり、その下部にはかつての島や半島が潜在していると指摘をするのである。事実、若狭湾の海底断面音波探査図(同書「図10」、88頁)を見ると、海底面下の地層の更に下には幾つかの上方部への膨らみが認められ、これは岩盤であって、そこは過去に於いて島であった場所であるとしている。陸地部であった場所が沈降して若狭湾が形成された時期は、第四紀中葉、中期更新世(今から約50万～20万年前)であろうと推定している。(80)しかし、本項での究明目的は、過去に於いて実際に若狭湾、凡海郷(おおしあまのさと)でその様な沿岸地形の短

時間内での変更が発生していたのか、否か、という問題よりも、寧ろ、何故その様な沈島伝説が形成され、現在に迄、伝承されるに至ったのかに就いて検討を行なうことにあることより、上記の推論に就いては、それらを紹介するに留める。

若狭湾の大浦半島成生岬より約8.8キロメートル程、北西方向沖合いに存在するのが大島、そこから更に約2.5キロメートル程度北東方向沖にある島が小島である。2島共、南北に細長い形状を呈しており、小島の方は、南島と北島との間に北西、南東方向に伸びる水路状の切れ込み部分がある。天橋立が所在する宮津湾、そして栗田湾、舞鶴湾の入り口に位置している島々である。これら2島に纏わる「冠島(大島)、杳島(小島)沈島伝説」は、疑問の多い伝承であるとされ、現在ではその信憑性に対しては否定的に捉える見解が優勢となっている。上述の如く、「續日本紀 卷二 文武天皇」大宝元年(701)3月26日条には、「丹波國地震(ナキフル)三日(京都御所東山御文庫本、徳川侯爵家所蔵金澤文庫本写本では、「三月」とする)」とあって、丹波国での地震発生と、恐らくは三日、乃至、三か月に及ぶ地震(余震か)に就いても言及する。この時の事象に関する記事はこれだけであり、その前後に於いても関連する記事は記録されていないのである。又、京丹後市峰山町橋木に所在していた縁城寺に伝来したとされる「縁城寺年代記」(81)には、恐らくは、当該記事を基にしたと推測される「辛丑大寶元年、三月廿一日紀年。此月大地□三日歇まず。加佐郡大半滄海となる」とする記事があるものの、同記に対しては史料としての信頼性の課題が存在している。(82)『理科年表 平成26年 第87冊』(83)所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」等に依れば、丹波国を襲った当該地震に依り若狭湾内の凡海郷が海底に没したという「冠島(大島)、杳島(小島)伝説」が存在するものの、これには疑問があるとしているが、その疑義提起の理由は示されていない。その為、同表ではこの地震に拘わる震央位置やマグニチュードの推計も掲載していないのである。荒井秀規氏は、(84)当該年代表(昭和62年版迄は「地震年代表」)に関して、昭和62年版ではマグニチュード7.0で、津波の波高4～6メートル、「若干の内陸まで被害や人的損失」とした記載が、昭和63年版を挟んで翌昭和64年(平成元)版では、現在に至る迄の間、上で指摘した記載に変更されたとしている。こ

れは、当時に於ける古地震に対する再検討の成果を受けたものであり、虚構地震を除外した結果であるとする。(85)しかし、同氏は昭和64年(平成元)版以降の『理科年表』が「冠島伝説」否定の潮流に乗り、大宝元年の地震自体の存在をも否定する傾向にあるのは問題であるともしているのである。(86)飽く迄も、否定されつつあるのは冠島やその周辺地域に於ける沈降現象のみであって、寧ろ、地震自体は実際に発生していた可能性が高いとしているのである。これに関連して、寒川旭氏は、兵庫県丹波市付近～京都府舞鶴市～同府綾部市にかけての地域に於いて、桑飼下(くわがいしも)遺跡、志高遺跡、桑飼上遺跡、青野西遺跡等で、古墳時代～平安時代中期にかけてのものと思われる、噴砂脈等、多数の地震痕跡が存在するとし、当該大宝元年3月26日のものとは断定できないとはしながらも、当地が奈良時代頃に一回以上の激しい揺れに襲われたことは間違いないと指摘をしているのである。(87)

丹後半島周辺地域には活断層が多く存在しているが、『京丹後市史資料編 京丹後市の災害』の「1:京丹後市の災害環境—3:地震・歴史地震・活断層の概要—4:丹後半島周辺の海底活断層の概要(36~42頁)」に依ると、冠島、小島の周辺には沈水した岩礁が南北方向に延び、その東側を走る断層の存在が、東へ急傾斜する舞鶴層群(先新第三紀;Vw層)と、鮮新世の堆積物(IIIw層)との関係より推定されている(海上保安庁水路部、1980年3月、5万分の1沿岸の海の基本図、海底地形地質調査報告「若狭湾西部」、35p.+付図、に依る)とする。その延長は約5.5キロメートルであり、堆積層の基底はこの西側よりも東側が急傾斜で低下している。西側は、海底地形や堆積物が徐々に西方へ低下することから、断層の上盤が傾動していると断定しており、西傾斜の断層面を持つ逆断層であると見做している(同書37頁の図8参照)。確かに、海上保安庁水路部に依って昭和54年(1979)に測量された「5万分の1 海底地形図 若狭湾西部」(No.63374、同55年8月16日刊行)を見ると、冠島、小島の東部海底は傾斜が急になっており、水深約70~88メートル等深線の幅が極めて狭い。それに加えて、小島の北東海底は水深約90~115メートル付近迄、急激に水深が深くなっていて、こちらも現状は急峻な崖になっているものと考えられる。この付近の海底では、海底地形図を見る限りに於いて、若狭湾西部沖海底

では珍しく等深線に乱れがあり、両島の東側、北東側(或いは、その正反対の方向)よりの強力な圧力を受けている様にも見えるのである。又、山本博文に依れば、(88)若狭湾内に分布する活断層は若狭湾東部に集中していると指摘し、その走向も南部では南北方向、或いは北北西—南南東走向のものが多いとしている。その一方、若狭湾沖海域には北東—南西方向に連なる2列の断層帯が存在しており、断層群によって区切られた明瞭な海底地形が存在していることより、活発な断層活動が推定できるとしている。しかし断層を覆う堆積層が殆んど認められない為に、断層を挟んだ堆積層の対比から最近の活動を推定することが困難であるとも指摘をする。越前堆列の南側、若狭湾域は地形的には比較的平坦であり、反射断面ではこの海域のほぼ全域、南北約50キロメートルに渡って侵食平坦面が認められ、平坦面は香住沖層群、一部では浜坂沖層群が削剥されてその形成がなされており、これをほぼ水平な鳥取沖層T2層(北縁部では一部がT1層)が不整合に覆っている状態にあるとする。浸食面の深度は若狭西部では約300メートルであるが、東に行くに従って徐々に深くなり、越前岬沖では約800メートルを超えているとしている(Fig.6)。従って、若狭湾域は東に約500メートルの高低差を以って傾動、沈降しているとするのである。ただ、何時頃そうした海底の地形が形成されたのか、又、何故その様な地形となって現在に至っているのかに関する理由に就いては言及が無い。

以上の様に、当該「續日本紀 卷二 文武天皇」大宝元年3月26日条掲載地震の存否や、若狭湾内、若狭湾沖海底の様相とその形成理由やその時期に対しては、従前より文献史的、地学的に研究対象とされて来たが、未だ、合理的で明確な成果を以ってそれらが実証された訳でもないのである。

さて、上に掲載した「丹後國風土記 逸文」とは別に、「丹後國風土記」には「殘缺(殘欠)」と称する史料が残されている。この内容は一見すると完本の様にも見えるものではあるが、逸文として残存しているものとは明らかに異質の内容や系統のものであると推測され、逸文には収載のある天女の話題や天橋立形成の経緯、浦島説話等は掲載されていないか、又は「虫食」の中に入ってしまったかして、存在してはいない(但し、真名井の話題はある)。これは、同書の奥書に依れば、当時神祇伯白川家(15代資益王)に伝来していた丹後國風土記の

内、加佐郡の一部分が長享2年(1488)9月10日に、大聖院権大僧都智海法印に依って臨写されたものが籠神社に伝来したとされる写本であるとしている。智海法印は、籠神社の社僧、又、丹後国守護一色氏の護持僧であったともされる、籠神社との縁を有した人物である。当該残欠丹後国風土記は、同逸文と比較して丹波国造としての海部直家の存在が表に出されている処が特質される点であるが、その中に記される凡海郷の項では、「**凡海郷者、往昔、去此田造郷萬代濱(浜)四十三里、(二～三字虫損)三拾五里二歩、四面皆属海、壹(壹)之大島也。所以稱其(或いは、其称)凡海者、(三字虫損、或いは、古老伝)曰往昔治天下、當(当)大穴、(七字虫損、或いは、持命与少彦名命)到坐于此地之時、引集海中、(三字虫損、或いは、所在之)小島、(三字虫損、或いは、之時、潮)凡枯以成壹(壹)島、故云凡海矣。(三字虫損、或いは、于時大)寶元年三月己亥、地震三日不已。此郷一夜蒼、(四字虫損、或いは、為蒼)海慚纒郷中之高山二峯、與立神岩出海上、今號(云)常世島(嶋)。亦俗稱男島(嶋)女島(嶋)、每島(嶋)有神祠。所祭者、天火明神、與日子郎女神也。是海部直并凡海連等、所以齋祖神也。(以下、八行虫損)**」⁽⁸⁹⁾と記述されるが、海部毅定氏前掲書所載の史料の方は、丹後史料叢書所載史料に比して虫損部分が判読されている箇所が多いという特徴を有する。福岡猛志氏は、⁽⁹⁰⁾古風土記に於ける部分的な文の残存物と言う観点よりは、当該残欠丹後国風土記は偽書であると断定をしている。それは、古くは明治後期以来の邨岡良弼氏⁽⁹¹⁾に依る偽書説を受けたものでもあるが、海部毅定氏前掲書に於ける曖昧な形での「**殘缺(殘欠)**」本非偽書説への批判でもある。福岡猛志氏は、取り分け凡海郷に関する「**殘缺(殘欠)**」本中の記述を取り上げ、地震学⁽⁹²⁾、人文学両面より、「冠島(大島)、杳島(小島)伝説」には疑義を呈している。本稿で主眼としている人文科学の面よりは、本書自体が偽書である可能性が高いことや、大地震が都で感知されていないこと、そして、天変地異の創作に対する疑問等を指摘しており、それ故、「**殘欠**」的レベルでの巨大地震は否定された」と結論付けたのである。しかし、地震学、地質学的なアプローチは別として、人文科学的な面よりの同氏の指摘には疑義もある。それは、先ず、大地震が都で感知されていないことが不思議であるとしている点である。同氏が

感知という語を如何なる意味で使用しているのかは類推の域を出るものではないが、西暦700年代に入ったばかりの倭国に於いて、確かに都を含む畿内で発生した自然災害、自然的事象に就いては、既に比較的軽微と判断される事象に関しても六国史等の中で記載をすることもあるが、それが一步当該地域を離れた地域での出来事となれば、一気に都に住む人々の関心も薄れ、それが現地では例え大事件、大災害であったとしても、客観的事象としての記事にさえ登載されていなかった可能性があるのである。丹後(丹波)国〔丹波国の北部地域を以って和銅6年(713)4月に成立〕と当寺の都(藤原京)とは、直線距離で約132キロメートル程度(籠神社⇔藤原宮跡)ではあるが、上述した、一部皇族に依る都よりの退避場所、又、高句麗や渤海と言った韓半島よりの来航を意識する(記録上は丹後半島東隣の越国⁽⁹³⁾に於ける事態ではあるが)以外には、都人の関心が高い地域であるとは言い難い面もあり、実際にそこで大規模地震が発生していたとしても、福岡氏が指摘する如く、隣国に影響を及ぼし、それが記録、報告され、都で感知するに至るのかどうかは、かなり微妙な処ではあろう。寧ろ、上記「續日本紀 卷二 文武天皇」大宝元年3月26日条に記された「丹波國地震三日」とする記事に関しては、大規模地震であって、尚且つ、都より比較的に近い場所で発生した事象であったことより記録の記事として採用された可能性が大きいと考える。類推ではあるものの、同規模の地震が若し関東地方や東北地方での出来事であったとするならば、記事としては採用されていない可能性もあったのではなからうか。又、福岡氏が残欠丹後国風土記偽書説のもう一つの根拠としている天変地異の創作に対する疑問であるが、確かに最初から全くの虚偽の内容を持った創作話であれば、同時代の誰もそれを信用はしないであろう。しかし、本書は文字資料である。つまり、その内容を理解する為には文字認知が前提条件となる。記されている内容が理解できなければ、信用するかしないかの判断はつかない筈である。残欠丹後国風土記作成当初に於いて、本書の内容を元に、人々への読み聞かせや流布が或る程度広範に行なわれていたのであれば、そうした推測も成り立つであろう。ただ、西暦700年頃の倭国に於いて、一体、どの程度の人々が文字を理解したのであろうか。皇族、官僚、僧侶、神官、渡来人等と言った人々は可能では

あろうが、そうした文字認知が可能な人々、つまりインテリな人々のみを、本書が読者対象としていたのか否か、更なる検証が必要であろう。このことは、偽書説、非偽書説双方を支持することにも繋がるが、先に検証した様に、冠島、杳島沈島伝説の方が当該地震に先行して若狭湾沿岸地域に残されていた可能性もあるかもしれないのである。そうした伝承と、実際に発生していた当該地震とが、後世に至って結び付けられたことも考え得る。更に、実際に発生していた被害や被災の状況が如何なる形で現認、記録され、都へと報告されていたのかも問題となろう。これは、「續日本紀」等の記録にも「～國言。～」と記載される如く、第一義的には当該国の国司の業務とされていたことが窺われ、⁽⁹⁴⁾ 仮に当該地震や沈島現象が事実であったとして、それを公的に確認したのは当時の丹波国の国司であった筈である。しかし、地震被害は、航空機や人工衛星と言った上空よりの観察、リモートセンシング技術等が活用可能となって初めて、短時間の内にその広域性に気付くのである。そうした意味では、地震被害の全体像が比較的スムーズに、短時間で確認ができるようになったのは、事実上1990年代に入って以降のことであろう。⁽⁹⁵⁾ 当時は国司が被災地へ赴いての視認作業が中心ではあるが、特に沈島したという事象であれば、それ以前の状態との対比が必要である。冠島、杳島は、気象条件にも依るが、筆者に依る現地調査では、舞鶴市の成生岬や伊根町の新井崎からでないかと、本土よりははっきりと確認できなかったりもする。勿論、落ち着いた後で船を出して現場付近の海上で確認をすることは可能ではあるが、島を巡る異変に気付くには、かなりの時間を要したのではないであろうか。更に、福岡氏が「今日の地震学の成果に基づく、若狭湾一帯の海底を含む調査結果」として参照している論稿は、萩原尊禮氏前掲書が1982年11月発行であって、実際の冠島（及び杳島等）への調査実施は、1978年4月9日の午前8時に舞鶴市野原を出航して同9時過ぎに冠島へ上陸し、目視に依る調査を実施しただけであり、午前中には調査を終了したとあるので、実質的には3時間弱上陸して、しかも冠島のみを見て回っただけのものである。今日の地震学の成果に基づく潜水調査も、海底よりの試料の採取（底質採取）、マルチチャンネル反射法探査、サイドスキャンソナーを使用した海底面探査、音波探査等も行なわれてはい

ないのである（同氏前掲書97～111頁、第Ⅱ部：見直される内陸地震・第6章：大宝元年の地震の虚像—若狭湾冠島・杳島の沈没）。今より36年前の、しかも数時間の上陸調査のみの結果を受けて、2013年3月に刊行された福岡氏の論稿中に於いて、少なく共、それを「今日の地震学の成果に基づく、若狭湾一帯の海底を含む調査結果」であるとは言えないのではないであろうか。冠島は周囲約4キロメートル程の小島ではあるものの、数時間の上陸調査だけの結果を以って、古代に於ける地震や、地盤変動を否定することが出来得る程の科学的に有効な意味を持った成果を収め得たのであろうか。又、松田時彦氏の論稿「陸上活断層からの古地震復元—日本古代の地震を例として」は、当該稿が所収されている太田陽子、島崎邦彦氏編『古地震を探る』（古今書院）の発行が1995年7月ではあるが、これも19年前の刊行物であり、地震学と言う観点よりは決して最新の研究成果であるとも言えないであろう。その点では、地震予知の先駆者とされる今村明恒氏の「大寶元年及び慶長元年の陥没性本邦大地震に就て」⁽⁹⁶⁾ や宇佐美龍夫氏の『資料 日本被害地震総覧』⁽⁹⁷⁾ は地震学分野よりの歴史地震に対する検証作業であるとなることが出来るが、当該地震に限定すれば、両書共に実地調査を伴わず、残存する文献史料を主要な論拠としている以上、人文科学の面よりのアプローチであるという事にはなるであろう。因みに今村氏は、若狭湾が沈下地帯であると同時に、震源深度300キロメートル以深の深発地震帯でもあるとしているのである。

冠島（大島、雄島）、杳島（小島、雌島）の内、特に、大島の方は既に古代にはその存在自体が神聖視されていたらしく、製塩や漁業従事者より信仰の対象とされていたとされる。現在、海上に出ている部分の土地は、かつてその下部に広がっていた凡海郷に聳えた高山の頂上部に当たるとしているのである。島内にある船玉神社、瀬ノ宮神社、老人嶋（おいとじま）神社の内、老人嶋神社は、**天火明命**（アメノホアカリノミコト）を祭神としており、**海部直**（あまべのあたい）と一門であった凡海連（おおしあまのむらじ）に依る祭祀が執行されていたらしい。彦火明命（天火明命）は天孫として、息津鏡と辺津鏡とを下賜され、大和国、丹後国、丹波国に降臨して当該地方を開発し、丹波国造の祖になったともされる。又、彦火明命は、天神御祖（アマツカミミオヤ）より十種神宝（天璽瑞宝十種）を託された

天照国照彦天火明櫛玉饒速日命（アマテルクニテルヒコアメノホアカリクシタマニギハヤヒノミコト）、彦火火出見命（ヒコホホデミノミコト）の弟火明命、大汝命（オオナムチノミコト）の子であると言う所伝もあるが、天橋立北側に所在する元伊勢籠神社の主祭神ともされているのである。籠神社祀官であった海部直家に伝世している息津鏡（後漢時代前半期、長宣子孫内行花文鏡、直径約17.5センチメートル）、辺津鏡（前漢時代晩期、内行花文昭明鏡、直径約9.5センチメートル）は、十種神宝の内、沖津鏡、辺津鏡との関連性も想起されるものの、同類の鏡は弥生時代後期～古墳時代前期にかけての日本全国の遺跡に於いても出土例がある⁽⁹⁸⁾ことより、所謂「丹後王国（王権）」が「三国志 魏志 卷三十一 東夷伝 倭人条」に記されている如く、「漢の時朝見する者あり、今、使訳通ずる所三十国」、又、「後漢書 卷百十五 東夷伝 倭条」に、「使訳漢に通ずる者、三十許国なり」⁽⁹⁹⁾と記載されていた、漢代に倭国より朝見した30国の中の一つとして、この地域に於ける支配権の、中国王権よりの確認を受けた存在としてあった可能性もある。元伊勢籠神社では相殿（合祀）として更に海神をも航海、漁業守護の神として祀っており、それに加えて、籠神社の「籠」とは、彦火火出見命が籠船で龍宮へ行つたので籠宮と称したとする社伝に基づいて、天橋立を挟み、宮津湾、栗田湾、そして大島、小島をも包括する若狭湾西部沿岸部地域に於ける、海部直が農耕神、太陽神である処の天火明命を主たる祭神に祀りながらも、後付けで海神をも祀らざるを得ない必要性に迫られていたと見ることも出来得る。無論、この地域の海部直が紀元前1世紀頃に於いて若狭湾の航海権を掌握し、真名井神社の磐座で祭祀を執行していたとされる海人族（の王家）の出身であったとする主張にも一定の合理性は見出せるかもしれない。このことは、「丹後國風土記 逸文」の「浦嶋子」の項に於いて示された人間（ひとのよ）と仙都（とこよ）の別（わかち）、つまり海底世界の存在が、かつてその下部に広がっていた凡海郷に聳えた高山の頂上部に当たるとしている冠島、杳島沈島伝説の在り方を規定するに至ったものかもしれない。「浦嶋子」に於ける「仙都（とこよ）」、「神仙（とこよ）の堺（くに）」と、残欠丹後國風土記に記された常世島（嶋）とが同一のモチーフを持つものであったとするならば、それが当地での、過去に於ける何らかの

自然的な異変の存在を指し示していることが全て偽であるとは言い切れないであろう。ただ、同社の社伝に基づけば、少なく共、養老元年（717）以前の段階に於ける、主神として祀られていたのが彦火火出見命、彦火明命であるとしていることから、当該神社に於ける当初の祭祀目的は海部直の祖先神祭祀ではなく、大陸、半島より直接伝播した水稻耕作を中心とした農耕振興（信仰）であったとすることができるのである。海神が後付けで祭神に付加された理由ははっきりとはしないものの、祖先神祭祀を行なうべき（神社としての）必要性が出来たことと、もう一つの理由は、先述した「今から約2,200年前に太鼓山（標高683メートル）の東南部を推定震源域とした断層地震（山田断層帯）が発生し、それに依り各所で地滑りが起きた。当該地滑りは現在の松尾付近より下世屋間で世屋川を塞ぎ止め、壅て堰止湖が決壊して、大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したとする。この時の地震では、南西部の断層延長へも影響を及ぼし、断層崖より生じた大量の土砂も又、川伝いに阿蘇海と与謝海へ流入したのではないかとする。これが、天橋立形成の画期であったとするものである」という事件発生であったものと推測をする。更に、本項でも先に指摘をした、敦賀市中池見の埋没林に於ける、2500y、BP頃発生の何らかの地上部の異変もこれに付加されるものの、やはり先述した、若狭湾形成に関わる今から約50万～20万年前（中期更新世）の出来事に就いては、もしそれが事実であったとしても除外されるべきであろう。人文科学的な経緯よりも、その様な過去の事例が当地に於ける災害伝承に反映される可能性は無いからである。今から約2,000～2,500年前頃に当地沿岸地域を襲い、その後も影響を与え続けていた何らかの重大な自然的事象が、そうした水に拘わる神の、祭祀対象への付加に大きな理由付けを与えた可能性に就いては指摘をしておく必要がある。

更に、冠島（大島）と、陸側にある真名井神社、籠神社、難波野遺跡、天橋立とが表鬼門、裏鬼門の関係にあるとする見解⁽¹⁰⁰⁾は、夫々がお互いに忌むべき関係にあったことになり、取り分け陰陽説では東北の隅は日之少宮（ひのわかみや）の所在する場所であり、犯すことが許されないとされていた⁽¹⁰¹⁾ことより、その方角よりの災難を陸側の真名井神社、籠神社、難波野（祭祀）遺跡、天橋立等の施設に於いて受け止めていたことになる。北の陰から東

の陽に転ずる急所、即ち冠島の方角よりやって来る災難、それは取りも直さず水に関わる難題であり、それを克服しようとしたのが真名井神社、籠神社、難波野（祭祀）遺跡であったものと推測されるのである。毎年、4月、乃至は6月に行なわれている「大島さん参り」〔大正3年（1914）迄は4月と6月の年2回執行されていた〕では、初めて大島参りを行なう人は、「大島さんが大きくなるようにと、必ず石を持参して、海岸に置くようにと伝えられている」とされている。⁽¹⁰²⁾ その習俗の起源は定かではないものの、現在の大島の海上に出ている部分の土地は、かつてその下部に広がっていた凡海郷に聳えた高山の頂上部に当たるとしている伝説に基づいた行為であるのかもしれない。かつての様に、広い大地を持った我々の故地を復活させる為の信仰の一環なのであろう。又、女性が「大島さん参り」を忌避する傾向にある理由や背景も合わせて追究を行なう必要もある。これが平安初期以降に於ける仏教領域での女人禁制（女人結界）の習俗の一環であるのか、或いは、先述の様に、「丹後國風土記 逸文」の「浦嶋子」の項に於いて、仙都（とこよ）を訪問した筒川の嶋子が男子であった事例（海底世界での神仙女を憚ったという理由）に依るものであるのか、その理由が幾つか類推されるところではある。

以上の様に、天橋立を中心として、冠島、杓島、そして丹後半島地域に散在する真名井とは、古代以前より信仰の対象として存在していたことが窺われ、その信仰や祭祀は一方に於いては神話に起源を持つものではあるが、他方では、かつて当地で発生していた自然に関わる何らかの物理的事象を畏怖の対象とし、又、災害情報として暗に子孫へ提示したものであるとも受け取ることができるものである。しかも、その物理的事象とは、水に関わる災害—洪水、津波等、であり、更に遡れば、若狭湾沿岸部地域を襲った何らかの大規模変異—地震、津波、沿岸部地盤の沈降や崩壊等、より大規模で、広域的な災害がその背景には存在していた可能性も示唆されるかもしれない。天橋立、冠島、杓島、そして散在する真名井も、その起源には何れも水に拘わる災害事象の存在が疑われており、更にそこより派生して行ったと考えられる浦島説話、羽衣伝説も丹後半島地域に散在していると言う事実をも考慮する時、この地域が歩んで来た水災害克服と復興の経緯とが浮かび上がって来るのである。



写真：京都府舞鶴市大浦地区より冠島、杓島を臨む
 (上,中) (筆者撮影。冠島はかつて凡海郷にあった高い山の頂上部分であるという。毎年6月1日に行なわれる「雄島まいり」は、航海守護と漁業守護とを祈願するものであるが、原始信仰の形態を残しているとされる。冠島の海岸は砂浜ではなく、大小の丸石に依り構成されており、山が海上に突き出た如き形状をしている。小島の方は岩体であり、島内に平坦部は見られない)





写真：元伊勢籠（この）神社（筆者撮影。いつも観（33頁 光客や信仰する人々で賑わう。社殿脇には、下とも）社家海部氏4代目であるとされる倭宿禰命の亀に乗った座像が置かれている。それは、神武天皇の東遷の際には明石海峡で亀に乗り、天皇を浪速、河内、大和国へ導いたとする伝承に依る。応神天皇期に於ける海部賜姓以前の海人族の性格を垣間見るものであるとし、海氏と天系との同祖を主張する根拠とされている。東アジアに広く分布する亀趺をイメージするものでもある）

3. 各地に残る日和山

～宮城県の太平洋沿岸地域に於ける事例～

宮城県名取市の太平洋沿岸部に所在する潟湖、広浦の西側、閑上（ゆりあげ）地区の真ん中にある標高約8メートル程度の小さな高台が日和山である。広浦迄は、直線距離で約200メートル程度の場所にある。恐らくは、人口地形であろう。日和山築造当時には、その中腹に鳥居と段差を持つ二段構造をしていたことが窺える。(103) 現在、その平坦な頂上部からは、閑上地区の全域を見渡すことが出来、現在、視界を遮るものは何も無い。かつて、「閑上八景」に「廣浦落雁。日和山歸帆。太白山暮雪。名取川夕照。鶴塚晴風。鶴松夜雨。法華山秋月。観音寺晚鏡」(104) と詠まれた風光明媚な場所でもあった。ここは、東日本大震災に依る津波が当該日和山の頂上部分を乗り越え、津波襲来の直後には頂上部分にも流されて来た瓦礫が散乱し、元々そこに鎮座していた「富主姫神社（とみぬしひめじんじゃ）」と称する弁天を祀る小祠は津波に依って押し流された。その後、日和山の頂上部には夫々「富主姫神社」、

「閑上湊神社」と記された2本の木柱が建てられた。閑上湊神社は、震災前迄は日和山より北東方向に約500メートル程度、名取川の南岸に建てられていた神社であった。(105) 震災後は、日和山頂上に閑上地域の復興を祈願し、閑上湊神社と富主姫神社の「合わせ神社」を再興しようとし、閑上湊神社宮司、総代、氏子、ボランティア等の人々に依って、平成23年6月9日に鳥居、神霊を祀る為の臨時の神籬（ひもろぎ）とが建立されている。(106)



写真：名取市閑上地区にある日和山（筆者が2014年3月28日に撮影。元々設置されてあった鳥

居も根元部分より津波で切断された。当該日和山の西側には今次の津波に依って押し倒された「震嘯記念 地震があったら津浪の用心」と言う題名の石碑⁽¹⁰⁷⁾が倒れている)

伊達政宗は、豊臣秀吉政権末期に当たる文禄5年(1596)、名取郡に対して検地を実施している。⁽¹⁰⁸⁾当該検地は政宗が独自に実施した検地の内最初のものであるとされ、その際に作成された閑上浜分の「名寄帳」に依れば、高柳の内、閑上浜は村とされており、村役人「肝煎源衛門」、「こきもいり彦兵へ」の支配下とされた。表紙には「御蔵入」とあることより、当該地域一円は伊達家直轄領で、大肝入の支配下であったことが推測される。⁽¹⁰⁹⁾そこには田地が存在せず、畑地のみ合計17町2反4畝、年貢総額4貫754文であった。田地が無いのは海浜部の村ならではの特徴である。この段階に於いて、閑上浜の名請人98名は「某々うち」と肩書された小規模耕作者層と、比較的広い畑地を持った農民との二層とに階層分化したとされる。閑上浜は、少なく共、織豊末期時点では村方を形成していたことが知られるのである。⁽¹¹⁰⁾これより前の段階、奥州街道(現在の国道4号線付近)が天正年間(1573~1592年)に開通する以前にあって、中世の街道はそれよりも、より内陸の山手を通っていたらしい。中世の東街道は、供養碑の所在より推定し、吉田川上、中田柳生、前田へかけて約60基が帯状に街道へ添う形で存在し、そしてそれらは名取川を挟んで仙台市内に入り、長町の郡山、諏訪、岩切へと北へ向かって延伸されていたとされる。⁽¹¹¹⁾つまり、中世迄の時期に於ける当地の人々の生活圏は、平安末期に勧請され、この地域の人々に依る信仰を集めていた熊野新宮、熊野本宮、那智社の熊野三社権現が所在した、近世よりも更に西側へ寄った地域が中心だったと言う事ができるのである。⁽¹¹²⁾仙台藩に依る「安永風土記(風土記御用書上)」では、名取市域を構成する23か村の中に既に閑上村は入ってはいるものの、閑上湊は寛文10年(1670)~延宝6年(1678)成立とされる「仙台領分図」⁽¹¹³⁾にも「閑上湊舟泊悪、四方之風、舟出入不叶、潮之時、舟入廣1町半深5尺」と記されていることより、そこは江戸期初頭の段階でも常時季節風が強く、満潮時であっても水深が浅い等、条件の悪い小型漁船用の泊まりであったことが窺えるのである。⁽¹¹⁴⁾この段階に於い

て、条件の悪い閑上湊より速やかに船を出航させることと、漁場の状態とを確認する目的で閑上日和山が構築されるに至ったのであろう。現在、名取市では東日本大震災からの復興に向け、閑上日和山に防災公園としての位置付け、機能とを与える検討作業に入っている。平成25年(2013)7月に策定された「閑上地区 まちなみ形成ガイドライン」(閑上復興まちづくり推進協議会 まちなみ検討ワーキング検討成果)の「4.2.4 新日和山公園」に於いて、現日和山西側の貞山堀(運河)東岸に新日和山を整備することとした。それは標高約15メートルの築山であり、断面は緩やかな台形をしている。その頂上よりは、旧日和山越しに太平洋を臨むことに依って町の記憶を想起すると共に、慰霊の為のメモリアルパークとしての機能をも盛り込んだ施設である。それと共に、貞山運河東側地区に於ける津波よりの一次避難施設としての役割をも持たせたものである。公園(日常的コミュニティ形成の場)、神社(富主姫神社、閑上湊神社)と一体的な慰霊施設、避難施設とを兼ね備えたものであり、その点では、旧来の津波避難施設としての命山と、海上観察施設としての日和山と言う、全く別々の設置目的を持った施設を現代に於いて合体させた築山であるという事ができ得る。この復興整備計画は、名取市が平成23年10月に策定した「心からの笑顔を求めて、新たな未来へ 名取市震災復興計画」の内、閑上地区に向けた「歴史・文化資産を活かした復興まちづくり」を受けての計画であった。更に、国土交通省が平成24年4月に策定した「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的な考え方—市街地・集落整備における都市デザイン面からの配慮事項—」の《都市デザインの実践にあたる基本的事項》では、「歴史の継承と未来への伝達」として、①土地の記憶を読み解く、②先人の知恵に学び、防災文化として後世に継承する、③過去の教訓を踏まえ、新たな防災の知恵を刻み込む、の3点を指摘したことをも反映し、日和山の防災機能活用が決定されたのであろう。「閑上地区 まちなみ形成ガイドライン」の「1.1 背景と目的」に於いては、「今回の津波により壊滅的な被害を受けましたが、津波被害を教訓に災害に強いまちを再構築することはもちろんのこと、地区全体での防災力を高め、安心して暮らせるまちを現地再建していきます。また、再建にあたっては、これまで培われてきた歴史・文化や地域特性

などを後世に継承しながら、魅力あるまちづくりを進め、これまで住んでいた市民はもとより、これから居住を求める方々にも“住んでみたい”“住み続けたい”と選択されるまちを再構築していきます」として、閑上地区の事業対象範囲（面積約120ヘクタール）を設定している。以上が、本来は防災とは余り関係の無かった閑上地区日和山が見直され、活用されるに至った経緯である。閑上地区日和山が実際上、過去に於ける津波襲来時に活用されていたのか、否かに関しては類推の域を出るものではないものの、これは冒頭でも述べた如く、現在静岡県袋井市に於いて、江戸時代に築造されていた中新田と大野に於ける「命山」の存在を再評価し、それを湊命山等として新設整備し、想定されている東海地震等津波よりの一次避難用の施設として活用して行くという施策にも見られる様に、実際に被災していた先人に依る知恵に学習した行動、一種の災害対処文化なのである。

「日和山」という呼称や存在は、同じ宮城県仙台市宮城野区、七北田川河口の北側に広がる蒲生干潟の西側、⁽¹¹⁵⁾ 同塩竈市浦戸寒風沢島の南端、⁽¹¹⁶⁾ 同石巻市日和が丘二丁目にも所在するのを始めとして、北海道枝幸郡枝幸町徳志別、山形県酒田市、⁽¹¹⁷⁾ 新潟県新潟市中央区、⁽¹¹⁸⁾ 三重県鳥羽市、同尾鷲市、山口県下関市にかけて日本海沿岸地域にも存在するが、その多くは沿岸部に所在する人工の築山、又は自然地形の山を利用したものである。その総数は全国約80か所に上るとされ、江戸時代に千石船の出入航の日和（天候、海の状態）を見る目的として、又、航路の目印であったともされている。『日本国語大辞典』の「ひより【日和】」の項に依ると、日和とは①海上の空模様、海面の天候、海路の天候の具合、海の天気、②航行によい空模様、船出によい天候、海がしけていない様子、③空模様、天候、空あい、天気、④晴天、晴、上天気、よい天気、⑤事のなりゆき、事情、事態、状況、くもゆき、情勢、⑥ひよりげた（日和下駄）の略、の6つの意味用法を掲載する。①②の用法の如く、海に拘わる（良い）天候が原義であって、それより、（良い）天気、情勢を表わす語用法に転化して行ったことが知られる。日和の（付く）語は、（良い）天気一般を指し示す語義を中心として、同辞典に於いても日和を含めて25項目を収載している。それ程、人々の日常生活と密接に関係のある語用法であるということも言

い得るのである。同辞典では又、「ひよりやま【日和山】」の項目も掲載する。日和山とは、「江戸時代、船乗りが出帆の適否を判断するため、天候や風向きを見定める日和見に利用した港湾付近の小山。遠見山」とであるとする。大田南畝編「竹橋餘筆一」の〔オ〕「八丈島渡海之覺」⁽¹¹⁹⁾には、「三宅島ニ而船頭水主晝夜日和見申場所へ罷出、去年より見申候所之約束之雲出申候を相待、扱北目吹出二三日は北風ニ而可有之申候、何も相談極り御舟おろし仕候」とあって、日和待や日和が上がると言った判断は日和山での観測や経験則に基づく船頭水主の推測に委ねられていたとする。日和見とは、同辞典に依れば天候の状態を観測したりすることや、又、その人自体も日和見と称したとする。和船に於ける船頭水主の重要な役割が、好天順風を期する為の空模様の予測にあり、その為に構築されたのが日和山であった以上、それが港湾の近辺に存在することは必然の結果ではあるが、それが港湾近辺にあることの意味合いは、換言すれば、そこは海底を震源とした地震に依る津波が一番最初に押し寄せる場所でもあり、その襲来を逸早く観察することが出来、尚且つ、一時的にはそれを遣り過ごすことの出来得る可能性もあつた高台の場所、という事なのである。そのことは、石巻市所在の日和山が東日本大震災に於ける津波より人々を救った事例よりも、文化論としては、それらが上述した命山への転用形的施設であると位置付けられるものである。閑上地区に於ける事例が表わす如く、現代に於いてそうであったことは、過去に於いても日和山が津波避難施設としての役割を担っていたことを窺わせるに十分であると推測をする。日和山は、松浦武四郎の「三航蝦夷日誌三」⁽¹²⁰⁾に「日和山 旅宿所の上に有。高七、八尺。周廻十式、三間。砂山にして此上に遠見山と云る木表を建てたり」とある様に、海を見通すことが出来なければその存在意義の無い施設である。つまり、地震発生後に於いて、津波の襲来を逸早く観察でき得る場所に設置されていたのである。そのことも又、命山と日和山との共通点であると言えるであろう。現在に残される日和山が、必ずしも海岸線の直近にある訳ではなく、少し内陸側に入った場所にあるのは、海面の状況さえ判別できれば良かったからなのである。

宮城県石巻市にある日和山（好日山、こうじつさん）は、現在では同市日和が丘二丁目地内に所在す

る日和山公園一帯を指す名称である。その標高は約56.4メートル程で、洪積段丘の孤立丘であって、元々あった自然地形(丘)を利用したものである。⁽¹²¹⁾ その頂上部分には宝亀11年(780)12月に陸奥鎮守府副将軍であった百濟王俊哲の奏上に依り創建されたとする鹿嶋御兒神社(日和山神社)を祀っている。「續日本紀 卷三十六 光仁天皇」⁽¹²²⁾ 同27日条では、「陸奥鎮守副将軍從五位上百濟王俊哲等言。己等爲賊被圍。兵疲矢盡。而祈**桃生白河等郡神一十一社**。乃得圍潰。自非神力。何存軍士。請**預幣社**。許之」として、陸奥鎮守府副将軍百濟王俊哲よりの奏請に依り、**桃生白河等郡神一十一社**を朝廷との関わりも深い官幣社とすることに就き、それを朝廷が認めたとしている。設置の趣旨は、対蝦夷戦に於ける劣勢挽回であった。その後、中世に入ると葛西氏の石巻城も置かれ、それは清重、若しくは清経による築城であったとされるものの、葛西氏に依る拠点化が進んだのは南北朝期以降のこととされている。⁽¹²³⁾ 日和山は旧北上川河口を約1キロメートル程北上した同川西岸にあり、東日本大震災に際しては多くの市民が日和山公園、鹿嶋御兒神社境内等へ避難して津波より逃れたとされる。⁽¹²⁴⁾ 本稿前篇に於いて、筆者は「延喜式 卷第十 神祇十 神名下」⁽¹²⁵⁾ に記載のある、所謂、式内社として、陸奥国亶理郡内では、**鹿嶋伊都乃比(和)氣(カシマイツノヒケ)神社**(逢隈小山か、所在地不明)、**鹿嶋緒名太(ヲナタ)神社**(逢隈小山)、**鹿嶋天足和氣(アマノタリワケ、アメノタリワケ)神社**(逢隈鹿島)、**安福河伯(麻水)(アフカハ)神社**(逢隈田沢)の四座を登載しているが、この内、三座迄が**鹿嶋神**である理由に関して、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「亶理郡 亶理町」の項で、当地が常陸国より北上する鹿島の神の神威下で行なわれた東北開拓の北辺基地である事を示す目的が存在していたからであると説明することを紹介しながら、確かに、日本固有の宗教である神社神道の可視的な装置である神社を、朝廷勢力の北進と共に現地へ設置しながら、蝦夷等を教化して行った、とするには一定の合理性があったとした。又、延喜式に登載された陸奥国内百座の神社の内、上記三座の他にも、黒川郡の**鹿嶋天足別(カシマアマノタリワケ)神社**、信夫郡の**鹿嶋神社**、磐城郡の**鹿嶋神社**、**牡鹿郡の鹿嶋御兒(ミコ)神社**、行方(ナメカタ)郡の**鹿嶋御子(カシマミコ)神社**、更に、**牡鹿郡の香取伊豆(カトリイツ)乃御子神社**等

は鹿嶋神宮と、**経津主(ふつぬし)神**を祭神とした下総国の香取神宮に由来したものであり、東北地方の太平洋側に、古来より王権との繋がりが深かった東の涯に於ける当該二社の神威を背景とした東北計略が行なわれていたとしても不思議ではないとも述べた。特に、**鹿嶋御子神(苗裔神)**は海岸沿いにその多くが祀られ、貞観8年(866)には38社にも上ったという。上記の亶理郡内の3社に於ける事例も海岸線よりは左程遠くは無いものの、そうかと言って津波の直接的な被害を被る様な沿岸部には置かれていないことにも、一定の意義が感じられると指摘したのである。⁽¹²⁶⁾ 鹿島の神である**武甕槌神(建御雷神、建御賀豆智命、建御加都智命)**と**香取の神経津主神**が、**大国主命**より**天孫**への国土割譲や、**神武天皇**東征に際しての**霊剣授与**等、日本の建国神話、王権に依る国土経略に果たした役割が大きく、ヤマト王権の東北地方攻略にとって、その存在が好都合であった藤原氏に依り、皇室や同氏の行動の正当性を、この二神の偉力を以って説明しようとしたのである。⁽¹²⁷⁾ 又、**当該二神が水と関わりを持って**いたことにも留意すべきではあろう。鹿嶋神は、航海術に優れ、航海を守護する神とされたが、孝徳天皇の時に、中臣鎌足等が当地の海上国造と那賀国造より土地を割譲させて神郡を設置した折、ここを**香島郡**と命名したが、その時にあった**沼尾(社)**は、**天の水が流下した池**であったとする。香取神も、**舵取り**、こちらやはり航海の守護を司る神であったらしい。鹿嶋神、香取神共に航海守護神としての存在が強調される神であるが故に、海が臨める様な場所に態々建てられて行ったということも言い得るのであるが、両社に共通する**要石信仰**の起源が何時頃に迄求められるのか、という解明すべき課題があるものの、当地に於いては古代以前より繰り返されて来たであろう地震や津波に対する備えとしての意味合いも見逃すことは出来ないと考える。そうした地震鎮めや津波除けと言った神の力を、要石信仰と言う可視的な手法を使用しながら、蝦夷の中へ進出、北進させて行ったことも又、想定され得るのである。然も、そうした東北地方太平洋側沿岸地域を主体としたヤマト王権の東進、北進事業に関しては、**海人部**の伴造としての**安曇氏**の存在が重要なのである。つまり、彼らは「古事記」に見られる**三柱の綿津見神**を**祖先神**として仰ぎ、ヤマト王権に依り組織化されて以降、早い段階で東方へ進出したこと

が、それらの名称を持った、安曇、厚見、渥美、安積等と言った地名分布より推測されており、更に、大化改新時に於いては、一族の中から東国国司を輩出していたのである。⁽¹²⁸⁾ これは、ヤマト王権に依って採用された海側よりの対蝦夷政策の一環を為すものであり、東北地方太平洋側諸地域の海人を、安曇氏に代理される王権の許に組織化しつつ、それに加えて航海守護神である鹿島神、香取神の神威を背景に綿津見神社として、同地域へ展開させて行ったのであろう。勿論、その背景には、当地特有の事情、即ち定期的に襲来する津波（浸水線）の指標、津波被害鎮めという意味合いが多分に含まれていたことを看過することは出来ないのである。信濃、遠江国以西の地域とは対照的に、元々、東北地方の沿岸部には海人が少なかったとされていることより、そうした地域より東北地方沿岸部への海人の入植も積極的、政策的に行なわれていたのであろう。



写真：石巻市の日和山山上に所在する鹿嶋御兒神社（筆者撮影。延喜式内社鹿嶋御兒神社、葛西氏に依る石巻城、近世の日和山、そして、東日本大震災時に於ける津波避難場所と言った経緯を辿った日和山は、それだけ当地にとっては海を見通すことのできる枢要な場所であり、尚且つ、象徴的な場所でもあった）

当該、石巻市日和山頂上に鎮座する鹿嶋御兒神社（日和山神社）も、海岸線よりは近いものの（創建当時あっては、海岸線が現在よりも更に近接していたものと推定されるが）、通常の津波では到達不可能な山上に位置している。このことも又、可視的な装置である神社（鹿嶋神）の神威を蝦夷に対して示すと言う意味合いと共に、鹿島、香取信仰と共に

北上して来た要石信仰に見られる如き地震鎮め、又、当地にあっては津波除けの役割も又、期待されていたことが推測されるかも知れないのである。そうした意味に於いて、鹿嶋御兒神社が石巻日和山の山上へ鎮座していることの意義に就いて、こうした大きな災害と、次に発生する大きな災害との時間的間隔（本稿では、間災期と称する）が短い当地にとり、地震や津波発生の記憶を一部の人々しか識別することのできない文字情報としてではなく、可視的な施設と信仰とを設けることに依り、子孫に対して指し示すと言う機能が期待されていた可能性を示唆しておく。当該日和山は自然地形であるが、東南中腹には「まねき」、つまり、旧北上川河口付近に於いて航路を指示する場所という意味を持った地名が存在していたことから、江戸時代には既に海上輸送と関わりを持っていた山であったことが知られる。日和の観測と航路指示とが、江戸期に入ってから、当山に与えられた主要な役割であったことは間違いが無い。⁽¹²⁹⁾ ただ、この日和山は江戸期には桜の名所としても知られていたらしく、松尾芭蕉が「奥の細道」中に於いて、「十二日、平和泉と心指、あねのは松・緒たえの橋など聞伝えて、人跡稀に雉兔藪一蕘（遠を消して蕘）の往かふ道そこ共わかす、終に道ふみたかへて、石の巻といふ湊に出す。こかね花咲とよみて奉りたる金花山、海上に見渡シ、数百の廻船入江につとひ、人家地をあらそひて、竈のけふり立つつけたり。おもひかけすかかる処にも来れる哉と、宿からんとすれと、更宿かす人なし」〔元禄2年（1689）5月12日〕⁽¹³⁰⁾ と記す様に、17世紀後半期には物流拠点となっていた石巻にとっては、航行の安全を確保する重要な港湾施設として描写されている。芭蕉と門人河合曾良は日和山に登って景色を楽しんだとされるが、日和山からは、牡鹿半島が手前に来るので金華山を臨むことは出来ないとされ、ここで現れる金花山は金華山ではなく、半島自体か田代島ではないかと推定されている。それ程に、江戸初期の段階では眺望の名所とされていたのである。仙台藩に仕えた史官、儒学者、そして画工でもあった佐久間義和（洞巖）が4代藩主伊達綱村の指示に依り編纂し、享保4年（1719）に完成した地誌「奥羽観蹟聞老志 卷之九」⁽¹³¹⁾ の牡鹿郡の項では、「好日山 山頭有愛宕神社」として、「城頭南山是也、東南則大洋、洲渚与天接、西北則郡山村落倚地連、皆入于登臨之目中、舟子棹郎欲出商

舶、則先登峯頭、卜潮勢而計晴雨之候、察水色而試風波之変、仍土俗曰日和山訓之比与利、俗間以天外風静海上波穩之日而曰之日和乃好日之義也、頃年、僧鳳山開寺院于山中而、号好日山海門寺」と言う記事を掲載する。「奥羽観蹟聞老志」に関しては、その記載の誤りも指摘されてはいるが、ここでは、石巻日和山に就いて、船頭水主等が海流の状況、海上の天候を予測する為の施設として登場させ、日和山に黄檗宗の好日山海門寺が開かれ、航海の守護を祈念したものと考えられる。

尚「増訂 石巻案内」⁽¹³²⁾所収の「石巻市街圖」では、日和山の直ぐ太平洋側は「称方寺」、「ハマヨコ丁」を挟んで「濡仏」として仏像が記載されており、その先は「雲雀野」と言う原野となっている。現在、南浜地区と称されている場所に該当する。又、その下方（西側）に当たる日和山の山麓には、既に門脇小学校の記載もある。雲雀山濡仏堂の石碑文「尊像の縁起」に依ると、この濡仏⁽¹³³⁾は、元禄9年（1696）11月1日に当地方へ襲来した津波⁽¹³⁴⁾に依る犠牲者の霊を供養する目的で、伊達氏等が建立を発願し、京都の仏師に鑄造を依頼して設置したものであるとしている。当該津波では当地で多数の溺死者と300隻の船舶被害を出したとする。仏像は、京都から石巻への船に依り海上輸送の道中、銚子沖で輸送に当たっていた大日丸が遭難し海底に没したが、文化15年（1818）4月8日（灌仏会に当たる）に、石巻の雲雀野海岸に於いて漂着していたのが住民に依り発見されたとするものである。長年海中に沈んでいた為に、海水を浴びた如き容姿であったことより「濡仏」と称される様になったとする。現在、当該濡仏は東日本大震災に伴う津波に依り流出し、台座のみが残り、その所在は再度不明となっている。この逸話の信憑性は不明ではあるが、日和山南麓より旧北上川河口にかけての場所が、地震発生時には津波襲来や浸水の危険性が高い所であると言う認識の下に設置された可視的な教育効果を狙った構造物、それが濡仏であったのかもしれない。それ故、**釈尊の生誕日**に態々関連性を持たせて（ストーリー性を持たせつつ）、比較的短い**間災期**を挟んで繰り返されて来た震災よりの蘇り、再生を祈願しながら、次に予想される津波災害へ備えて人々の記憶減退や風化を防止し、この場所の危険性に就いての警鐘を鳴らし続けていたもの、それが日和山南麓に設置された濡仏であったものと推測するのである。



写真：石巻市南浜にある濡仏の跡〔筆者が2014年3月26日に撮影。東日本大震災に依る津波で、釈迦如来座像は台座を残して再び旅に出た。

当所では安政5年(1858)正月3日の観祥丸破船供養塔等、江戸時代以降に近海で遭難した溺死者供養碑が15基埋没していたのを、雲雀野浜にあった牡鹿三十三霊場第十六番札所濡仏堂境内へ移転、安置していた。水死者の慰霊施設として、**文化的には日和見を行なう日和山と一体となった運用がなされて来たものである**と言えるであろう。ただ、濡仏堂が位置したロケーションからも、その水死者の中には、津波に依る被害者が含まれていた可能性は十分に類推出来る。日和山山上からは、流失した南浜地区や濡仏を見通すことができる]

おわりに

以上、本稿では、前篇に引き続き、具体的な素材、研究対象として、先ず、日本海の若狭湾沿岸地域、次いで、宮城県の太平洋沿岸地域、に於ける何種かの事例を取り上げ、取り分け**自然地形、説話、伝承、宗教施設や地名、避難施設**、等を指標として当該課題「災害対処の文化史」の追究に当たって来た。これらの検証作業より得られた検討結果、又、筆者が従前より実施して来た当該課題の追究に関し、以下に記したことが言い得る。つまり、こうした災害に拘わる何らかの**指標の多くが太平洋側諸地域**(畿内全域を含む、以下同じ)に存在する一方、**日本海側諸地域には相対的にかなり少ない**という事実である。それらの指標とは、本稿でも取り上げた日和山、神社や寺院、地蔵と言った宗教施設、そして地名等であるが、そうした災害に関連して設定、設置されたものは、その多くのものが都の置かれた畿内をも含む太平洋沿岸地域に存在しているのである。

その理由として考慮される因子は、①太平洋沿岸諸地域と日本海側沿岸諸地域との人口対比(人口分布)の理由があるかもしれない。特に、近世以前の段階では、その差がより顕著であった可能性が推定される。若しそうであるならば、より多くの人口を抱えていた太平洋沿岸諸地域にそうした指標となるべき痕跡がより多く残されている必然性が理解されるであろう。例えば、8世紀から9世紀にかけての人口分布⁽¹³⁵⁾を見てみると、**太平洋沿岸地域**(陸奥国、東海道、畿内、南海道を対象範囲とした)では、2,303,200人、**日本海沿岸地域**(出羽国、北陸道、山陰道を対象範囲とした)では、1,085,300人

となり、日本海側沿岸地域には、畿内をも包含した太平洋沿岸地域の約半分以下の人口しか分布していなかったことが判明する。東北地方に着目した場合には、日本海側に位置する出羽国が80,300人なのに対して、太平洋側の陸奥国では、186,000人も人の人口を擁し、この点からも、東北地方の日本海沿岸地域に、本稿の対象とすべき指標が中々見出せなかった理由も説明されるであろう。②多大な被害を齎す災害の発生間隔の要因を指摘する。こうした大きな災害と、次に発生する大きな災害との時間的間隔、つまり間災期が両地域間に於いて、必ずしも同等ではないことがある。少なく共、海底を震源としたとされる地震、及び、それに伴って発生した被害津波に関しては、明らかな**間災期**の長短差異が存在するのである。『理科年表 平成26年 第87冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依れば、記録としての地震の初出は①「日本書紀 卷十三 允恭天皇」允恭天皇5年(416)7月14日の夕(ヨヒ)に大和国の遠飛鳥宮に於いて感じられた地震である。次回の太平洋沿岸地域、畿内での地震(の記録)は、②推古天皇7年(599)4月27日発生のもの(マグニチュード7.0)であり、それは大和国で感じられた地震であって、やはり「日本書紀 卷廿二 推古天皇」⁽¹³⁶⁾に記録されたものであった。この時、初めて四方に「地震(ナキ)神」を祭ったとされるものである。又、日本海沿岸地域に於ける地震記録の初見は、③「續日本紀 卷二 文武天皇」大宝元年(701)3月26日条に見える、丹波国での3日間に渡る地震であり、本稿で述べた冠島伝説を生んだ原因ともなった地震でもある。その次の日本海沿岸地域での地震発生記録は、④天長7年(830)正月28日条の「類聚國史 卷百七十一 災異五 地震(淳和)」⁽¹³⁷⁾及び、「日本逸史 卷三十八 淳和天皇」⁽¹³⁸⁾に見える、同月3日発生に拘わる出羽国、秋田での被災記録である。それは東経140.1度、北緯39.8度を震央としたマグニチュード7.0~7.5(『国史大辞典』の「地震」の項所収「別表2 日本のおもな被害地震」では、7.4とする)の地震⁽¹³⁹⁾であると推定されている。①と②との発生間隔は183年、③の④間隔は129年である。当該事例では、**間災期**にそれ程の開きがある訳ではない。しかしながら、③と④との日本海沿岸地域に於ける**間災期**に対して、同期間中に太平洋沿岸地域(畿内を含む)では、**7回の被害地震記録**が残っているのである。こうした傾向は、時間の経過と共に

より顕著となって行き、織豊期に至る。しかしその後、江戸期に入るとそうした状況は一変するのである。その社会的な背景として考慮されるべき事象は、幕藩体制の進捗と社会の安定、経済興隆、土版木（瓦版）の盛行や出版事業の拡充、各種飛脚制度の整備と言った情報伝達手段の発展とそれへの接触機会の増大、藩校、藩学、郷学、私塾、寺子屋等、教育機会の普及に依る識字率や教養の向上等の複合的理由であり、為政者、被支配者を問わず、詳細な記録があらゆる場所で、あらゆる階層の人々に依って作成されるようになったことである。従って、近世以前の段階に於いては、実際の地震の活動期とは全く別の次元で、①とも関連し、人口の多い場所、又、政治、経済、文化的な中核となっていた場所に於いては人々の災害に対する関心も高く、それが記録として残る可能性も高かったと言う現象が存在していたという事が出来得るのである。つまり、**間災期の長短と、災害自体の発生頻度とは、少なく共、近世以前の日本史上に於いては直接的にはリンクをしていない**、ということなのである。又、日本海側諸地域に於いては、太平洋側諸地域と比較して間災期が著しく長い為に、宗教施設等の可視的情報伝達手段、地名、口碑、伝承等の非可視的情報伝達手段、これら後世の人々に対しての一切の非文字的情報伝達手段が、元々の人口の少なさも手伝って、有機的には機能し得なかったという事態にも繋がっていたのである。

ところで、冒頭でも述べた後漢の張衡に依る「候風地動儀」は、物事の吉凶を注視し、陰陽の調和を図ることの重要性を認識した上で開発された最先端科学であり、そこには客観的で実用的な合理性も秘められていたと見ることができる。それ自体は、機械、装置ではあるものの、陰と陽との調和、不調和という可視化することのできない現象を可視化することに初めて成功した器具であるとも言える。一方の、日本の神社、取り分け東北地方の太平洋側沿岸部に創設された鹿島神社、香取神社等は、**神威的な靈力**と言う、やはり可視化することが不可能な**科学の力**で、当地を襲った地震や津波災害等の自然現象に対して、減災、防災、更には慰霊の役割をも期待されたものであって、それ自体が神の力を借りた最先端科学として、誰をも納得させ得る合理性を持つに至ったものと推測をする。張衡の「候風地動儀」も、そして、鹿島神社、香取神社等の神社の場

合にあっても、可視化された装置であると言う共通項を持ったが、陰陽と靈力という、本来は可視化され得ないものを可視化したと言う意義においては、両者ともに、それらが当時の最先端科学であった、その様に当時の人々より認識されていたと言うことが出来得るのである。

さて、本論では先ず、天橋立の形成と、それに纏わる伝承や神話に対する検討を行なったが、そこでは伊射奈藝命が「**恠久志備（クシビ）坐**」として、椅が倒れ海上の砂浜になったことに対し、それを靈異、靈妙（クシ）であると感じ、そこを伊射奈藝命は久志備濱と称したとし、更に土形里（古代）とその様な説話筆録現在との中間（ナカツヨ）の時代にはここを久志と呼ぶ様になったと記述していることを確認した。つまり、クシとは約2,200年前に太鼓山の東南部を推定震源域とした断層地震のことを示唆しており、「**仆伏**」とは、大量の土砂が土石流となって宮津湾へ流入したことを、元々当地に残存していた伝承を基に表現したものであると推測したのであった。天地創生神話の最後に於いて、極めて重要な役割を果たす神格である伊耶那岐神の国生み伝説を伝承した瀬戸内の海人族が、海上より丹後半島へ上陸し、その海浜地帯へ伝播したものではないかとする荻原浅男氏の指摘が正確であるとするならば、それらは元々丹後半島東南端の宮津湾沿岸地域に於いて元々伝来していた上記災害の情報と相俟って、「**丹後國風土記 逸文**」、「**古事記**」、「**日本書紀**」に見られる様な国生みの神話としてヤマト王権に依り奪取され、それにとって都合が良い様に再編成されて行ったことが考慮されると指摘したのである。

次に、丹後半島周辺地域に於ける神話や説話、伝承等には、過去に於いて当地を襲っていた可能性がある水災害、地震災害等の情報が内包されているのではないかと指摘を行なった。取り分け、同地域に散在する**天之真名井**、及び**天女**、そして**遠神仙之塚**と**筒川嶼子**とは、共に水に戯れる存在として描かれながらも、それらの内面には、過去に於ける処のそうした水に関わる何らかの自然的な事象の存在が包括させられていたと推測した。そこには、こうすると（こうなると）こんな大変なこと（災害）に繋がる（遭遇する）と言うストーリーの内に、何らかの具体的警鐘、警告的意義が包含される物語のスタイルをとっていると推定したのである。水災害に限らず、自然的な事象、災害等の発生メカニズムがはっ

きりとは理解されていなかった当時であって、そうしたスタイルこそが最も科学的であり、合理性を含み、人々の間で浸透し易かった結果ではあろう。この浦島説話と羽衣伝説の両物語共、洪水と沈島（伝説）と言う自然現象、若しくは災害事象をモチーフとした物語であるとする事ができた。ただ、それらの成立過程に於いて、これらが後世の人々に対する文字情報以外の手段であると言う特性、誰にも分かり易い物語性を纏わせながら、水災害に対しての警鐘的な意味が込められる様に、人々に依って変化させられつつ伝承され続けて行ったのか、否かに関しては、現在の処、そのことを推論する為の**物理的な根拠**に就いて、筆者はこれを未だ見い出せないでいるとした。これらの物語、伝承、或いは説話が直接的に水災害と結び付いていた、という言い方も適切ではないかもしれない。しかし、かつて当地で発生していた「水」に関わる災害が、これらのモチーフとされていた可能性を全く排除することができない以上、ここではかつての水災害の存在を一つの可能性の問題として提起するに留めておくこととする。

又、「**真名井原波せき地蔵（堂）**」に対しては、抑々、インドに於ける古代地母神信仰崇拝に根差したとされる地蔵信仰が、701年当時の日本に存在していた、或いは、一般的な信仰として丹後半島地域にも定着していたということが確認されなければならないのであるが、管見の限りに於いては、その様な徴証は見い出せなかった。そして、当該地蔵が西向き地蔵（信仰）であるという視点からは、管見の限り、そこには中世以前に迄は遡ることが出来得る程の具体的事例が見出せないことより、真名井原波せき地蔵にも左程の時間的な経過を感じ取ることが出来ないとしたのである。その点に於いては、**真名井神社**〔旧吉佐（よさ）宮、匏（よさ）宮〕内にそれが所在していると言う、神仏混淆的要素をも勘案し、当該地蔵の存在が平安時代中期以前に迄、遡ることは出来ないのではないかと推測をしたことに妥当性があるのではないであろうか。現在の波せき地蔵正面に当たる西の方角には山地しか無く、ここに津波塞き止めの伝承を伝えているとするならば、不自然ではある。無論、後世に於いてこの地蔵そのものが移動されて現在地に安置する様になり、その正面の向かう方角も変えられた可能性も排除することはできないが、真名井原波せき地蔵＝西向き地蔵、であると言う現状より、邪気は西方よりやって来る

とした近世～近代にかけての色彩を当該波せき地蔵に対しても強く感じ取ることが出来るのである。

次いで、若狭湾に没したとされている凡海郷（おおしまのさと）、所謂、「冠島（大島）、杳島（小島）沈島伝説」の検討に際しては、「**續日本紀** 卷二 文武天皇 大宝元年3月26日条にある「丹波國地震（ナキフル）三日（京都御所東山御文庫本、徳川侯爵家所蔵金澤文庫本写本では、「三月」とする）」とした記事のみが、唯一、客観的に当該事象を記録したもとのしては信憑性の担保されるものであったが、物理的、地学的探査と言う面に於いても、現在に至る迄の間、当該地震に対する正確な調査が殆んど実施されてはならず、この問題や当該記事を追究する上での推論の根拠が余り存在していないと言う現状、追究の限界性をも確認した。その上で、元伊勢籠神社では相殿（合祀）として**海神**をも航海、漁業守護の神として祀っており、それに加えて、籠神社の「籠」とは、彦火火出見命が**籠船で龍宮へ行**ったことより籠宮と称したとする社伝に基づいていて、天橋立を挟んで、宮津湾、栗田湾、そして大島、小島をも包括する若狭湾西部沿岸部地域に於いては、当地に於ける海人の総括役である**海部直**が、農耕神、太陽神である処の**天火明命**を主たる祭神に祀りながらも、**後付けで海神をも祀らざるを得ない必要性**に迫られていたと見ることも出来得るとした。「丹後國風土記 逸文」の「浦嶋子」の項に於いて示された人間（ひとのよ）と仙都（とこよ）の別（わかち）、つまり、海底世界の存在が、かつてその下部に広がっていた凡海郷に聳えた高山の頂上部に当たるとしている冠島、杳島沈島伝説の在り方を規定するに至ったものであるかもしれないのである。「浦嶋子」に於ける「仙都（とこよ）」、「神仙（とこよ）の堺（くに）」と、残欠丹後国風土記に記された**常世島（嶋）**とが同一のモチーフを持つものであったとするならば、それが当所での、過去に於ける何らかの自然的な異変の存在を指し示していることが、全て偽であるとは言い切れないのではないかと指摘をしたのである。それに加えて、凡海郷、「冠島（大島）、杳島（小島）沈島伝説」、浦島説話、そして、海部直が紀元前1世紀頃に於いて若狭湾の航海権を掌握し、真名井神社の磐座で祭祀を執行していたとされる海人族（の王家）の出身であったとする主張は、何れも海神を祀る行為に基づいたものであり、一方の羽衣伝説、天女伝説の方は、最終的

には天より地上へ降臨した（倭国の）神を祭祀するという行為に帰結しており、真名井〔奇霊（くしび）の真名井と土（ひち）、泥（ひぢ）の真名井〕と深い関係性を持っていた。両者は海水と淡水と言う差異はあるものの、どちらも災害にも繋がり得る「水」を介した信仰であった。海神と山神との交遊を示す、という見方も可能であるかもしれない。こうした点よりは、丹後半島と、韓半島や大陸との直接的な交渉、交易の結果として、そこより種々の思想も稲作技術等と共に当地へ流入し、竜宮説話の根底には古代中国の竜神、竜王信仰が、そして、羽衣伝説も又、ヨーロッパや中東、中央アジア、東南アジア、東アジア等、世界的に見られる説話類型でもあることより、直接的には竜宮説話同様に東アジアにその淵源があったとすることが出来る。丹後半島周辺地域に散在している「水」に拘わったこうした伝承には、大陸や韓半島との交渉や、そこよりの思想、習俗の同地域への流入が見え隠れするとしたのである。

更に、日本中に散在している日和山に関しては、それ自体「江戸時代、船乗りが出帆の適否を判断するため、天候や風向きを見定める日和見に利用した港湾付近の小山。遠見山」であり、殊更に津波監視や避難の役割を期待されていた施設ではないものの、実際には東日本大震災時の津波避難所として、宮城県石巻市所在のそれが、人々の命を救ったことは注目すべきであるとした。つまり、過去に於いても同様な事例が存在していた可能性は排除することが出来ないのである。これは、本稿統編に於いて検証を行なう、静岡県袋井市所在の「命山」と外見上やその設置場所に於いても日和山と大差ないものである。しかし、一方は日和見の目的、他方は津波、高潮等の水災害対策用施設として機能したものであった。取り分け、石巻市日和山頂上に鎮座する鹿嶋御兒神社（日和山神社）も、海岸線よりは近いものの、通常の津波では到達不可能な山上に位置している。このことも又、可視的な装置である神社（鹿嶋神）の神威を蝦夷に対して示すと言う意味合いと共に、鹿島、香取信仰と共に北上して来た要石信仰に見られる如き、地震鎮め、又、当地にあっては津波除けの役割も又、期待されていたことが推測されるところ。そうした意味に於いて、鹿嶋御兒神社が石巻日和山の山上へ鎮座していることの意義に就いて、こうした大きな災害と、次に発生する大きな災害との時間的間隔、間災期が短い当地にとり、地震や津波

発生の記憶を一部の人々しか識別することのできない文字的情報手段ではなく、日和山麓に設置された濡仏の如き施設をも含め、可視的な施設と信仰といった複数のスタイルを設け、それらを連携させることに依って、子孫に対しそれらを指し示すと言う機能が期待されていた可能性を示唆したのである。

註

- (1) ①小林健彦「災害の発生とそれへの人々の対処に関する文化史～古代新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観～」、②同「日本古代に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔二編共『新潟産業大学人文学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第19号所収、1～43頁、2008年3月〕参照。尚、上記の二編は『日本史学年次別論文集 古代（一）』2008（平成20）年版（朋文出版、2010年5月、436～458頁）にも収録される。又、③同「日本の中世前半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学人文学部紀要』第21号所収、57～68頁、2010年3月〕、④同「日本の中世後半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第38号所収、57～74頁、2010年6月〕、⑤同「日本の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『駒沢史学』（駒沢史学会）第76号所収、1～17頁、2011年3月〕、⑥同「新潟県域に於ける謎の災害～古代から中世にかけて発生した巨大地震とその被害～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第39号所収、45～60頁、2011年6月〕、⑦同「古代日本語に記録された自然災害情報～『日本書紀』に見る災害用語運用と災害対処の文化論～」〔『拓殖大学日本語紀要』（拓殖大学国際部）第22号所収、49～59頁、2012年3月〕、⑧同「北陸、新潟県域の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第40号所収、79～98頁、2012年7月〕、⑨同「慶長年間に於ける謎の災害～文化論としての震災への対処～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第41号所収、17～40頁、2013年2月〕⑩同「古代日本語に記録された地震災害情報～『日本書紀』に見る用語運用と災害対処の文化論～」〔『拓殖大学日本語紀要』第23号所収、13～28頁、2013年3月〕、⑪同「古代日本語に記録された災害情報としての疫病～『日本書紀』、『続日本紀』に見る用語運用と災害対処の文化論～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第42号所収、33～68頁、2013年6月〕等参照。更に、⑫同「浪分けの論理 前篇～文化論としての震災への対処～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第43号所収、49～85頁、2014年2月〕は、本稿の前篇として作成したものである。
- (2) 有史以来に於ける日本での被害地震数は、微小被害を発生させたものを含めると、約620回に上るとされる。そこからは地震発生が比較的多い世紀と、少ない世紀とがあることが判明している。地震発生に関する史料の偏在の問題もあるが、太平洋沖の海底を震央とした地震は、同一海域に於いて凡そ100～200年間隔で繰り返され、内陸の同一地点を震央とした地震に就いても、ほぼ数百年～1,000年周期で発生している。尚、『国史大辞典』（株式会社 吉川弘文館）の「地震」の項参照。

- (3) 安政2年(1855)10月2日発生の江戸地震(震央東経139.8度、北緯35.7度、マグニチュード6.9)では、**町方**死者約4,700人、**町方被災家屋**約16,000棟、火災発生約30か所等の被害を出したが、そうした町方での被害情報の認知、記録の状況に対して、武家や社寺方の被災状況が不明であるのが、当該期に於ける都市としての江戸の特徴と言えるであろう。つまり、既に時期は幕末ではあるものの、少なく共、江戸の武家地にあつては、未だ、被災状況そのものが軍事情報の中に包括されていたからであろう。これは、武家に依る自身の被災状況把握が出来ていなかったからではなく、それは機密性の高い情報として公開されるべきものではないという認識の結果なのである。被害状況が深刻であればある程、そうした傾向が強かったものと推測される。又、当該地震に際しては、①江戸近郷在住の住民は代官を通じて縄、苧、釘、上納金を調達し、労力を提供した、②津軽藩は領国内で材木を調達した、③仙台藩は幕府に米1万石、老中に畳表を提供している。以上の如く、当該地震では地震に依る直接的な被害の発生だけではなく、その影響が広域的、全国的に波及するという、現在の都市災害にも通じる特徴を示していたのである。尚、註(1)―⑨稿、及び、『国史大辞典』の「地震」の項参照。
- (4) 同氏「貞観津波と大地動乱の九世紀」〔『季刊 東北学』(東北芸術工科大学 東北文化研究センター)第28号所収、074～094頁、2011年8月〕参照。
- (5) 荒井秀規氏は「古代史料にみる地震―『理科年表』の「地震年代表」にふれて―」〔高橋一夫、田中広明氏編『古代の災害復興と考古学』古代東国の考古学2所収、高志書院、2013年5月〕の中で、貞観11年(869)5月26日に発生した「貞観の三陸沖地震」(震央東経144.0度、北緯38.5度、マグニチュード8.3、モーメントマグニチュード8.4)に際して、「三代実録」の記事を根拠とし、そこに記された王権に依る石清水八幡宮、伊勢神宮、宇佐八幡宮、香椎廟、宗像神社、神功皇后陵等、西国所在の諸社を主対象とした祈願が、**当該地震を前兆現象とした新羅国の来襲を恐れての行為**であったと指摘をする。若し同氏に依る指摘が正確であるならば、伊勢神宮、石清水八幡宮は別として、東北地方が主被災地となっていた大規模地震(であるという認識を当時の王権が持ちながらも)に際して、祈願対象の諸社が西国主体とされていたことにはやや不自然さがある。荒井氏の指摘の如く、地震後に於ける凶事が西方よりやって来るかもしれないと言う、恐らくは卜占等の結果を受けて、その方向を守護する諸社に祈願を依頼した結果、当該地震とは殆んど関係の無い方向に散在した西国諸社を動員しての祈願実施へと動いていた可能性があったかもしれない。しかしながら、当該地震に限定して見た場合、『日本三代實録』〔国史大系本(第4巻)、株式会社 吉川弘文館、2000年12月、に依る〕の記事に依る限り、「新羅海賊」の博多津への来寇は同年5月22日夜の出来事であり(同記貞観11年6月15日条に記載される大宰府よりの注進に基づく)、新羅海賊の来寇の方が、時間的に見て先に発生をしているのである。従って、今回の地震が新羅海賊来襲の予兆としてあったとするには時系列上の整合性が取れない。更に、同記同年6月17日条に見える伊勢神宮奉幣時に於ける清和天皇の告文では、「旱災」に伴う百姓の「農業焼損」への対応(除滅)が中心となっていて、新羅海賊の件は一切記されていない。少なく共、同年7月初旬頃迄の段階では、王権にとって新羅海賊来寇や、「陸奥國地大震動」が深刻な事態に至っているという認識が窺えないのである。同記同年12月14日条に記載された伊勢神宮奉幣時に於ける清和天皇の告文に至って初めて、「拂却鎮滅」の対象として陸奥国の地震と新羅海賊の件も重要な懸案として登場するものの、それらはこの時同時に祈願された肥後国での地震や風水害、中国の刀兵賊難、水旱風雨の害、疫癘飢饉の害等、国家の大禍、諸々の「災」の中の一つであると言う位置付けであった。このことは、同29日条に表れる石清水八幡宮に対しての奉幣時に於ける清和天皇の告文に於いても同様である。ただ、同17日条に至り五畿七道諸国に命じて境内の諸神に対し班幣させ、「**豫防後害**」としていることより、この年の年末になって漸く事の重大さに朝廷も気が付いたという事であろうが、それは同28日条に示された「鎮西者。是朕之外朝也」、つまり西国は王権にとって枢要の地であると言う清和天皇の意向をかなり強く反映させた結果ではあろう。これらのことよりは、当時の王権が東北や西国の異常事態に対してははっきりとした対応をとる迄には、約6か月以上もの時間を要していたことになるのである。しかも、大被害を出していた陸奥国への対処よりも、数隻の船(同記同年6月15日条では艦2艘とある)に乗ってやって来た新羅海賊への対応の方が優先されていた観があるのは、そうした伝統的な鎮西観が王権内部に存在していたからに他ならないであろう。
- (6) 「張衡列伝 第四十九」〔吉川忠夫氏訓注『後漢書』第七冊 列伝五(株式会社 岩波書店)2004年5月〕、に依る。
- (7) 『国史大辞典』の「漢書」の項参照。
- (8) 同氏「張衡と占術」〔『関西大学東西学術研究所紀要』(関西大学東西学術研究所)第45輯所収、67～79頁、2012年4月〕参照。
- (9) 宮城県南三陸町は、「解体を望む遺族がいる」として、被災した同町防災対策庁舎(津波に依り、同町職員等43人がここで死亡)の解体を一旦決定していたが、この決定を契機として国は各市町村に1か所ずつ、震災遺構保存に拘わる初期費用の拠出を決定し、又、宮城県も有識者会議を設けて保存すべき遺構の選定に着手した。更に、保存を求める住民ら約2,000人の署名と陳情書と同町に提出され、これに依り、解体工事は一時中断された。その背景には、同県気仙沼市の陸地へ打ち上げられた大型漁船共徳丸が解体、撤去されたという事情も存在していた。それは、被災した生存者(遺族)が、死亡した被災者(近親者等)に対しての**祈りの場所**が無くなるという不安であったのである。尚、「新潟日報」(新潟日报社)、2014年3月6日付朝刊、31頁(社会)、「[教訓伝える遺構]保存を 南三陸町 防災庁舎 大震災 3年 山古志訪ねた住民らが訴え」記事参照。
- (10) 「スマトラ島西方沖の地震に伴う津波被害の概要」、「スマトラ島西方沖の地震に伴う津波被害状況写真」〔中部地方の天変地異を考える会(第1回、2006年1月)資料一5、国土交通省中部地方整備局〕参照。
- (11) 「新潟日報」、2014年2月3日付朝刊、7頁(国際)、「アジア発 今も内陸に 大型船 2004年大津波のインドネシア・アチェ州 震災遺構保存を決断 州都 住民を説得 合意得る」記事参照。
- (12) 「新潟日報」、2014年8月11日付夕刊、11頁(総合)、「震災から3年5カ月 故郷復興 亡き人に誓う 宮城・関上地区に慰霊碑」記事参照。
- (13) 「新潟日報」、2014年8月20日付朝刊、24頁(社会)、「大震災 復興通信 まごころ 新潟から 津波の歴史 伝承 鎮魂の歌碑建立 岩手」記事参照。
- (14) 「新潟日報」、2014年9月20日付朝刊、15頁(中越・上越)、「柏崎・中越沖地震メモリアル施設 語り部が体験談 町並みの再現を 展示内容 検討進む 住民協

- 力に課題も」記事参照。又、和歌山県立博物館では、特別展「災害と文化財—歴史を語る文化財の保全—」(会期：2012年4月28日～同6月3日)を実施し、「災害の記憶の風化」を防止する視点よりの資料展示を行なうと共に、調査に依って明らかとなった、同県域所在の災害(津波、洪水)記念碑の所在地をホームページ上で公開した。その「災害記念碑一覧」(地震・津波)を見ると、古くは寛永年間(1624～1644年)建立の水軒堤防に拘わるものより、平成24年(2012)春の宝永津波の碑(田辺市新庄町)に至る迄、新旧63件もの碑の所在が明らかとなった。63件の記念碑の存在よりは、当地に於いて災害、取り分け、地震や津波に対する災害の記憶が意識的に語り継がれて来たと言う地域特性が表われているものと評価をすることができる。尚、前田正明氏「二〇一一年九月の紀伊半島大水害時における資料レスキュー活動とその後の取り組み」『日本史研究』(日本史研究会)第625号所収、52～75頁、2014年9月]参照。
- (15) 「新潟日報」、2014年8月28日付朝刊、1頁(総合)、「「中越大地震の日」制定へ 小千谷市 中越地震10年 10月23日 記憶の風化防止狙う」記事参照。
- (16) 同氏『地名は知っていた〈上〉 気仙沼～塩竈 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月、「白萩 地区全体がまるで荒地」(168～170頁)に依る。
- (17) 『大漢和辞典』修訂第二版第二刷(大修館書店)の「白」の項では、25余の意味用法を登載するが、その内、「吉凶では喪の色」、「空しい」、「何も無いこと」が津波に依って表土が剥ぎ取られてしまい、何も無い状態となったことに対応しているものと推測をする。一方の「萩」であるが、同辞典同項に於いては4つの意味用法を載せてはいるものの、太宰氏が推測する処の、表土が剥がされる意味用法に就いては掲載されていない。萩の語を音が通じる動詞の剥ぐと重ねてその様に推測することも不可能ではないが、断定するには尚一層の精査が必要であろう。現段階では、萩の様な、川岸の砂地に多く自生する豆科の多年生木質草本位しか生育しない、貧弱な土壌に起因する地名であるとする方が整合性が有るかもしれない。
- (18) 同氏『地名は知っていた〈下〉 七ヶ浜～山元 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月、220～221頁参照。
- (19) 農林水産大臣、都道府県知事が指定する保安林では、その機能を毀損しない様にする目的で伐採、開発行為等が制限される。現在、17種類ある保安林の内、「潮害防備保安林」は津波や高潮の減勢、住宅等への被害防止、海岸よりの塩分を含んだ風の減勢、田畑への塩害等を防ぐ目的で運用されている。千葉県九十九里浜にある松林の様に、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林と言う異種目的の保安林が兼種指定された事例もある。又、常田賢一、小泉圭吾氏「津波被害からの知見とハード対策の方向性の考察(その2)」『地盤工学会誌』(社団法人 地盤工学会)59(9)所収、34～40頁、2011年9月)の「3.3 視点3：保安林、防潮林の機能」では、東日本大震災に於ける津波発生に際し、仙台平野の太平洋沿岸地域、岩手県陸前高田市の高田松原に於ける保安林が、所謂「防潮林」として、防潮目的で運用されて来たのかどうかという課題や、保安林の樹木が密生していると減勢効果は高いものの、それは樹高、浸水深に左右される、と言った条件はあるが、保安林や樹木の存在は一定の津波減勢効果を持っていたと指摘をする。
- (20) 袋井市役所総務部秘書広報課広報広聴係「命山の由来～村人の命を救った塚～」[「広報 ふくろい」(同係)第34号所収、2006年8月]に依る。
- (21) 「はじめに」に関しては、本稿前篇[註(1)―⑫稿]参照。
- (22) 天橋立に関しては、『国史大辞典』の「天の橋立」の項、及び、『角川日本地名大辞典 26 京都府 下巻』(株式会社 角川書店、1982年7月)の「宮津市」の項参照
- (23) 同氏「天橋立の形成過程について」[『京都府埋蔵文化財論集 第6集 一創立三十周年記念誌一』(公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター)所収、411～418頁、2010年12月]参照。
- (24) 独立行政法人 産業技術総合研究所「山田断層帯(主部)の活動性および活動履歴調査」(『活断層の追加・補完調査』成果報告書 No.H22-4』2011年5月)、に依れば、山田断層帯主部全体の長さは、従来指摘されていた約33キロメートルより長く、約39キロメートルに達すると再評価をしている。
- (25) 『風土記』日本古典文学大系2、株式会社 岩波書店、1958年4月、に依る。
- (26) 同氏『古事記への旅』NHKブックス347、日本放送出版協会、43頁、1992年6月、参照。
- (27) 海部毅定氏に依れば、伊弉諾尊、伊弉册尊を祀る磐座を鶴鶴(せきれい)石(子種石)と称し、その石の後尾が密着しているのは、伊弉諾尊が天の浮橋(天橋立)を使用して天上より籠宮(与佐宮)の女神(伊弉册尊)の許へ通ったとされる説話と双体をなすものであると指摘をする。同氏『元初の最高神と大和朝廷の元始』(株式会社 おうふう)2006年7月、255～257頁、参照。
- (28) 国史大系本(第7巻)『古事記 先代舊事本紀 神道五部書』(株式会社 吉川弘文館)1998年10月、に依る。
- (29) 同氏『古事記(上)』(株式会社 講談社)2013年6月、参照。
- (30) 『古事記』日本思想体系1(株式会社 岩波書店)1982年2月、補注(上巻)10—天ノ浮橋、では、天浮橋とは松村武雄氏が主張する天上と地上とを結ぶ梯子説を支持するが、同氏が指摘する岩石製とする説には消極的である。寧ろ、登呂遺跡や伊勢神宮での事例の如く、太い角材に刻みを付けたものである可能性を示唆する。ただ、本稿で主眼としている災害史の観点よりは、前出の地震発生に伴う地滑りや土石流が当該ストーリーのモチーフとなっていた想定下に於いては、倒れた梯子が天橋立となったとするならば、岩石製、土製の方に整合性があるのかもしれない。又、「古事記 上巻」の天孫降臨の項に於いて、天津神が天津日子番能迹々藝命(アマツヒコホノニギノミコト)に詔(の)らして、笠(筑)紫の日向の高千穂にある久士布流多氣(クジフルタケ)へ天降(あも)りさせるのであるが、その際、天津日子番能迹々藝命は、天之石位(アマノイハクラ)→天ノ浮橋→宇岐土摩(ウキジマ、浮島)→久士布流多氣(実在の山ではなく、穀霊降臨の為の依り代)、というルートを辿ることが記される。これに従えば、天浮橋は梯子と言うよりも、寧ろ神が天空を移動する際に使用していた乗り物であることになる。この場合には、宇岐土摩の方が梯子としての機能を有している。
- (31) 「續日本紀 卷六 元明天皇」[国史大系本『續日本紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1993年4月]同日条記事に依る。
- (32) 風土記と日本書紀との先後関係に対する論証は古くより実施されているが、秋本吉郎氏は、九州諸国の風土記で行なわれている記事に就いて、日本書紀との記事対応、語辞文章の対照関係を調査し、唐橋世濟氏以降に於ける先行研究の整理をしている[『風土記の研究』(株式会社 ミネルヴァ書房)1998年10月]。そこでは、折口信夫氏(日本書紀先、風土記後)、津田左右吉氏

- (日本書紀先、風土記後)、井上通泰氏(風土記先、日本書紀後)、佐佐木信綱氏(風土記と日本書紀とは兄弟関係の間接的関連)、坂本太郎氏(風土記と日本書紀とは兄弟関係)、倉野憲司氏(日本書紀先、風土記後)、小島憲之氏(日本書紀先、風土記後)、田中卓氏(日本書紀先、風土記後)、松岡静雄氏(前後説の立場をとらない)等の諸氏に依る論拠を検証しながらも、自らは日本書紀先、風土記後成立の論調をとっている(同書183～189頁、「二 風土記と日本書紀との先後に関する諸説とその批判」)。
- (33) 逸文である丹後国風土記が「丹後國風土記曰～」と言う冒頭の文で始まること、即ち、風土記当該箇所の引用利用者に依って丹後国の固有名詞を冠して風土記(原典等)が書写されたことに就いて、風土記(原典等)よりの引用利用者に対する「対風土記態度」の慎重度を測る一規準とする考え方があがるが、それだけの根拠に依って、引用原典への忠実度を測ろうとすることにも慎重な見解がある。ただ、当該風土記が逸文として収められる「釋日本紀」に於いては、その91%が引用原典名を「～国風土記」の如く、国名を明示していることから、少なくとも、「釋日本紀」に引用されていた丹後国風土記〔「天橋立」(「釋日本紀 卷五 述義一 神代上」)では「天浮橋」〕に関しては、その文章自体や引用利用者に対して一定の信頼性を寄せることが可能であるとも言える。尚、秋本吉郎氏前掲書539～568頁、「風土記逸文の検討」、及び、国史大系本(第8巻)『日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史』(株式会社 吉川弘文館)1999年7月、参照。
- (34) 国史大系本『日本書紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1992年4月、に依る。
- (35) 次田真行氏に依れば、磯馭慮(慮)嶋(ヲノコロジマ)とは「自凝島」のことであり、紀淡海峡の友ヶ島(地島、神島、沖ノ島、虎島の総称)が背景にあるとしている。同氏前掲書43頁参照。
- (36) 『神道史大辞典』(株式会社 吉川弘文館、2004年7月)の「天之真名井」の項参照。
- (37) 同氏「羽衣説話考 一日中朝に伝承される説話の比較一」(『日本文学ノート』(宮城学院女子大学日本文学会)第45号所収、9～27頁、2010年7月)参照。
- (38) 『国史大辞典』の「安曇氏」の項参照。
- (39) 『風土記』日本古典文学大系2、468頁一頭註11、15参照。
- (40) 同氏前掲書28～34、70～71頁参照。
- (41) 『丹後國中郡誌稿』京都府丹後國中郡役所編、1914年6月(『京都府郷土誌叢刊』第11冊、株式会社 臨川書店、1985年2月)では、「八」と言う数字の由来として、宮廷に於ける八神(天皇の守護神としての神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮壳神、御食津神、事代主神)、又、古代祭祀に於ける八少男八少女の内、八少女を起源として指摘する(同書8頁)。又、『日本国語大辞典』第二版(小学館)に依れば、「八」を用いる宗教、祭祀関連語として、八王子(神道)、八王日(仏教)、八十種好(仏教)、八字文殊(仏教)、八十八箇所(仏教)、八十末社(神道)、八舌輪(仏教)、八蔵(仏教)、八大金剛童子(仏教)、八大菩薩(仏教)、八大夜叉(仏教)、八正道(仏教)、八度拝(神道)、八熱地獄(仏教)、八幡神(神道)、八斎戒(仏教)、八講会(仏教)、八戒齋(仏教)、八正慈悲(仏教)、八万法蔵(仏教)、八葉九尊(仏教)、八葉蓮華(仏教)、八角堂(仏教)、八宗(仏教)、八教(仏教)、八正(聖)道(仏教)、八敬(仏教)、八功德(仏教)、八功德水(仏教)、八功德池(仏教)、八供養菩薩(仏教)、八所御霊(神道)、八福田(仏教)、八墓(朝廷)、八枚起請(社寺)、八万諸聖教(仏教)、八万陀羅尼(仏

教)、八不(仏教)、八方天(仏教)、八品派(仏教)等を掲載しているが、その殆どは仏教関連用語としての運用がなされている。更に、『角川日本史辞典』第二版、株式会社 角川書店、1994年11月、所載の付録付編「名数表」に依れば、「八」に拘わる名数は、上記の他、八災(仏教)、八苦、八相(仏教)、八難(仏教)、八将神(神道)、八部衆(仏教)、八大地獄(仏教)、八大明王(仏教)、八大竜王(仏教)、八寒地獄(仏教)等の如く、宗教に拘わる語としても多用されるが、以上の様に、八に限定すれば圧倒的に仏教用語としての使用例が多い。無論、名数では、二天、三毒、四苦、五障、六地藏、七福神、九界、十王の様に、宗教語としても様々な数字が当てられるので、必ずしも八の語の使用が特殊な事例に該当すると言うことも一概に出来ない。ただ、八紘、(大)八洲(島)国(ヤシマノクニ、古事記)、八尋(ヤイロ、ヤヒロ)殿(古事記)、八田間(ヤタマ、古事記)、八田王(古事記)、八種雷神(ヤクサノイカツチカミ、古事記)、八十禍津日神(ヤソマガツヒノカミ、古事記)、八拳須[鬚](ヤツカヒゲ、古事記)、八尺(ヤサカ)の勾瓏(マガタマ、古事記)、八百万(ヤホヨロツ)の神(古事記)、八稚女(ヤマトメ、古事記)、八俣(ヤマタ)のをろち(古事記)、八塩折(ヤシホヲリ)の酒(古事記)、八雲立つ(古事記)、出雲八重垣(古事記)、稲田宮主須賀之八耳神(古事記)、八島士奴美(ヤシマジヌミノ)神(古事記)、八千矛神(ヤチホコノカミ、古事記)、八上比売(ヤガミヒメ、古事記)、八十神(ヤソカミ、古事記)、八島牟遲能(ヤシマムヂノ)神(古事記)、八重言代主神(ヤヘコトシロヌシノカミ、古事記)、八十桐手(ヤソクマデ、古事記)、百八十神(モモヤソカミ、古事記)、天之八十びらか[毗(毘)羅訶](古事記)、天の八衢(ヤチマタ、古事記)、八尋和邇(ヤヒロワニ、古事記)、八歳(ヤトセ、古事記)、八紘(ヤツヲ)の琴(古事記)、八隅(ヤスミ、古事記)、八十歳(ヤソトセ、古事記)、八十友緒(ヤソトモノヲ、古事記)、八瓜之白日子王(ヤツリノシロヒコノオホキミ、古事記)、八桑枝(ヤガハエ、古事記)、八芽(ヤツメ、古事記)、八井耳命(カムヤルミミノミコト、古事記)、八十建(ヤソタケル、古事記)、八十膳夫(ヤソカシハテ、古事記)、八咫鳥(ヤタカラス、古事記)、や八姓、八徳、八省、八逆(虐)、八所御霊(神道)、八墓(朝廷)の様に、中央集権的国家意図や神話上の日本に対する美称、非常なる長大さや繰り返し、非常に恐ろしいもの(鬼)、神霊、単位、王権に依る制度や管理として採用されている事例もあり、上記の事例の如く、古事記等の神話中に於いては頻出の聖なる数字であるとも言えるのである。「日本書紀 卷一 神代上(四神出生)」に記された、伊弉諾尊、伊弉册尊二神に依る、黄泉国の物語に関わる記述では、伊弉諾尊が追い駆けられたのは泉津醜女八人(ヨモツシコメヤツヒト)であり、彼が桃の実を投げ付けて撃退したのも八色雷公(ヤクサノイカツチ)であった。ここには、死のケガレ観と、その伝染に対する畏怖が込められている。この様に、朝廷が古代に於いて大いなることを意味したこの数字を聖なる数として利用しようとしていた可能性はあるかもしれない。「丹後國風土記 逸文」の「奈具社」の項に記される「天女八人」に於いても、聖なる事、偉大な事、大量な状態、を同書編纂に際して利用し、表現したものと推測されるものの、そこには**仏教的な聖数と慈悲の思想**とがかなり色濃く反映されていると見ることもできるのである。「八人」という数字が、当該伝承の成立当初より現地でなされて来たか、否かは、かなり疑わしいと言わざるを得ない。

- (42) 後掲する「殘缺丹後国風土記」所載の「田造郷（たつくりのさと）」では〔註（89）参照〕、同郷の起源に関する経緯を載せる。そこでは、豊宇賀能賣命の命を受けた天香語山命（アメノカコヤマノミコト）と天村雲命（アメノムラクモノミコト）とがこの国の伊去奈子嶽（いさなこたけ）へ天降して、天村雲命と天道姫命（アメノミチヒメノミコト）とは大神を祭り、**新嘗**を行なおうとしたとする。ところが、井水は忽ちの内に変質し、神饌用には適さなくなってしまった。そこで、その井水を「**泥真名井（ひちのまな井）**」と称したと言う。その後、矢原（やぶ）より巽の方角へ三里程行った所に**靈泉が湧出し**、天村雲命はその泉の水を以って（泥真名井へか）注ぎ、**荒水**を和らげた。**真名井**となったその水で神饌を調度し、大神に供えた処、当地に於いては春秋に田を耕し、**稲種**を施（まきほとこ）し、その状態が四方（よも）に遍（およ）んだので、人民は豊かになった、とする故事を掲載する。これは、倭国への稲作伝播が北部九州だけではなく、対馬暖流に乗って、韓半島や、中国大陸より直接丹後地方へもあったことを窺わせる（主張する）事象ではある。それは、海部氏が応神天皇の治世に国造としてヤマト王権に服属し、その後において籠神社神職を世襲したとする「海部氏系図」の記載に信憑性があるとすれば、海部直が当初、**農耕神、太陽神である処の天火明命を主たる祭神に祀りながらも、後付けで海神をも祀らざるを得ない必要性**に迫られていたと見られることとも又、「丹後王国（王権）」が漢代に倭国より朝見した30国の中の一つとして、この地域に於ける支配権の、中国王権よりの確認（稲作技術の供与を通じた）を受けた存在としてあった可能性を補強するものであり、そこより**稲種**のみならず、栽培技術、技術者の供給を受けていた可能性がその中核には存在すると推測されるからである。このことは、本文中で述べた通り、日本で初めての水稲耕作が行なわれたとする「月の輪田（三日月田）」（京丹後市峰山町二箇小字苗代）は、豊受大神が清水戸（せいすいど）の湧水を引いた苗代に浸した籾をこの場所に蒔き、そこで収穫された稲種を天照大神に献納したとされる伝承にも表わされている。「殘缺丹後国風土記」に依る限り、水稲耕作に於いては、天照大神に対する神饌の調進と、新嘗とが必須の条件である事を提示し、その祭祀に必要とされたのが真名井の水であるとしたのである。地上へ降来した天女（豊宇賀能賣命）らが**浴水**したと言う**泥真名井**の水を、彼女の指示で天村雲命が清浄にすると言う矛盾した内容にはなるのであるが、そこには、当初に於いては稲作に不適であった倭国の地上の様子、そして、当時の倭国に於いては毎年の様に繰り返されて来た、自然災害、取り分け水に拘わる大雨や、それに伴う低温状態と洪水発生、その逆の旱（水不足）等に依る災難等を克服しなければ、水稲耕作が不可能であると言う場面設定が隠されていると推測されるのである。そうした災難の克服は、ヤマト王権に依って奉戴、編成された倭国の神々の力に依って初めて可能となるという論理も又、ここには見え隠れするのである。**新嘗**が必要とされたのは、大陸方面より伝播して来た筈の稲作に対して、倭国に於ける主要産業に成長していた水稲耕作を、完全な形でヤマト王権の許に収斂させる為の共通した論理や、理論武装が必要とされたからであると推察をする。
- (43) 『風土記』日本古典文学大系2、466頁一頭註7～9参照。
- (44) 『日本国語大辞典』第二版の「まない【真名井・真奈井】」の項に依る。
- (45) 京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史資料編 京丹後市の災害』（京丹後市役所）2013年3月、所収の「付

録 京丹後市の災害年表」に依れば、当地に於ける水害として最古の文献記録は、延暦21年（802）7月15日であり、大洪水の為に丹後国の損田の租税が免除されたとするものである（「縁城寺年代記」）。その後、古代の記録としては、大同2年（807）正月12日（甚だしい水害に依り加佐郡の百姓の租調を免除する。「類聚国史」）、仁寿元年〔丹後国与謝郡が洪水に襲われる。7月20日、大洪水があり、与謝郡、丹波郡、竹野郡の被害が甚大であった。「日本三代実録」元慶2年（878）2月23日条、「縁城寺年代記」、貞観18年（876）7月23日（丹後国に於ける水害、飢饉の為、詔を以て穀穎が下される。「日本三代実録」）等が記載される。

- (46)（京都府）大宮町文化財保護審議会監修、大宮町教育委員会発行、1991年9月。
- (47) 『おおみやの民話』81の「吉六話」（周積の井本基氏に依る）では、丹後国にある王成（おおなる）山の麓の村に住む吉六（きちろく）と言う名の若者の話を掲載する。そこでは、**大昔に高麗（朝鮮）の国からの使者が大和の朝廷に貢物を運送する過程で、それらを韓半島～間人港～王成山～高尾山、と運んで来たものの、余りの重量の為にそこで動けなくなってしまい、そこに貢物の唐金の鐘、金色の鶏の形をした宝物とを埋めたとする。吉六達は、それらを手にする為に高尾山へ行き、暑さを凌ぐ為にそこにある禁制の地の沼で、吉六以外の若者が水浴びをした処、俄かに**落雷、大雨、卯大の雹の落下**があつて、大怪我をする者も出て、吉六が**観音堂で祈り**、やっとのことで皆が村へ帰ることが出来たと言う。ここでは、吉六の善行や出世、正直と感謝の気持ちの奨励が主旨となっているが、間人港を窓口とした韓半島（高句麗）と丹後半島～ヤマト王権との交流の存在が示唆されると共に、禁忌を犯すことに依る自然からの懲罰、警告的なメッセージなどが包括されている。しかもそれらは、沼、落雷、大雨、雹と言った、水をキーワードとした災害であるところが、当地に於ける自然災害の特質であるとも言えるのかもれない。**
- (48) 嶋兒（しまこ）神社（京都府京丹後市網野町浅茂川）、及び、浅茂川河口、同沿岸地域付近、網野神社（同市網野町網野）、皷榎（同）、網野銚子山古墳前方部の近くに所在する浦島兒宅址伝承地（同）、浦島太郎出生地前（同市網野町浅茂川）、浦嶋（宇良）神社（京都府与謝郡伊根町本庄浜）等が知られる。特に、伊根町所在の浦嶋（宇良）神社では、「浦嶋明神縁起絵巻」、大小の玉手箱（室町期の作になる亀甲紋櫛笥）が伝来し、浦島太郎が竜宮城より現世に戻ったのは渡航から347年後の825年とする具体的な所伝もある。尚、「朝日新聞」（朝日新聞社）別刷り特集、京都非公開文化財特別公開、2頁、「ふらっと伝説紀行 あけてびっくり!?たまげ箱 浦嶋神社（伊根町）」記事参照。更に、丹後半島周辺地域以外では、三保の松原・羽衣の松（静岡市清水区）、龍宮神社・龍宮城まつり（5月初旬、鹿児島県指宿市山川岡兒ケ水の長崎鼻）、又、内陸ではあるが木曾川沿岸にある寢覚の床（長野県木曾郡上松町）の浦島説話が知られている。何れにしても、これらに共通しているのは水辺に近接した施設であり、伝承であると言う点である。
- (49) 浦島説話と同類の物語は韓半島や台湾、中国、チベット等、東アジア～東南アジア諸国に分布しているとされる。取り分け、中国洞庭湖周辺地域に於ける伝承は、「竜女説話」と「仙郷淹流留（えんりゅう）譚」の複合型のものとされ、日本の浦島説話と非常によく似ていることより、日本に於けるその起源を探る上で重要な位置にあるとされている。尚、『世界大百科事典』初

- 版の「浦島太郎」の項（大島広志氏執筆）参照。更に、前秦の王嘉撰に依る「拾遺記」卷五一五〔佐野誠子氏『搜神記・幽明録・異苑他<六朝I>』中国古典小説選2（株式会社 明治書院）2006年11月、323～325頁、に依る。尚、同書に採用されている「拾遺記」は、齊治平氏校注『拾異記』（中華書局）1981年、をテキストとしている〕に収載されている「怨碑」には、「宝鼎元年（266）、張善為日南太守。郡民有得金鳧以獻。張善該博多通、考其年月、即秦始皇墓之金鳧也。昔、始皇為塚、斂天下瓊異、生殉工人、傾遠方寄宝於塚中、為江海川流、及列山岳之形。以沙棠、沈檀為舟楫、金銀為鳧雁、以瑠璃雜宝為龜魚。又於海中作玉象鯨魚、銜火珠為星、以代膏燭。光出墓中、精靈之偉也。昔生埋工人於塚内、至被開時皆不死。工人於塚内琢石、為鳳凰仙人之像、及作碑文辭讀」とあって、秦の始皇帝が築造させた墓所には広大な地下世界の存在が示されているのである。そこでは、殉死の為に生き埋めにされた職人達に依って川、海、山並みの光景が再現され、ヤマナシの木と香木製の舟や櫂、鯨の玉の像も作られ、職人達は墓が開けられる迄、生き続けていたとしている。地下（海底）世界、生き埋めにされた人々の驚異的な長寿、膨大な宝物の存在や綺麗な光景等、日本の浦島説話成立に与えた示唆、影響は小さくは無いものと推察される。
- (50) 『国史大辞典』の「浦島太郎」、「浦島伝説」、「浦島子伝」、「浦島明神縁起」の項参照。
- (51) 『日本説話伝説大事典』初版〔勉誠出版（株）〕2000年6月、「浦島」、「浦島子伝」、「浦島明神縁起」の項参照。
- (52) 同氏「古代の宗像氏と宗像信仰」〔「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告I〔「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議（福岡県・宗像市・福津市）、福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室〕所収、105～129頁、2011年3月〕参照。
- (53) 同氏『國語の語根とその分類』第一書房、398頁、1931年5月、参照。
- (54) 『丹後國中郡誌稿』148～149頁所収。
- (55) 蓬菜とは、中国に於ける神仙思想に登場する仙境の一つであり、方丈、瀛州（えいしゅう）と共に、三神山を形成するとされた。それは、山東半島北側の渤海湾沿岸地域の遙か東方の渤海海中に存在すると信じられ、不老不死の仙人が住んだとされる。「竹取物語」、「源平盛衰記」、「宇津保物語」、「源氏物語」と言った日本の物語にも登場し、更には金華山（宮城県）、富士山、熊野、熱田神宮、江戸城等の異称として、一種の「見立て」の対象ともされる様になって行った。尚、『日本国語大辞典』第二版の「ほうらい【蓬菜】」、「ほうらいさん【蓬菜山】」の項参照。
- (56) 『風土記』日本古典文学大系2、468頁頭註一12、15参照。
- (57) 方形貼石墓1は、墳形が方形、又は、長方形で弥生時代中期の築造であり、方形貼石墓2では、トレンチ南東隅付近に於いて「L」字状を呈する貼石の屈曲部が検出された。「宮津市 難波野遺跡第4次」京埋せ現地説明会資料No.06-07、財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター、2006年3月11日（土）、及び、「宮津市 難波野遺跡・難波野条里制遺跡（第5次）、大垣・一の宮遺跡（第4次）」同No.07-01、同、2007年1月20日（土）、参照。
- (58) 似内恵子（にたない けいこ）氏「宮津港の「みなと文化」港別みなと文化アーカイブス、一般財団法人 みなと総合研究財団、56-2頁、参照。
- (59) 当該両者の交流に関しては、小林健彦「韓半島と越国との文化、政治的交渉～日本語で記録された両者の交流を中心として～」〔『日韓比較言語文化研究』（国際日韓比較言語学会）第3号所収、2012年9月〕参照。
- (60) 『日本国語大辞典』第二版の「なにわ【難波・浪速・浪華・浪花】」の項に依る。
- (61) 『日本国語大辞典』第二版の「なにわ【難波・浪速・浪華・浪花】」の項の補注①では、語源として、付近の海の流れが速いところから浪速の表記が行なわれ、浪（なみ）が「なに」と読まれたとする説を指摘する。これは、浪の語を潮の流れと解釈したものであるが、或る場合には、通常の潮の流れではなく、高速で襲来する津波の如き流れを表現していたとしても、語義上は矛盾が生じないであろう。
- (62) 株式会社 角川書店、1982年7月。
- (63) 『丹後王国の世界』丹後古代の里資料館展示ガイド、京丹後市立丹後古代の里資料館、2013年8月、51頁参照。
- (64) 『角川日本地名大辞典 18 福井県』株式会社 角川書店、1989年12月、の「難波江〈高浜町〉」、「〔中世〕難波江村」、「〔近世〕難波江村」、「〔近代〕難波江」の項参照。
- (65) 『角川日本地名大辞典 18 福井県』の「浪花〈敦賀市〉」、「〔近代〕浪花町」、「〔近代〕浪花」の項参照。
- (66) 『角川日本地名大辞典 18 福井県』の「浪花上町〈福井市〉」、「浪花下町〈福井市〉」、「浪花町〈武生市〉」、「浪花町〈福井市〉」、「浪花中町〈福井市〉」の項参照。
- (67) 同氏前掲書116～124頁参照。
- (68) 国土交通省国土地理院発表の「津波による浸水範囲の面積(概略値)」(発表日時:2011年3月18日18:00)に依る。
- (69) 「新潟日報」2011年4月4日付朝刊、22頁、「津波、38メートルに到達 東大地震研現地調査 国内で史上最大級 岩手・宮古市」記事参照。
- (70) 註(1)参照。
- (71) 「丹哥府志」に依れば、この他に丹後半島地域で天女を祭神としている神社として、名木(なきの)神社(京都府京丹後市峰山町内記134)、波彌(はみの)神社(同峰山町荒山)を掲載する(『丹後國中郡誌稿』316、322頁)。
- (72) 「Die Entstehung der Kontinente und Ozeane, Vieweg und Sohn, 1929」。日本語版は、竹内均氏訳『大陸と海洋の起源』講談社学術文庫908(講談社)、2001年10月、に依る。
- (73) 『植生史研究』(日本植生史学会)第2巻第1号所収、29～30頁、1994年1月。
- (74) 註(1)―⑥稿参照。
- (75) 「1:200,000北陸地方土木地質図」(北陸地方土木地質図編纂委員会、2004年)、に依る。
- (76) 海上保安庁水路部「富山湾付近の海底地形」〔『地震予知連絡会 会報』(地震予知連絡会)第41巻所収、474～475頁、1989年2月〕所載に拘わる「第1図 富山湾付近海底地形図」、同「能登半島沖の海底地形」〔『地震予知連絡会 会報』第64巻所収、325～330頁、2000年8月〕所載に拘わる「第1図 能登半島東方の海底地形図」、に依る。
- (77) 『歴史地震』(歴史地震研究会)第18号所収、221～225頁、2002年。
- (78) 註(1)―⑨稿、及び、小林健彦「柏崎、刈羽地域の災害史について考える～昔と今、そしてこれから～」〔『柏崎 刈羽』(柏崎 刈羽郷土史研究会)第39号所収、24～30頁、2012年4月〕参照。
- (79) 財団法人 東京大学出版会、1982年11月。
- (80) 同書では、琵琶湖が一定の水深を保持し続けている理由を、湖底に於ける沈積物の状態より判明する、埋め立て作用の速度よりも速い沈降速度に求めている。湖底に対するボーリング調査や音波探査等に依り、基盤岩は、湖心付近では約マイナス1,000メートル程度迄沈んでおり、近江富士(三上山)や沖ノ島、竹生島等の琵琶湖の島々は基盤の突出部に当たり、山がそのまま

沈降して、その山頂のみが湖面上に顔を出したものであると指摘をする。又、琵琶湖北方の若狭湾に就いても、その東部、敦賀湾付近は近畿トライアングルの頂部に当たり、琵琶湖の構造の延長であるとする。同湾の一角は、多数の横ずれ小断層に依って囲まれたブロックが沈降した部分であろうとする。更に、若狭湾西部に所在する小半島や島々も同様なブロックに依り形成されており、この部分は丹波、但馬山地の間に挟まれ、琵琶湖一大阪湾を結ぶ沈降帯に平行であり、その西側の沈降帯に当たると指摘をする。

- (81) 永濱宇平、橋本信治郎、小室萬吉氏編『丹後史料叢書 第三輯』(丹後史料叢書刊行會) 1927年3月、所収の「増補 縁城寺年代記」、に依る。
- (82) 「(縁城寺) 年代記」には縁城寺と近在寺院や丹後を中心とする地域の出来事が記録され、現在では原本、写本共に失われているとする。その内容を伝える資料の最初は、大正3年(1914)刊行の『中郡誌稿』に「寺蔵年代記抄」として紹介されているものである。これは年表形式で、宝亀7年(776)の縁城寺成立から明治34年(1901)までの出来事が不連続に記される。『中郡誌稿』作成の為の調査段階で(明治36年)、既に「年代記」の原本は失われており、収録対象とされた資料は丹後町の上山寺にあった写本を、更に嘉永6年(1853)に写したとされるものであった。尚、長谷川達氏「増補縁城寺年代記」について」『丹後郷土資料館調査だより』(京都府立丹後郷土資料館) 第2号所収、8~10頁、2013年3月] 参照。
- (83) 丸善株式会社、2013年12月。
- (84) 同氏前掲論稿参照。
- (85) 荻原尊禮氏編著『古地震一歴史資料と活断層からさぐる一』、宇津徳治、嶋悦三、吉井敏尅、山科健一郎氏編『地震の事典』第二版(朝倉書店) 1987年、等に依る。
- (86) 前掲京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史資料編 京丹後市の災害』所収の「付録 京丹後市の災害年表」に依れば、当地を襲った被害地震は、天武天皇4年(白鳳4、675)11月、大宝元年(701)3月、承平7年(937)4月、文明7年(1475)6月、天正13年(1585)11月(津波を伴う)、万治3年(1660)正月、寛文2年(1662)5月(マグニチュード7.25~7.6)、安永3年(1774)12月、文化10年(1813)正月、文政13年(1830)4月、弘化4年(1847)3月、安政元年(1854)6月(マグニチュード7.25)・7月・11月(安政東海地震、安政南海地震、何れもマグニチュード8.4)、明治24年(1891)10月(濃尾地震、マグニチュード8.0)、大正14年(1925)5月(但馬地震、マグニチュード6.8)、昭和2年(1927)3月(北丹後地震、マグニチュード7.3)等である(マグニチュードは『理科年表 平成26年第87冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依る)。当地では、本震、余震の関係にあるのか否かは別として、**比較的近接した時期に於いて複数回の大きな地震が発生している**と言う特性がある。又、室町期以降に於いては、**平均約60年間隔で被害地震が発生している**ことになる。室町期以前に於ける地震記録が少ないのは、他地域同様、地震そのものの発生回数が少なかったと言うよりも、寧ろ識字率の低さ等の問題が存在していて、抑々地震発生時の記録が取られていなかった結果ではないかと推測されるのである。
- (87) 同氏『地震考古学』中公新書1096(中央公論社) 1992年10月、229~232頁参照。
- (88) 同氏「若狭湾周辺海域の第四紀構造運動」『福井大学教育地域科学部紀要』(福井大学教育地域科学部) 第2部、自然科学、第60号3集所収、2009年12月、1~10頁]参照。
- (89) 海部毅定氏前掲書403~416頁、及び、永濱宇平、橋本

信治郎、小室萬吉氏編『丹後史料叢書 第一輯』(丹後史料叢書刊行會) 1927年3月、に依った。尚、史料中の虫損部分は、海部毅定氏前掲書に依り補った。それらは、後掲の福岡猛志氏論稿に依れば、安政年間頃に吉田家家司とされる鈴鹿連胤、山城国乙訓郡所在の日向神社神職六人部是香等に依ってなされたものと推測をしている。

- (90) 同氏「『丹後国風土記残欠』の基礎的検討」『愛知県史研究』(愛知県総務部法務文書課県史編さん室) 第17号所収、1~19頁、2013年3月] 参照。
- (91) 同氏「丹後風土記偽撰考」『歴史地理』(日本歴史地理研究会) 第三巻第五号所収、334~337頁、1901年] 参照。
- (92) 荻原尊禮氏前掲書等をその根拠としている。
- (93) この点に関しては、前掲小林健彦「韓半島と越国との文化、政治的交渉~日本語で記録された両者の交流を中心として~」参照。
- (94) 「令集解 卷六」所収の「職員令」〔国史大系本(第23巻)『令集解 前篇』(株式会社 吉川弘文館) 2000年8月]では、国司(大國の守)の職掌として、祠社、戸口、帳簿の監督以下の項目を記載するが、その中では形式上、管国内の情勢に関する情報に対して、都への報告業務は挙げられてはいない。類似のものとして「斥候」があるが、その主眼は外賊、寇賊の察知に置かれていた。しかし、実際上は吉兆、凶兆等の出現をも含めて、種々の報告が地方官より都へ、頻りに上申されていたことは、六国史等の中へ記された記事より推測される。
- (95) 松岡昌志氏「上空および宇宙からのリモートセンシングによる最近の被害地震のモニタリング」〔近年の国内外で発生した大地震の記録と課題』地震被害調査小委員会 シンポジウム論文集(土木学会) 所収、63~70頁、2002年6月]、に依る。
- (96) 『帝國学士院紀事』(帝國學士院) 第四巻第三號所収、369~384頁、1946年。今村明恒氏に依れば、大宝元年3月26日夜に津波の発生と沈下とがあり、「地震(ナキフル)三日」とする現象は**予震**であると指摘をする。又、現状の等深線は、覆没前に於ける冠島の輪郭線であるとして、沈下は多少東北方向へ傾斜を以てなされ、現代に至る迄の間の沈降量は約64メートルであるとしている。沈下前の凡海郷は南北6.4キロメートル、東西2.4キロメートルの島であり、残欠丹後国風土記に記された田造郷よりの距離を基に、港は中央東方の彎曲部にあったと推測をしている。更に、若狭湾内には大津波があったものの、それは局所的であり、湾外への拡大も限定的であったのではないかとしている。
- (97) 財団法人 東京大学出版会、1975年3月。尚、同書に依れば、当該地震に関して、東経135.4度、北緯35.6度(改訂35.7度)を震央としたマグニチュード7.0の規模を持った地震であるとしている。今村明恒氏に依る被害等級[II]〔激震区域の平均半径が20キロメートル未満のもの。中心地域では、重力加速度の3割以上に達し、著しい断層が見られる。昭和2年(1927)丹後地震、同5年北伊豆地震と同等〕に該当するとし、津波規模は波高4~6メートルで、家屋や人名の損失を伴ったと評価をする。又、凡海郷(地震以前に於いて南北4キロメートル、東西2.4キロメートルの島で、若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し、それらの旧山頂が海面に残っており、それが現在の冠島(大島)、覆島(小島)に当たると記述をする。
- (98) 京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史本文編 図説 京丹後市の歴史』(京丹後市役所) 2012年10月、37~38頁(海部氏の系図) 参照。
- (99) 石原道博氏編訳『新訂 魏志倭人伝 他三篇 一中国正史日本伝(1)一』(株式会社 岩波書店) 1990年5

月、に依る。

- (100) 「籠神社周辺の遺跡」丹後一宮元伊勢籠神社、に依る。
 (101) 『国史大辞典』の「鬼門」の項参照。
 (102) 似内恵子氏前掲論稿56-7～56-8頁参照。
 (103) 平成25年(2013)7月策定「関上地区 まちなみ形成ガイドライン」(関上復興まちづくり推進協議会 まちなみ検討ワーキング検討成果)の「写真3-11 日和山築山」、に依る。
 (104) 名取教育會編『名取郡誌』復刻版(株式会社 臨川書店)1987年5月、「名所に關する詩歌」(737頁)、に依る。
 (105) 『名取郡誌』の「神社及び寺院—東多賀村—一村社湊神社」(480～481頁)では、関上湊神社は承応年間(1652～1655年)迄は古明神墳にあり、水門(ミナト)大明神と称していたとする。祭神は稲の靈、穀物神である倉稻魂命(ウカノミタマノミコト)であるが、当時は**火災が多く発生した為、水門の語を一語の関として関上の地名を作り、水門を湊と改めて、明暦3年(1657)に現在地へ遷座したとする。関上の古表記は洵上であったとしている。「関」の語は仙台藩主伊達綱村に依り作成されたとする新造漢字であり、当該関上に固有の表記である。これが事実であったとするならば、関上とする地名は災害由来の地名であり、火災が契機の造語であったことになる。**
 (106) 「河北新報」(株式会社 河北新報社)、2013年5月12日付、「特集 3.11記憶 あなたを忘れない 名取市・関上湊神社／先祖代々、地域を守る」記事参照。
 (107) 当該碑文には、「昭和八年(1933)三月三日午前二時三十分、突如強震アリ。鎮静後、約四十分ニシテ、異常ノ音響ト共ニ、怒濤澎湃シ來リ、水嵩十尺、名取川ヲ遡上シテ、西ハ猿猴園ニ到リ、南ハ貞山堀、廣浦江一帯ニ汎濫セリ。浸水家屋二十餘戸、名取川町裏沿岸ニ在リシ三十噸級ノ發動機魚船數艘ハ、柳原園ノ畑地ニ押上ゲラレ、小艇ノ破碎セラレタルモノ尠カラザリシモ、幸人畜ニハ死傷ナカリキ。縣内桃生、牡鹿、本吉ノ各郡、及ビ岩手、青森、両縣地方ノ被害甚大ナリシニ比シ輕少ナリシハ、震源地ノ遠ク金華山ノ東北東約百五十哩ノ沖合(震央東經145.1度、北緯39.1度、マグニチュード8.1の正断層型地震)ニ在リテ、**濤勢ハ牡鹿半島ニ遮斷セラレ、其ノ餘波ノ襲來ニ過ギザリシト、河口ノ洲丘、及ビ築堤ノ之レヲ阻止シタルトニ因ルナリ。**(中略) **惟フニ、天災地變ハ人力ノ豫知シ難キモノナルヲ以テ、緊急護岸ノ萬策ヲ講ズベキハ勿論、平素用心ヲ怠ラズ變ニ應ズルノ覺悟ナカルベカラズ。茲ニ刻シテ以テ記念トス。**昭和八年十一月三日。関上町長 渡邊貞郎蒙額。(後略)」とあって、この時発生した「三陸沖地震」に依る被災の状況が**石碑文と言う形式で後世の人々に示されたのである**。当碑が、態々日和山に建立された理由は、当該地震、津波に鑑み、周囲に高台の全く無い当地にあっては、**日和山が一次避難施設としての有益性を持っていると、当時認識された結果**であろう。尚、「ご支援ありがとうございます。」V1L2(名取復興支援協会)参照。
 (108) 以下、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』(株式会社 角川書店)1979年12月、「名取市 沿革」の「文禄5年の検地」、「〔近世〕江戸期の村々、下余田村と笠島村」の項参照。
 (109) 『名取郡誌』の「各町村の沿革—東多賀村」(31～35頁)参照。
 (110) 前掲「関上地区 まちなみ形成ガイドライン」の「3.1 成り立ち」に依れば、関上地区は、石器・縄文時代には海であり、縄文晩期に現在の海岸線にはほぼ近い形が形成されたとしている。又、地区内の寺社の創建記録に依り、観音寺〔1337年。『名取郡誌』(72頁)

では延元、貞和年間(1336～1349年)の古碑が存在したとする]、東禅寺(1570～1573年)、持法院(1624～1644年)であり、観音寺が創建当時から現在の位置にあったとするならば、1300年代には既に村が存在していた可能性があるとする。但し、今回の津波に依り多大な被害を受けた当該3か寺が、創建当初より津波襲来直前にあった現在の場所で移動が無かったのかどうかに関しては不明である。しかし、小塚原地区には、汐朽、汐入、蟹娘西土手外、等と言った海水の侵入を示す様な地名もあり、尚且つ、名取川の河口部分に当たる事、広浦や井土浦の潟湖の存在をも考慮すれば、取り分け名取川河道の変遷、季節風、津波等の理由より、**関上地区の地表面の様相が中世当時と余り変化せずに現在に至っていたとするにはその確証が無いであろう。**

- (111) 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』、「名取市 沿革」の「古碑と古道」の項参照。
 (112) 『名取郡誌』の「神社及び寺院—高館村—一村社熊野本宮社、郷社熊野新宮社、村社熊野那智神社」(488～495頁)では、熊野本宮社、熊野新宮社は熊野堂に所在し、勧請の由緒には諸説あるが、古いものでは保安4年(1123)に名取郡前田荘の老巫に依り名取河南に勧請されたとする所伝もあるとする。又、熊野那智神社に就いては、養老3年(719)に**広浦の漁夫治兵衛が海から網を揚げた処、一神体を得て、後にそれを高館山に安置して館権現と称したが、保安4年に熊野那智神社と改めたとする。神職の山田氏は治兵衛の苗裔であるとしている。この話は所伝ではあるが、治兵衛が海底より引き揚げたとする神体を、何故広浦や、近接する関上には祀らず、直線距離で約10キロメートルも内陸に入った高館山付近に安置したとするのであろうか。少なく共、広浦や関上が養老3年当時であって、人々の居住には不適である等、何らかの理由に依り神体を祀るべき清浄な場所ではないと認識されていた結果であることは明らかであろう。更に、名取郡内の寺院に於いて祀られる仏像の形式を見てみると、それが**不動明王**である事例が散見する。不動明王自体は水と拘わりの深いものではあるが、それ自体が決して珍しい形式の仏像ではなく、真言宗寺院に於いては、極一般的に安置されるべき仏像であろうし、密教が山岳信仰と結び付いて修験道を生み出し、神仏習合思想の萌芽を齎したとするならば、不動明王が沿岸部だけではなく、山中に所在する寺院に祀られたとしても不思議ではない。特に、近世以降に於いては、真言宗寺院のみならず、他宗派(天台宗)の寺院でもそれが信仰の対象とされて行ったことが窺える。『名取郡誌』の「總括—觀表」(502～535頁)に依れば、本尊、脇立として不動明王像を祀る寺院として、名取郡内では、岩沼町の竹駒寺(真言宗新義派)、多寶院(天台宗寺門派)、六郷村の満藏寺(真言宗新義派)、東多賀村の持法院(真言宗新義派)、館腰村の弘誓寺(真言宗新義派)、眞福寺(真言宗新義派)、玉浦村の岩誓寺(真言宗新義派)、正寶院(天台宗寺門派)、了寶院(天台宗寺門派)、千貫村の長谷寺(曹洞宗大徹派、不動明王は脇立)、岩(巖)藏寺(天台宗)、高館村の秀麗齋(曹洞宗太原派、本尊ではないが金不動明王立像一体を保有)、金剛寺(真言宗新義派)、新宮寺(真言宗新義派)、中田村の寶泉寺(真言宗新義派)、大善院(天台宗寺門派)、光西寺(真言宗新義派)、秋保村の泉明寺(真言宗新義派)、西光寺(真言宗新義派)等を掲載する。これに加えて、不動堂としては、東多賀村高柳(本尊：不動尊)、千貫村北長谷(本尊：不動尊)、高館村吉田(本尊：瀧不動)、愛島村笠島(本尊：不動尊)、秋保村馬場(本尊：大瀧不動尊)を挙げている(同書538頁)。以上、**名取郡内****

では内陸部の秋保村に於ける3件の事例があるものの、比較的沿岸部に近い寺院に於いて不動明王を祀る傾向が強いと言うことが出来る。又、天台宗に於いても真言宗の東密に対して胎藏、金剛、蘇悉地の三大説を説く台密が成立し、後世に至ってから空海に纏わる不動明王を祀る様になったものと推測される。そして、註(1)―⑫稿に於いても言及した鹿島神社、香取神社であるが、「延喜式 卷第十 神祇十 神名下」〔国史大系本(第26卷)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(株式会社 吉川弘文館)2000年11月、に依る〕に登載された名取郡内所在の施設は無い。ただ、沿岸部の玉浦村矢ノ目には、寛永年間(1624～1644年)に勧請された鹿島神社(祭神は武甕槌命、応神天皇)があるとしている(『名取郡誌』484頁)。それ以前の元和2年(1616)7月28日には仙台城が被災し、津波も伴ったとされるマグニチュード7.0の地震(震央東経142.0、北緯38.1)が発生しており(『理科年表 平成26年 第87冊』に依る)、それが勧請の契機になっていた可能性もある。

- (113) 宮城県図書館所蔵。通し番号8、資料番号204。
 (114) 同図に依れば、関上湊の更に南方に位置した蒲崎湊も、「舟泊悪、潮之時舟入、四方之風二舟出入不叶、廣十町深一丈」とあって、前稿〔註(1)―⑫稿〕で指摘した、阿武隈川河口の荒浜(宮城県亶理町)にかけても同様の地勢であったことが推測される。
 (115) 日本で2番目に低い山とされた当該日和山(標高約6.05メートル、基底部東西約20メートル・南北約40メートル、14段の木製階段が設置されその頂上へ登れる様になっていた。頂上部は平坦)であるが、東日本大震災に伴う津波に依り破壊され、その後の地盤沈下で消滅したとされる。「YOMIURI ONLINE」、2011年9月14日付、「国内で2番目に低い山、3・11の津波で消える」記事参照。尚、国土地理院発行の1:25,000地形図(石巻15号―3、塩竈、平成15年2月1日発行)では、標高6メートルとする。



写真：仙台市宮城野区蒲生町にある日和山の跡(筆者が2014年3月26日に撮影。東日本大震災に伴う津波に依り、流失したとされる。蒲生干潟に面しており、そこよりは現在でも海を見通すことが出来る)



写真：七北田川河口北側に建つ高砂神社〔筆者が2014年3(上、下)月26日に撮影。日和山より約280メートル程度北西方向へ入った内陸の場所にある。東日本大震災津波に依る被害を被ったものと考えられる。万治2年(1659)に舟入堀(貞山運河)を開削する際に、仙台藩主伊達忠宗の命を受けた大代穀改佐々木只太夫が工事の完工を祈念し、中綿津美神等四神^⑫を祀ったのが始まりであるとする。当所では、不動尊信仰も存在していたことが推測されることより、津波除けをも含めた波除祈願が行なわれていたのであろう〕

⑫綿津見(わたつみ、わだつみ)神社は、海神(底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神の三神)を祀る神社として、北海道より北部九州にかけて、比較的太平洋沿岸地域に多く見られる施設であるが、福岡県、島根県、新潟県等、日本海側地域にも散在している。表記は綿津見の他、北部九州では和多都(津)美の語を用いる神社も多い。又、沿岸部だけではなく、福島県相馬郡飯館村草野宮内所在の綿津見神社の如く、海岸線より約23キロメートル余も内陸部に建てられた場合もある。同県では、南相馬市原町区萱浜一本松に所在する綿津見神社(東日本大震災に依る波高約20メートルの津波に依り被災。直近の海岸線である萱浜八竜前よりは約1.3キロメートルの位置に所在する)を始め、同区内江井地区に於いては、JR常磐線を挟んだ東

西の地区に**四社の綿津見神社**が存在しており、その意味に於いては、海岸線より約2キロメートル程度内陸（西側）へ入った、南北方向に運行するJR常磐線付近、当該四社付近がかつての**最大津波に於ける浸水線**を表わしていたのかもしれない。江井付近に於ける**JR常磐線の最低標高は約12メートル程度**である。そのことを指し示す**可視的な指標として複数の綿津見神社が勧請**され、津波浸水線に沿って配置されていた可能性が示唆されるのである。

「古事記 上巻」の黄泉国の項に記される、伊弉諾尊に依る妻神伊弉册尊訪問は、黄泉国の御殿で妻の遺体を発見して以来、恥を掛かせられたとして、夫神が妻神の発した黄泉国の泉津醜女（ヨモツシコメ）、八種雷神（ヤクサノイカヅチカミ）よりの追求から逃れる途上で、桃の実3個を以ってそれらを撃退したとするものである〔註（1）—⑩稿参照〕。その後、伊弉諾尊は穢れた身体を浄める禊をする目的で、竺（筑）紫の日向（ひむか）の橋の小門（をど）の阿波岐原（あはきはら）に赴く。そこで彼が川の中流にあった瀬の底へ潜って成立したのが底津綿津見神、底箇（箇）之男命（ソコツツノヲノミコト）二神であり、次いで水の中程で成立したのが中津綿津見神と中箇（箇）之男命、水面で成立したのが上津綿津見神と上箇（箇）之男命の各ペア神であるとする。この三柱の綿津見神は、志賀島（福岡県）を本拠地として活動する海人系統の豪族である、阿曇連（あづみのむらじ）等の祖神（おやがみ）であり、底箇之男命、中箇之男命、上箇之男命の三柱の神は墨江（すみのえ）の三座の大神（住吉神社の祭神）であるとしているのである。三柱ずつの組み合わせとなっているのは海神系の神の特徴であるとする（『古事記』日本思想体系1、40頁一頭註参照）。当該神話中では、伊弉諾尊が死のケガレより逃れた結果として当該六神が生まれ出たのであるが、川では所持していた杖や囊、着衣、両手に装着していた手纏（たまき）等をも投げ捨て、最終的には裸体に近い状態で六神を生成したのである。つまり、綿津見神を含む六神の起源とは、彼の身体より剥がれ落ちた**死のケガレそのもの**であったことになる。そこで、綿津見神にはあらゆる水死者を慰霊すると共に、後には水中を支配する水神をも祀ると言った思考に発展して行ったものかもしれない。

『神道史大辞典』の「海神」の項（岡田精司氏執筆）に依れば、古代日本に於ける海洋神（記紀の綿津見神）の多様性を三つのタイプに分類する。それらは即ち、①海人に依って祭祀される漁撈神、②住吉神の如き航海神、③各地域の岬や海域に祀られる海洋神、の3タイプである。①は、その中心が安曇連の本拠地であるとし、②は国家祭祀の性格が濃厚であり、式内社も長門、筑前、壱岐、対馬国と言った対外航路と、陸奥国にその分布が限られるとした。このタイプの海洋神では、古代に於ける民衆信仰の痕跡は無いとする。③は漁業や航海の守護神であって、**京都府宮津市の籠神社**、**広島県廿日市市の巖島神社**、**新潟県佐渡市の度津神社**等を指摘する。上記の宮城県、福島県に所在する綿津見神社の事例は、当初は当該辞典が指摘する①のタイプのものであったであろうが、後には②の性格を濃くして行ったものと推測されるものの、当該地域の綿津見神は、それと共に、津波の最大到達点に建てられたことから見て、海神の脅威を祀る、アジュールとは又違った意味での、或る種の**境界領域を表示すると言う目的をも付帯**する様に変化して行ったものと推測される。それは、ヤマト王権に依る東北地方計略に於いて、組織化された海人集団や鹿島、香取神の北進と相俟つ

て、蝦夷社会の中へと展開されて行ったのである。

ただ、『国史大辞典』の「海神信仰」の項（祝宮静氏執筆）に依れば、沖縄に於いて旧暦7月の亥の日に執行される海神を祀る祭儀の所作中に、山神と海神との交遊を示すものがあって、それが**竜宮説話の根底**に存在すると共に、古代中国の竜神、竜王信仰との混線も見られるとしている。日本の漁村に見られる竜神、竜王信仰は、修験道の山伏に依って広められたものが多く、古典神話に出現するワタツミとの直接的関連が見出せないとしている。宮城県仙台市若林区霞目（かすみのめ）2丁目の国道4号線東側、陸上自衛隊霞目飛行場脇に建つ浪分（なみわけ）神社では〔註（1）—⑫稿参照〕、湯殿山と記された供養碑と、地蔵（堂）とが境内に建っているが、これは当地でも湯殿山信仰が盛んに行なわれていたことを示している。岩供養、仏供養、霊祭の執行に見られる湯殿山信仰は、死者の生まれ変わりと再生を目指すものであり、当社に伝来する、白馬に跨った海神が大津波を南北に分断して鎮めたとする伝承も、竜神、竜王信仰に於ける事例の如く、修験道とその山伏に依って信仰、拡散されて行った可能性も示唆されるであろう。更に、ワタツミが山神と海神との対比、両者の交遊の中に於いて考慮されるのは、福島県飯舘村の綿津見神社と、山を支配する神である大山津見神を祀る山津見神社とが、海岸線よりは程遠い内陸部の同村内に在りながらも、両社共に、海水を媒介とした祈願を行なう場となっている事象よりも窺えるであろう。



写真：福島県相馬郡飯舘村の綿津見神社〔筆者撮影。当社は当初、茗野（くさの）神社と呼ばれており、天文7年（1538）の伊達氏に依る「御段錢古帳」には草野郷が33貫625文の地として登場する。元和6年（1620）に相馬中村藩の熊川長春が**八龍大明神を合祀して社名を八龍大明神とした**とされる。これが祈雨の目的を持ったものであったとするならば、内陸の地にありながら、当社が明治3年（1870）に**綿津見神社と改称**されて現在に至った理由にも整合性が見られるかもしれない〕



写真：南相馬市原町区萱浜一本松に所在する綿津見神社（筆上、下）者が2014年3月28日に撮影。海岸線より約1.3キロメートル付近にあった当社は東日本大震災に依る津波被害を被り、押し流されたものと推測される。萱浜地区では、約20メートルの波高を持った津波が襲来し、77名がその犠牲となった）

(116) 江戸期には山上に於いて航海安全の為の標識としての燈火を灯したという。又、天保12年（1841）に設置された方角石としての石製円柱がある。これは、十二支方角石で塩竈市指定の有形文化財となっている。直径約45センチメートル、高さ約82.5センチメートルで、江戸幕府の役人であった木村又兵衛正信が設置したとされる。尚、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』、「日和山〈塩竈市〉」の項参照。

(117) 酒田市西北部、最上川の河口に近い砂丘上（自然地形）に日和山（公園）がある。そこには、文化10年（1813）、酒田港に寄港する北国廻船の航海安全を祈願して建てられた高さ約3メートルの常夜灯、日和山より船頭らが日和や風向を判断する際に使用した直径約0.71メートルの御影石製方角石がある。方角石の表面には12支に東西南北の文字が刻まれており、現存最古の方角石であるとされる。尚、『角川日本地名大辞典 6 山形県』（株式会社 角川書店）1981年12月、の「日和山公園〈酒田市〉」の項参照。

(118) 新潟市中央区東堀通13番町にあり、北前船の寄港地である新潟湊の水戸教（水先案内）をする役割を担っていた。江戸期～明治5年（1872）の地名で「日和山下」があり、それは日和山の麓に位置していたことに因むとする。現在、旧日和山の頂上（約10メートル程の高台。「YAHOO JAPAN地図」の「距離計測」に依れば、

標高・海拔は約2.8メートルとする）には国家鎮護、航海守護の神を祀る住吉神社が建てられており、十二支と東西南北を刻んだ方角石（直径約60センチメートル、高さ約30センチメートル）が置かれている。初代方角石は海岸の浸食によって流出し、現方角石は明治24年（1891）に住吉神社に奉納された。明治13年の大火で当該神社と船見櫓は焼失し、日和山は方角石共々、海側の地へ移動したとされる。尚、『角川日本地名大辞典 15 新潟県』（株式会社 角川書店）1989年10月、の「〔近世〕日和山下〈新潟市〉」の項、及び、「新潟日報」、2014年3月6日付朝刊、11頁（地域フロント）、「水先案内の方角石 日和山（新潟市中央区）湊町 新潟の面影いまに」記事参照。



写真：現在の新潟日和山〔筆者撮影。江戸時代後期の絵師（上、下）であった長谷川雪旦に依る「北国一覽写 出羽 越後」〔天保2年（1831）成立。米山堂刊、1924年8月、に依る〕には、角田山を背景とした新潟日和山が富士山の如き容姿で描かれた。そこには方角石や、頂上部分に植えられた日和の松、日和見をする二人の人間も描かれており、海岸の直ぐ傍にあったことが分かる。現在、頂上部に祀られる住吉神社は慶応元年（1865）に伊藤仁太郎が創建したとする〕

(119) 早川純三郎氏編『竹橋餘筆 全』（國書刊行會）1917年9月、に依る。

(120) 『三航蝦夷日誌 上巻、下巻』（吉川弘文館）2007年6月、に依る。

(121) 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「日和山〈石巻市〉」の項参照。

(122) 国史大系本『續日本紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1993年6月、に依る。

- (123) 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』、「石巻市 沿革」の〔中世〕の項参照。
- (124) 石巻市立門脇小学校の校内にいた児童230人は避難訓練通り、同校校舎背後にあった日和山に避難したとされる。又、同校校庭に避難していた住民約50人は津波の接近に依り同校校舎に逃げ込み、2階から日和山に脱出したとされる。現在、日和山公園は、石巻市の指定避難所となっている。
- (125) 国史大系本（第26巻）『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』、に依る。
- (126) 鹿嶋神と朝廷に依る東北経略に関しては、本稿前篇〔註（1）—⑫稿〕参照。
- (127) 『国史大辞典』の「鹿島神宮」、「鹿島大神」、「鹿島信仰」、「香取神宮」の項参照。
- (128) 『国史大辞典』の「安曇氏」の項参照。
- (129) 菊地勝之助氏『宮城県地名考—地方誌の基礎研究』更新版（宝文堂出版販売）1972年6月、参照。
- (130) 上野洋三、櫻井武次郎氏編『芭蕉自筆 奥の細道』（株式会社 岩波書店）1997年2月、に依る。
- (131) 仙台叢書刊行会編『仙台叢書 第十五巻』（宝文堂出版販売）1972年10月、同『仙台叢書 第十六巻』（同）1972年11月、所収の「奥羽観蹟聞老志」、に依る。
- (132) 高橋長三郎（北江漁史）氏編、高長書店、1911年10月、国立国会図書館所蔵本（請求記号 特20—712）、に依る。
- (133) 国土交通省東北地方整備局「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本構想（案）参考資料」平成26年（2014）2月、参照。
- (134) 『理科年表 平成26年 第87冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」や『国史大辞典』の「地震」の項所収に拘わる「別表2 日本のおもな被害地震」に依れば、これに該当する地震や津波の発生は記録されていない。ただ、同じ元禄9年6月27日には磐城小名浜に於いて地震、高潮・被害津波の発生があり、2,450名が死亡したとされる。尚、「富岡町地域防災計画」（富岡町防災会議）2007年3月、第1編：総則—第3節：既往の災害と想定地震—第2：既往の地震災害—1：海洋型地震発生履歴、参照。又、「南三陸町震災復興計画（素案）創造的復興をめざして」（第2回南三陸町震災復興計画策定会議資料）2011年7月、第1編：総論—第2章：震災の総括—1. 過去の震災の履歴、では元禄9年11月1日の災害では地震が無く、石巻や本吉等で津波被害があったとしている。遠（隔）地津波の可能性があろう。
- (135) 『日本史総覧コンパクト版I』（新人物往来社、1991年4月）所収に依る「古代国勢一覧」の推計人口に基づく。
- (136) 国史大系本『日本書紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1990年12月、に依る。
- (137) 国史大系本（第6巻）『類聚國史 後篇』（株式会社 吉川弘文館）2000年3月、に依る。
- (138) 国史大系本（第8巻）『日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史』、に依る。
- (139) 当該地震を引き起こした断層に関し、長さ約26キロメートル、マグニチュード7.2、東傾斜45度の場合、秋田城跡周辺地域では震度6前後であるとされる〔野越三雄、中村亮一、王寺秀介氏「秋田最古の830年長地地震を探る」（『歴史地震』第29号所収、267頁、2014年7月）参照〕。当該地震に対しては、鎮秋田城国司であった藤原朝臣行則が作成し、秋田城周辺地域のみ状況ではあろうが、この**大地震動**に依る被害の詳細が記された、地震発生当日付牒式文書が駅伝奏に依って京都に齎されている（同年正月28日）。日本海沿岸国の、然も王権にとり辺境の地としての認識を持った出羽国に於ける被害地震の様相が記録されたのは、稀有の事例

であると言える。そこでは、城郭、官舎、四天王寺と言った施設の被害と共に、死傷者100人以上の人的被害をも記載する。又、当該牒の中では、「城邊大河云**秋田河。其水涸盡。流細如溝。疑是河底辟分。水漏通海歟。吏民騒動。未熟尋見。添河霸別河。兩岸各崩塞。其水汎溢。近側百姓懼當**暴流。競陟山崗**」とする部分があり、当地での規模の大きな津波に依る、引き波（引き潮）、押し波（上げ潮）現象が起きていた可能性を示唆する史料として、尚一層の検証が必要である。更に当該地震発生に関しては、「類聚國史 卷百七十一 災異五 地震（序和）」同年4月25日条で、平安初期という時期にあって、前代の奈良期に於ける**咎徴的思考**が未だ尾を引いていることが窺える部分が存在するのである〔註（1）—⑪稿参照〕。それは、「**咎徴之噴不招而臻**」として、政道に於ける虧（欠けているもの）を認めたと、「朕之寡徳。慙乎天下。静念厥咎」と言いながら、淳和天皇に依る徳の薄さと反省とを強調しつつも、その一方では、「寅畏三靈」とか「降斯靈譴」として、平安時代の特徴であるが、災異の発生に際して、**御靈、疫神へのその責任転嫁思考**の萌芽も見られ、当該期には**咎徴思想と怨靈信仰とが混在**していたという状態がその特徴として指摘されるのである。ただ、出羽国よりの震災発生報告が京都に齎されてから、王権に依る「據修徳以攘災」行為の発動迄に、約3か月もの時間が経過していた理由がはっきりとはしない。平安期に入り間もない当該期に於いて、未だこうした大規模災害に対しての王権の姿勢や、対処方針、基本的な原理が確立してはいなかったことがその原因として推察される。更に当該地震が、王権の威力が未だ貫徹していなかった東北地方で発生していたことも又、その要因として推測されるのである。「**不論民蝦**」として、東北地方在住者（所謂、辺境地帯住民の総称としての蝦夷）の内、王権支配下の百姓と、そうでないものとに区別を付けないで救済するとしている処に示唆される、対蝦夷政策に拘わる部分の合意形成が、朝廷内部で中々出来上ってはいなかったのかもしれない。しかし、その内容自体は、「**濟民之道。何能不師古哉**」として、奈良時代に於ける**濟民之道の踏襲**を示唆するかの如き一節にも表わされているものと考ええる。それは、当年分租調の免除、倉廩の開倉と備蓄穀物の支給、賑給の実施、屋宇の助修、歴亡の倫に対する早期に於ける葬理に従った処理等であり、奈良期に於けるそれらと大差が存在する訳ではないのである。**

参考文献表

- ⑫当該表は著者名（辞典、事典、史料、新聞、地図等の場合は発行所）の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典や事典の場合にはその発行年月を省略してあるものがある。
- 秋本吉郎氏『風土記の研究』株式会社 ミネルヴァ書房、1998年10月
 - 「朝日新聞」朝日新聞社
 - 海部毅定（あまべ よしさだ）氏『元初の最高神と大和朝廷の元始』株式会社 おうふう、2006年7月
 - 荒井秀規氏「古代史料にみる地震—『理科年表』の「地震年代表」にふれて—」〔高橋一夫、田中広明氏編『古代の災害復興と考古学』古代東国の考古学2所収、高志書院、2013年5月〕
 - 有井広幸氏「天橋立の形成過程について」（『京都府埋蔵文化財論集 第6集 —創立三十周年記念誌—』所収、2010年12月）

- 石原道博氏編訳『新訂 魏志倭人伝 他三篇 一中国正史日本伝(1)』株式会社 岩波書店、1990年5月
- 荊木美行氏『風土記逸文研究入門』株式会社 国書刊行会、1997年5月
- 今村明恒氏「大寶元年及び慶長元年の陥没性本邦大地震に就て」(『帝国学院院紀事』第四卷第三號所収、1946年)
- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 植田弥生、辻誠一郎氏「若狭湾沿岸、敦賀市中池見の埋没林とその放射性炭素年代」(『植生史研究』第2巻第1号所収、1994年1月)
- 宇佐美龍夫氏『資料 日本被害地震総覧』財団法人 東京大学出版会、1975年3月
- 宇津徳治、嶋悦三、吉井敏尅、山科健一郎氏編『地震の事典』第二版、朝倉書店、1987年
- 大島正健氏『國語の語根とその分類』第一書房、1931年5月
- (京都府)大宮町文化財保護審議会監修『おおみやの民話』(京都府)大宮町教育委員会、1991年9月
- 岡村行信、佐竹健治、竹内章氏「富山深海底谷最下流部の海底地形」(『歴史地震』第18号所収、2002年)
- 荻原浅男氏『古事記への旅』NHKブックス347、日本放送出版協会、1992年6月
- 海上保安庁水路部「富山湾付近の海底地形」(『地震予知連絡会 会報』第41巻所収、1989年2月)
- 海上保安庁水路部「能登半島沖の海底地形」(『地震予知連絡会 会報』第64巻所収、2000年8月)
- 1:50,000海底地形図「若狭湾西部」(Na63374)海上保安庁水路部、1980年8月16日
- 吉川忠夫氏訓注『後漢書』第七冊 列伝五、株式会社 岩波書店、2004年5月
- 『古事記』日本思想体系1、株式会社 岩波書店、1982年2月
- 上野洋三、櫻井武次郎氏編『芭蕉自筆 奥の細道』株式会社 岩波書店、1997年2月
- 『風土記』日本古典文学大系2、株式会社 岩波書店、1958年4月
- 『角川日本史辞典』第二版、株式会社 角川書店、1994年11月
- 『角川日本地名大辞典 15 新潟県』株式会社 角川書店、1989年10月
- 『角川日本地名大辞典 18 福井県』株式会社 角川書店、1989年12月
- 『角川日本地名大辞典 26 京都府 下巻』株式会社 角川書店、1982年7月
- 『角川日本地名大辞典 26 京都府 上巻』株式会社 角川書店、1982年7月
- 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』株式会社 角川書店、1979年12月
- 『角川日本地名大辞典 6 山形県』株式会社 角川書店、1981年12月
- 『河北新報』株式会社 河北新報社
- 次田真幸氏『古事記(上)』株式会社 講談社、2013年6月
- 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式会社 吉川弘文館、2000年11月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本(第7巻)『古事記 先代舊事本紀 神道五部書』株式会社 吉川弘文館、1998年10月
- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1993年4月
- 『神道史大辞典』株式会社 吉川弘文館、2004年7月
- 国史大系本(第4巻)『日本三代實録』株式会社 吉川弘文館、2000年12月
- 『日本史総合年表』株式会社 吉川弘文館、2001年7月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本(第8巻)『日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史』株式会社 吉川弘文館、1999年7月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 国史大系本(第23巻)『令集解 前篇』株式会社 吉川弘文館、2000年8月
- 国史大系本(第6巻)『類聚國史 後篇』株式会社 吉川弘文館、2000年3月
- 亀井輝一郎氏「古代の宗像氏と宗像信仰」(「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告I所収、2011年3月)
- 菊地勝之助氏『宮城県地名考—地方誌の基礎研究』更新版、宝文堂出版販売、1972年6月
- 京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史資料編 京丹後市の災害』京丹後市役所、2013年3月
- 京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史本文編 図説京丹後市の歴史』京丹後市役所、2012年10月
- 『丹後王国の世界』丹後古代の里資料館展示ガイド、京丹後市立丹後古代の里資料館、2013年8月
- 『丹後國中郡誌稿』京都府丹後國中郡役所編、1914年6月(『京都府郷土誌叢刊』第11冊、株式会社 臨川書店、1985年2月)
- 早川純三郎氏編『竹橋餘筆 全』國書刊行会、1917年9月
- 「スマトラ島西方沖の地震に伴う津波被害の概要」、「スマトラ島西方沖の地震に伴う津波被害状況写真」(中部地方の天変地異を考える会(第1回、平成18年1月)資料—5、国土交通省中部地方整備局)
- 国土交通省東北地方整備局「石巻市南浜地区復興記念公園(仮称)基本構想(案)参考資料」2014年2月
- 1:25,000地形図「石巻15号—3」(塩竈)国土地理院、2003年2月1日
- 1:25,000地形図「宮津11号—3、15号—1」(日置)国土地理院、平成2002年8月1日
- 1:25,000地形図「宮津15号—2」(宮津)国土地理院、2002年10月1日
- 「宮津市 難波野遺跡第4次」京埋セ現地説明会資料No.06-07、財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター、2006年3月11日(土)
- 「宮津市 難波野遺跡・難波野条里制遺跡(第5次)、大垣・一の宮遺跡(第4次)京埋セ現地説明会資料No.07-01、財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター、2007年1月20日(土)
- 佐野誠子氏『搜神記・幽明録・異苑他<六朝I>』中国古典小説選2、株式会社 明治書院、2006年11月
- 寒川旭氏『地震考古学』中公新書1096、中央公論社、1992年10月
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
- 鈴木沙都美氏「羽衣説話考 一日中朝に伝承される説話の比較—」(『日本文学ノート』第45号所収、2010年7月)
- 「仙台領分図」宮城県図書館所蔵、通し番号8、資料番号204
- 『大漢和辞典』修訂第二版第二刷、大修館書店
- 高橋長三郎(北江漁史)氏編『増訂 石巻案内』、高長書店、1911年10月
- 竹内均氏訳『大陸と海洋の起源』講談社学術文庫908、講談社、2001年10月
- 太宰幸子氏『地名は知っていた<下> 七ヶ浜～山元 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月
- 太宰幸子氏『地名は知っていた<上> 気仙沼～塩竈 津

- 波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月
- 「籠神社周辺の遺跡」丹後一宮元伊勢籠神社
 - 永濱宇平、橋本信治郎、小室萬吉氏編『丹後史料叢書 第一輯』丹後史料叢書刊行會、1927年3月
 - 永濱宇平、橋本信治郎、小室萬吉氏編『丹後史料叢書 第三輯』丹後史料叢書刊行會、1927年3月
 - 次田真幸氏『古事記(上)』講談社学術文庫207、株式会社 講談社、2013年6月
 - 常田賢一、小泉圭吾氏「津波被害からの知見とハード対策の方向性の考察(その2)」『地盤工学会誌』59(9)所収、2011年9月
 - 独立行政法人 産業技術総合研究所「山田断層帯(主部)の活動性および活動履歴調査」(『活断層の追加・補完調査』成果報告書 No.H22-4) 2011年5月
 - 「富岡町地域防災計画」富岡町防災会議、2007年3月
 - 名取教育會編『名取郡誌』復刻版、株式会社 臨川書店、1987年5月
 - 名取復興支援協会「ご支援ありがとうございました。」V1.L2
 - 「新潟日報」新潟日报社
 - 似内恵子(にたない けいこ)氏「宮津港の「みなと文化」」港別みなと文化アーカイブス、一般財団法人 みなと総合研究財団
 - 野越三雄、中村亮一、王寺秀介氏「秋田最古の830年天長地震を探る」(『歴史地震』第29号所収、2014年7月)
 - 荻原尊禮氏編著『古地震—歴史資料と活断層からさぐる—』財団法人 東京大学出版会、1982年11月
 - 長谷川達氏「『増補縁城寺年代記』について」(『丹後郷土資料館調査だより』第2号所収、2013年3月)
 - 長谷川雪旦氏『北国一覽写 出羽 越後』米山堂、1924年8月
 - 福岡猛志氏「『丹後国風土記残欠』の基礎的検討」(『愛知県史研究』第17号所収、2013年3月)
 - 「広報 ふくろい」袋井市役所総務部秘書広報課広報係、第34号、2006年8月
 - 『世界大百科事典』初版、平凡社
 - 『日本説話伝説大事典』初版、勉誠出版(株)、2000年6月
 - 仙台叢書刊行會編『仙台叢書 第十五卷』宝文堂出版販売、1972年10月
 - 仙台叢書刊行會編『仙台叢書 第十六卷』宝文堂出版販売、1972年11月
 - 「1:200,000北陸地方土木地質図」北陸地方土木地質図編纂委員会、2004年
 - 保立道久氏「貞観津波と大地動乱の九世紀」(『季刊 東北学』第28号所収、2011年8月)
 - 渡辺祐次氏編『舞鶴市内神社資料集』
 - 前田正明氏「二〇一一年九月の紀伊半島大水害時における資料レスキュー活動とその後の取り組み」(『日本史研究』第625号所収、2014年9月)
 - 前原あやの氏「張衡と占術」(『関西大学東西学術研究所紀要』第45輯所収、2012年4月)
 - 松岡昌志氏「上空および宇宙からのリモートセンシングによる最近の被害地震のモニタリング」(「近年の国内外で発生した大地震の記録と課題」地震被害調査小委員会 シンポジウム論文集所収、2002年6月)
 - 『理科年表 平成26年 第87冊』丸善株式会社、2013年12月
 - 「南三陸町震災復興計画(素案)創造的復興をめざして」第2回南三陸町震災復興計画策定会議資料、2011年7月
 - 邨岡良弼氏「丹後風土記偽撰考」(『歴史地理』第三巻第五号所収、1901年)
 - 山本博文氏「若狭湾周辺海域の第四紀構造運動」(『福井大学教育地域科学部紀要』第2部、自然科学、第60号3集所収、2009年12月)
 - 「関上地区 まちなみ形成ガイドライン」関上復興まちづくり推進協議会 まちなみ検討ワーキング検討成果、2013年7月
 - 『三航蝦夷日誌 上巻、下巻』吉川弘文館、2007年6月
- ④和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総合年表』(株式会社 吉川弘文館、2001年7月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覽」に基づいた。

***Namiwake* Logic avoiding a *Tsunami* as a Disaster
—Latter part : Dealing with Earthquake Disasters as
a Cultural Theory**

Takehiko KOBAYASHI

2015年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第44号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.44 February 2015